

第6次 山口県男女共同参画 基本計画



令和8年(2026年)3月

山 口 県

はじめに

知事巻頭言

目 次

第1章 計画策定に当たって

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の性格と役割 | 1 |
| 3 | 計画の期間 | 1 |

第2章 計画策定の背景

- | | | |
|-----|----------------------------------|----|
| 1 | 「第5次山口県男女共同参画基本計画」策定後の社会経済情勢等の変化 | |
| (1) | 人口等の現状 | 2 |
| (2) | 労働環境をめぐる状況 | 6 |
| (3) | 仕事と子育て等の両立をめぐる状況 | 8 |
| (4) | 女性の活躍に関する状況 | 9 |
| (5) | 困難な問題を抱える人々の状況 | 11 |
| (6) | 男女間の暴力に関する状況 | 13 |
| 2 | 「第5次山口県男女共同参画基本計画」策定後の国・本県の主な動き | |
| (1) | 国の動き | 16 |
| (2) | 本県の動き | 19 |
| 3 | 男女共同参画に関する県民の意識 | 20 |
| 4 | 男女間の暴力等に関する県民の認識等 | 32 |

第3章 第6次山口県男女共同参画基本計画の基本目標

- | | | |
|---|-------------------|----|
| 1 | 計画の目指す方向 | 37 |
| 2 | 計画の構成 | 37 |
| 3 | 計画における3つの基本目標の考え方 | 38 |
| 4 | 施策体系 | 39 |

第4章 計画の重点項目

基本目標Ⅰ 男女が共に活躍できる社会づくり

- | | | |
|-------|------------------------------|----|
| 重点項目1 | 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり | 40 |
| 重点項目2 | あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 | 45 |
| 重点項目3 | 地域における男女共同参画の推進 | 48 |

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会に向けた意識改革と行動変革

重点項目 4	男女共同参画の推進に向けた意識改革と行動変革	51
重点項目 5	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	54

基本目標Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる環境づくり

重点項目 6	あらゆる暴力の根絶	56
重点項目 7	生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	61
重点項目 8	生涯を通じた男女の健康の支援	65

第5章 計画の推進

○第6次山口県男女共同参画基本計画の目標指標一覧	70
○具体的施策所管課（室）一覧	72

付属資料

○第6次計画策定の経緯	76
○男女共同参画社会基本法	77
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	82
○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	92
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	94
○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	109
○山口県男女共同参画推進条例	115
○山口県男女共同参画審議会規則	118
○山口県男女共同参画審議会委員・参与名簿	119
○山口県男女共同参画推進本部設置要綱	120
○山口県男女共同参画推進連携会議設置要綱	122
○用語解説	125

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

県では、平成12(2000)年10月に施行した「山口県男女共同参画推進条例」及び平成14(2002)年3月に策定した「山口県男女共同参画基本計画」(平成19年、平成23年、平成28年、令和2年改定)に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた幅広い分野にわたる施策の推進に、県民、市町、関係機関・団体、事業者と連携して取り組んできました。

これまでの取組により、男性の育児休業の取得率の増加や、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は改善の傾向にあるものの、家庭や職場、地域社会などにおける男女の地位の平等感については、多くの分野で男性の方が優遇されていると感じている割合が高いなど、依然として不平等感が強いことがうかがえます。

また、人口減少・少子高齢化の進行や、家族形態の変化、共働き世帯の増加、配偶者等からの暴力(DV)に関する相談件数の増加、デジタル化の推進、国の「第6次男女共同参画基本計画」の策定、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下、「女性支援新法」という。)や「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に関する法律」の施行、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」という。)や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下、「育児・介護休業法」という。)の改正など、近年の男女共同参画を取り巻く社会経済情勢の変化や国の動向に対応し、基本計画の見直しを実施するものです。

2 計画の性格と役割

この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「山口県男女共同参画推進条例」に基づき策定するとともに、「女性活躍推進法」に基づく都道府県推進計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下、「DV防止法」という。)に基づく都道府県基本計画、「女性支援新法」に基づく都道府県基本計画として位置付けます。

また、本県の県政運営の総合的な指針である「やまぐち未来維新プラン」の分野別計画として位置付け、「やまぐち子ども・子育て応援プラン」、「やまぐち産業労働プラン」などの本県の男女共同参画に関連する計画等と密接に連携しながら施策を推進することとし、次のような役割を担うこととします。

- (1) 県においては、市町と一体となって、男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本指針とします。
- (2) 市町に対しては、男女共同参画に関する施策推進の共通指針として、県と一体となった取組の推進を期待します。また、国の男女共同参画基本計画とともに、市町男女共同参画計画の基準となることを期待します。
- (3) 県民、関係機関・団体、事業者に対しては、この計画の推進について理解と協力を求め、その自主的な活動を期待します。
- (4) 県民、市町、関係機関・団体、事業者と連携して取り組む計画です。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和8(2026)年度から令和12(2031)年度までの5年間とします。

第2章 計画策定の背景

1 「第5次山口県男女共同参画基本計画」策定後の社会経済情勢等の変化

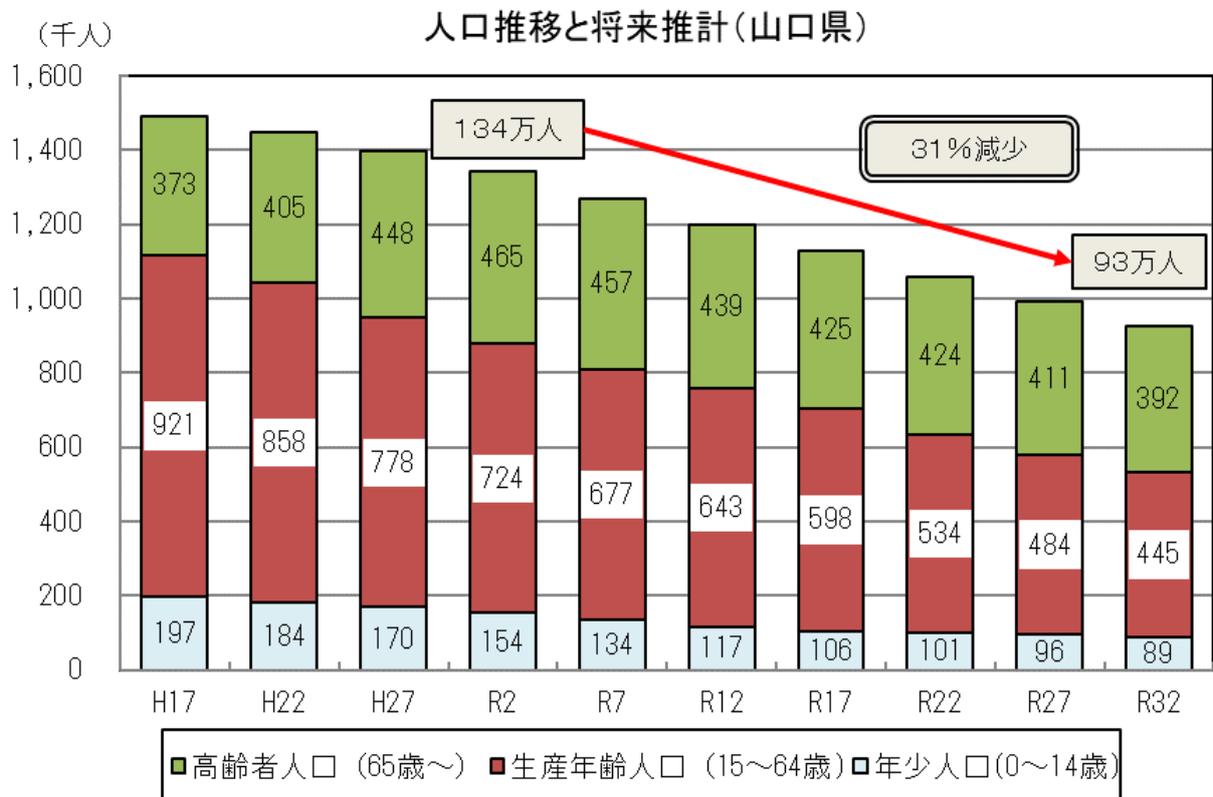
(1) 人口等の現状

① 人口の減少

本県の人口は、昭和60（1985）年以降減少を続け、令和2（2020）年では134万3千人まで減少しています。

また人口減少率はさらに拡大し、令和2（2020）年から令和32（2050）年までに約41万人（31%）減少する見込みです。

就職や進学等を理由に若い世代が県外に流出するなどの社会減に加え、出生数の減少による自然減により、人口減少に歯止めがかからない状況になっています。

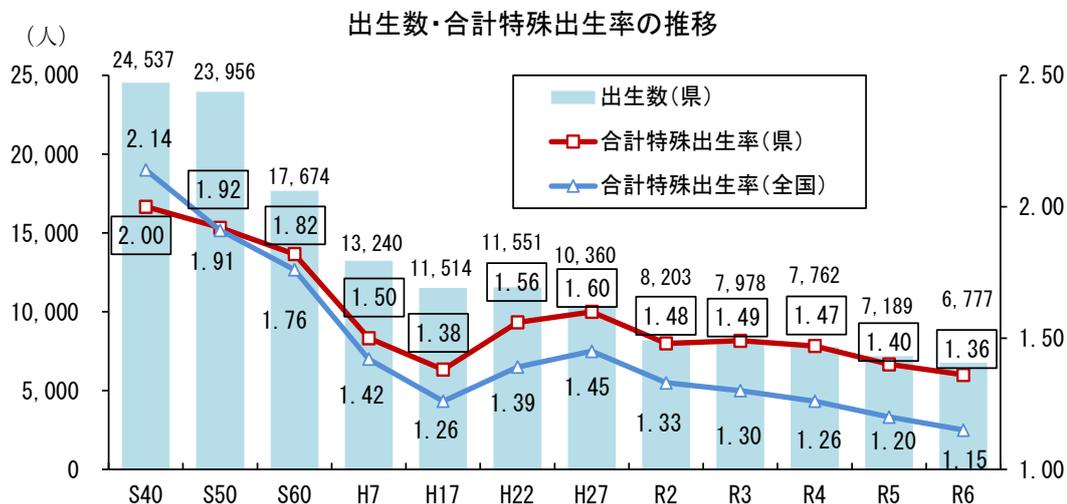


[資料]令和2年以前：国勢調査、令和7年以降：国立社会保障・人口問題研究所

② 少子化の進行

本県の出生数は減少傾向が続き、令和6（2024）年に生まれた子どもの数は6,777人となり、昭和60（1985）年（17,674人）より、約62%減少しています。

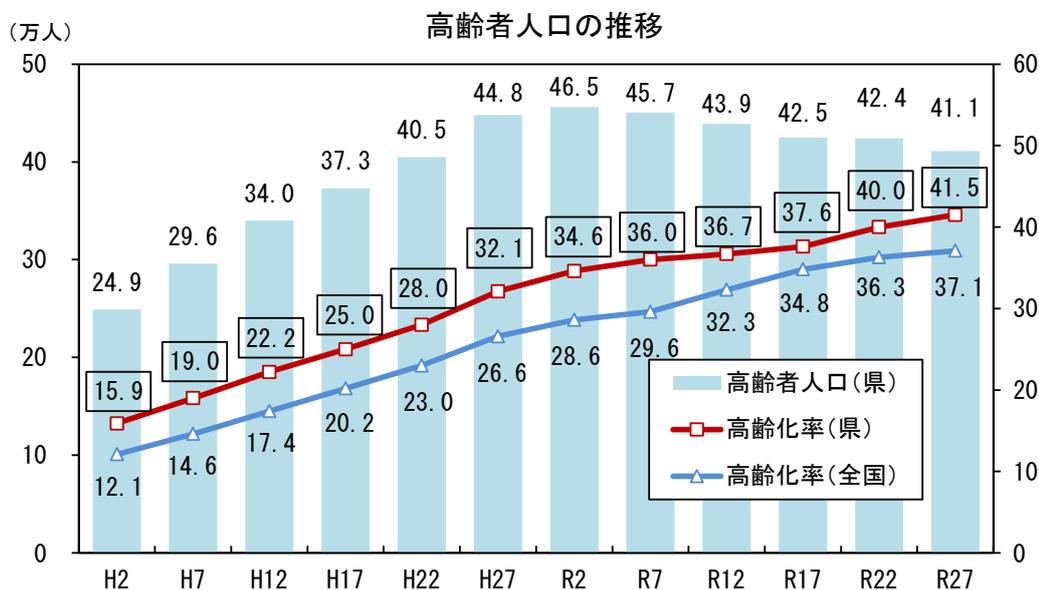
また、令和6（2024）年の合計特殊出生率についても、1.36と全国平均の1.15を上回っていますが、人口置換水準（人口を維持していくために必要な水準）の2.07を大幅に下回っています。



③ 高齢化の進行

本県の高齢化率（65歳以上の高齢者の総人口に占める割合）は、令和6（2024）年には35.5%（全国29.3%）と、全国に大きく先行して高齢化が進んでいます。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本県の高齢者人口は令和2（2020）年をピーク（46万5千人）に緩やかに減少に転ずることが予想されていますが、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）の減少が大きいことから、令和27（2045）年には高齢化率が41.5%となり、今後一層の高齢化が進むことが予測されています。



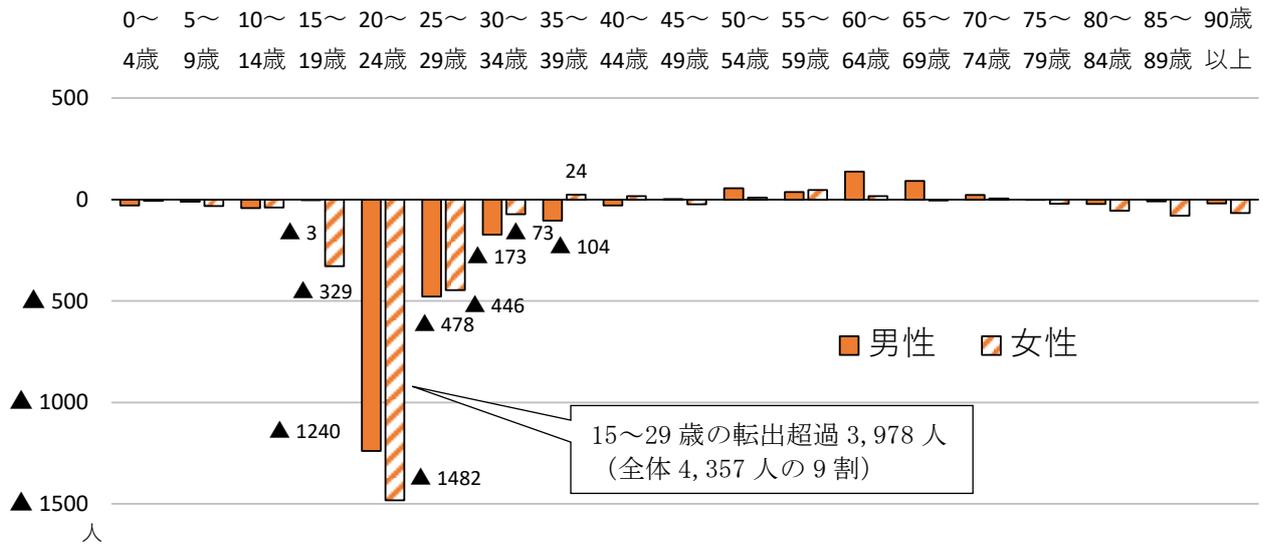
[資料]令和2年以前：国勢調査、令和7年以降：国立社会保障・人口問題研究所

④ 女性、若者を中心とした県外への流出

本県では、若者を中心に進学や就職による県外流出が一貫して続いており、男性に比べて女性の流出が大きくなっています。特に、15歳から29歳の若者の県外への転出が顕著であり、全体の転出超過数の約9割となっています。

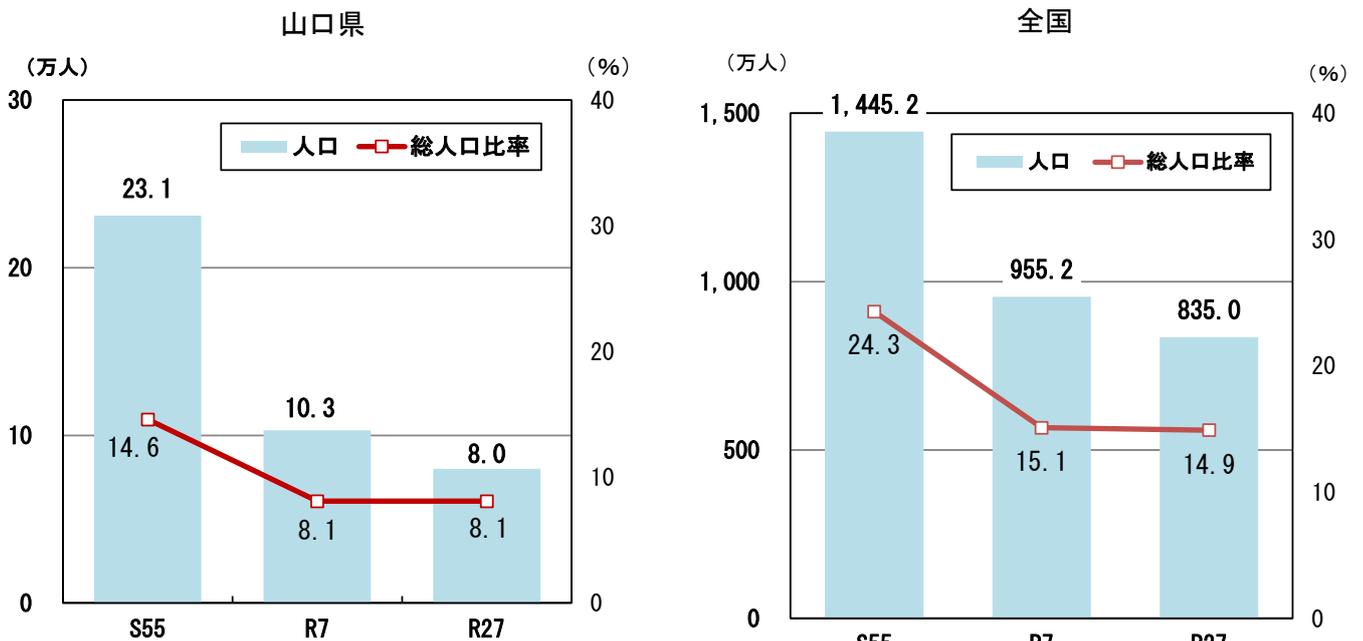
また、20歳から39歳の女性の人口は令和7（2025）年時点で、昭和55（1980）年と比べて55%減少し、令和27（2045）年には更に22%減少する見込みであり、全国に比べて、減少幅が大きくなっています。

山口県における年齢別人口の社会増減の状況



[資料] 令和6年住民基本台帳人口移動報告

20～39歳の女性人口の推移



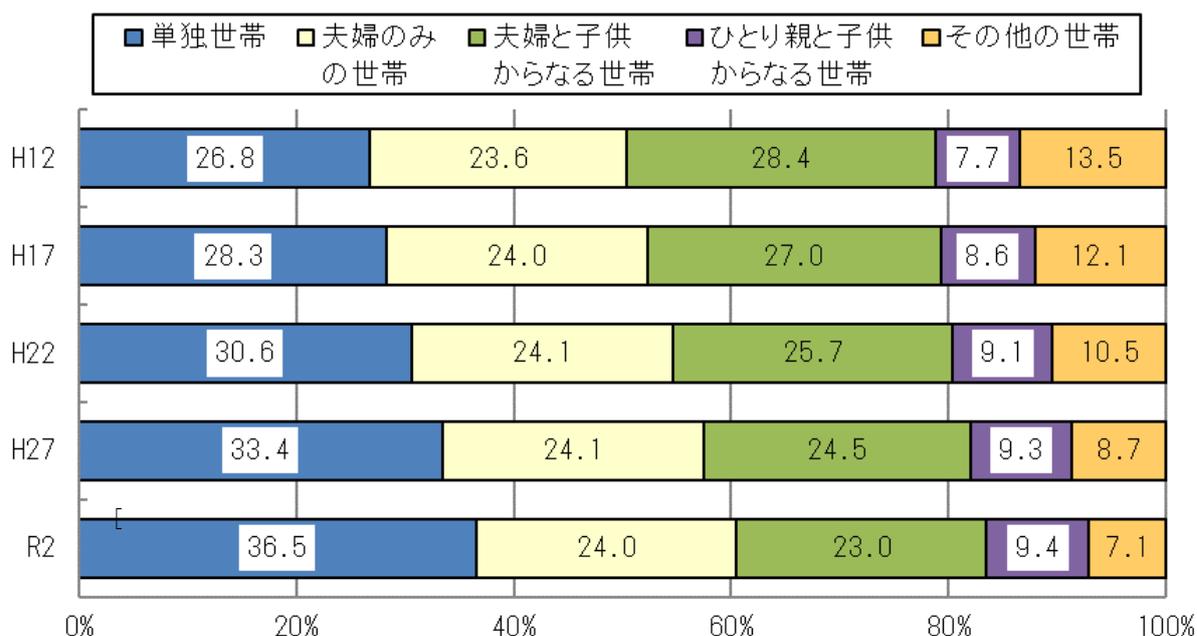
[資料] 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

⑤ 家族形態の変化

本県では、1世帯当たりの平均人員が減り続けており、単独世帯やひとり親世帯が増加するなど家族形態が変化しています。

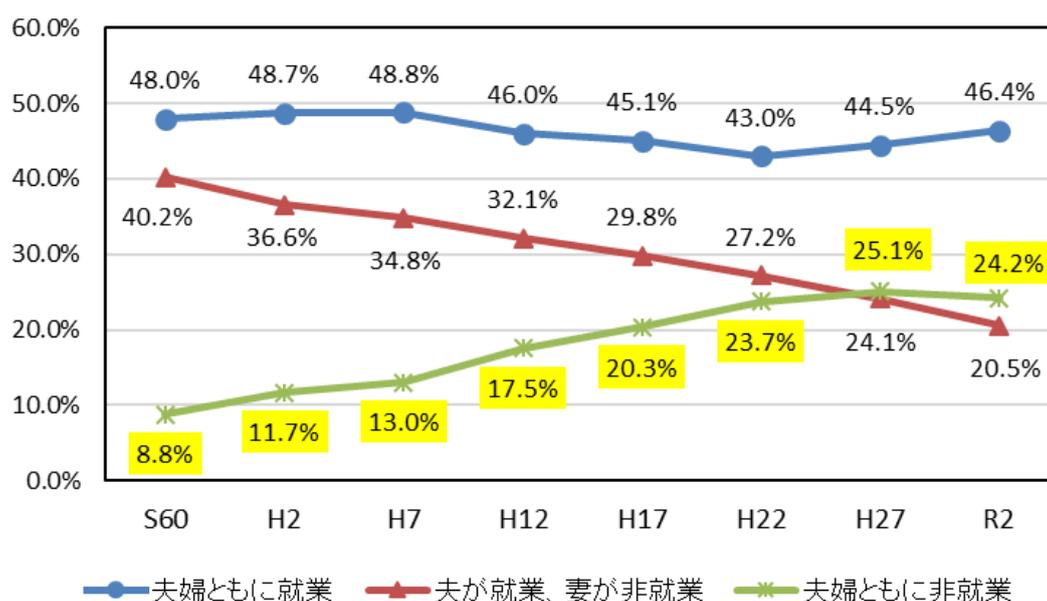
また、夫婦とも就業している共働き世帯の割合が多く、夫が就業、妻が非就業の世帯の割合の2倍以上となっています。

一般世帯の家族類型別割合の推移(山口県)



[資料] 国勢調査

一般世帯に占める共働き世帯の割合(山口県)



[資料] 国勢調査

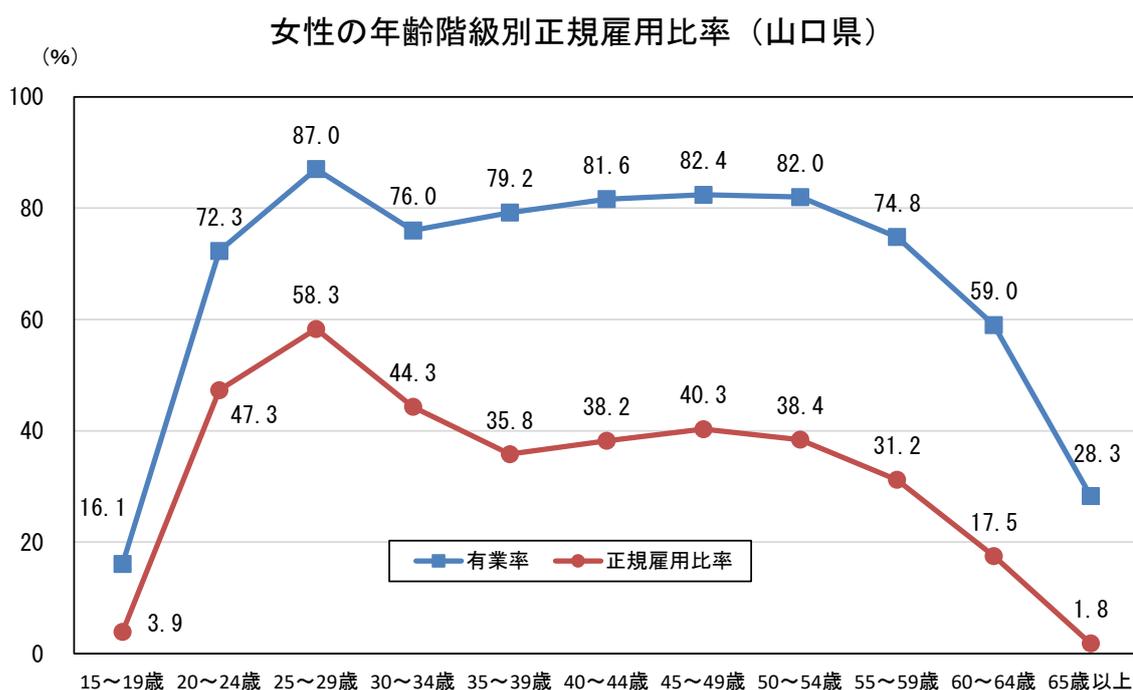
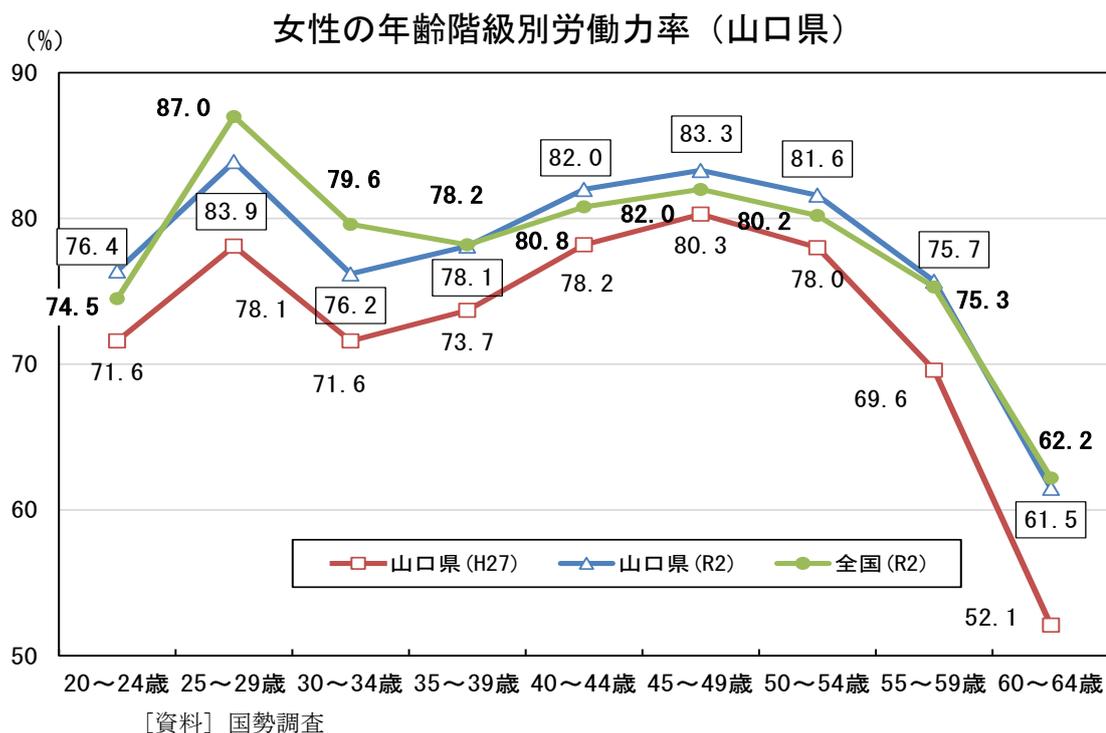
(2) 労働環境をめぐる状況

① 女性の就業をとりまく環境

近年、社会経済情勢が大きく変化する中、社会参加意識の高まりなどにより、本県の雇用者に占める女性の割合は増えています。

出産、育児等の理由から30歳代を中心に働く人が減る「M字カーブ」の解消は進みつつありますが、全国より20歳代後半から30歳代前半の労働力率は低くなっています。

また、女性の正規雇用比率は20歳代後半をピークに低下していますが、40歳代では増加の傾向がみられます。

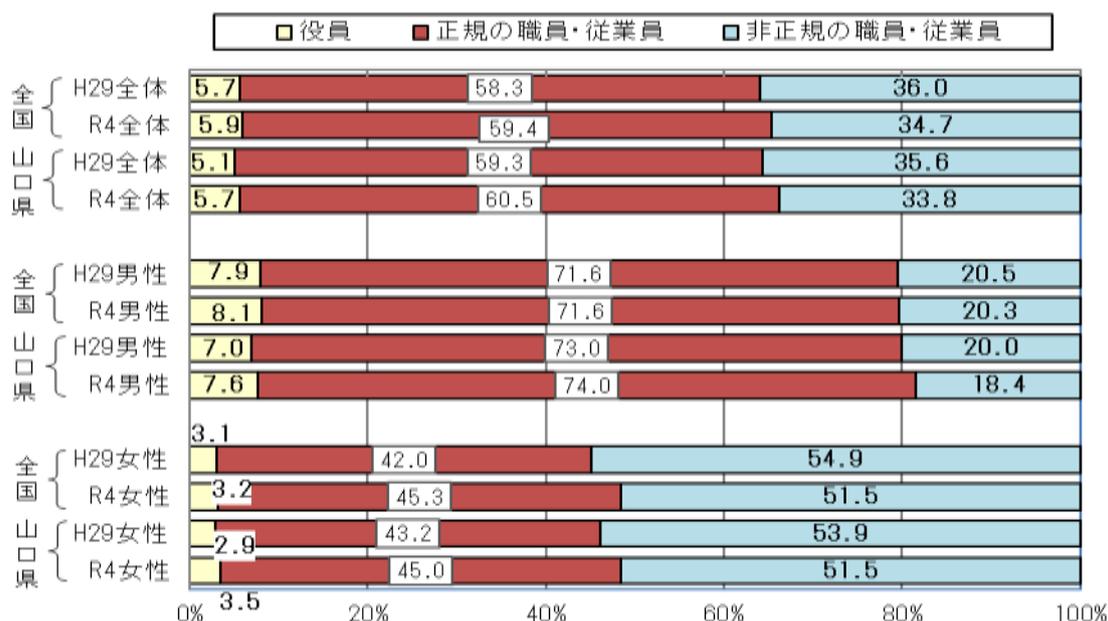


② 雇用をとりまく環境

本県の雇用形態をみると、近年、正社員比率の増加と非正規雇用の割合の低下という傾向が見られますが、男性に比べ女性の方が非正規雇用の割合が高い状況となっています。

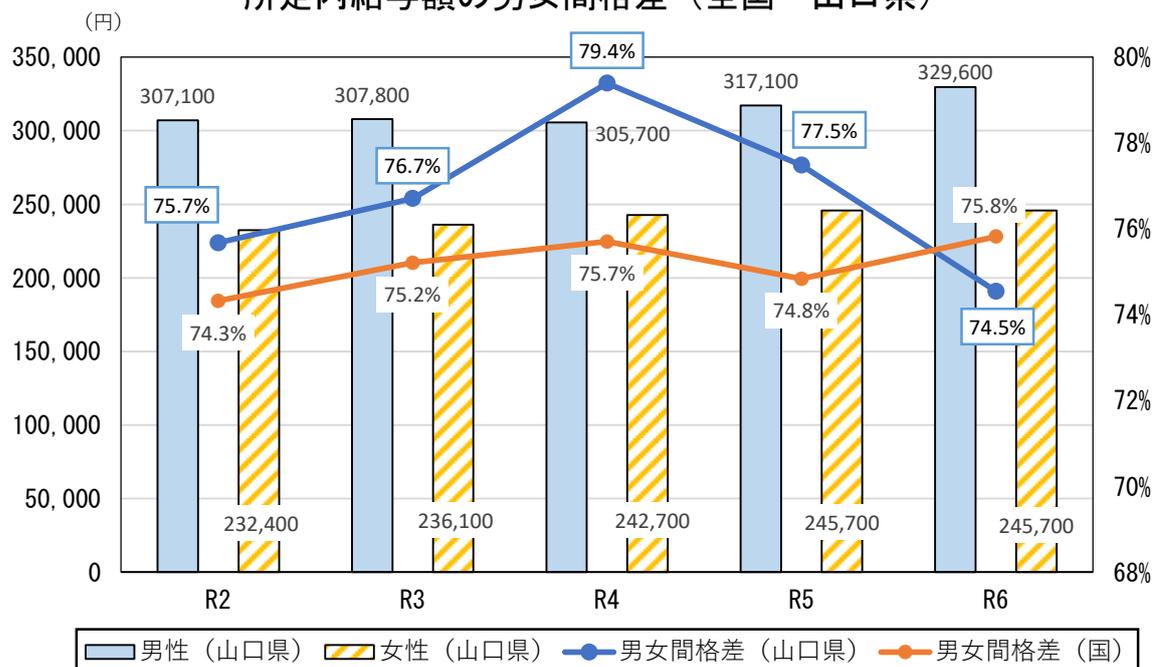
また、男性と女性の給与水準を比較すると、全国、本県とも、男性の給与水準と比べて女性の給与水準は約7割程度の状況が続いています。

雇用形態別の割合（全国・山口県）



[資料] 平成 29 年，令和 4 年就業構造基本調査

所定内給与額の男女間格差（全国・山口県）



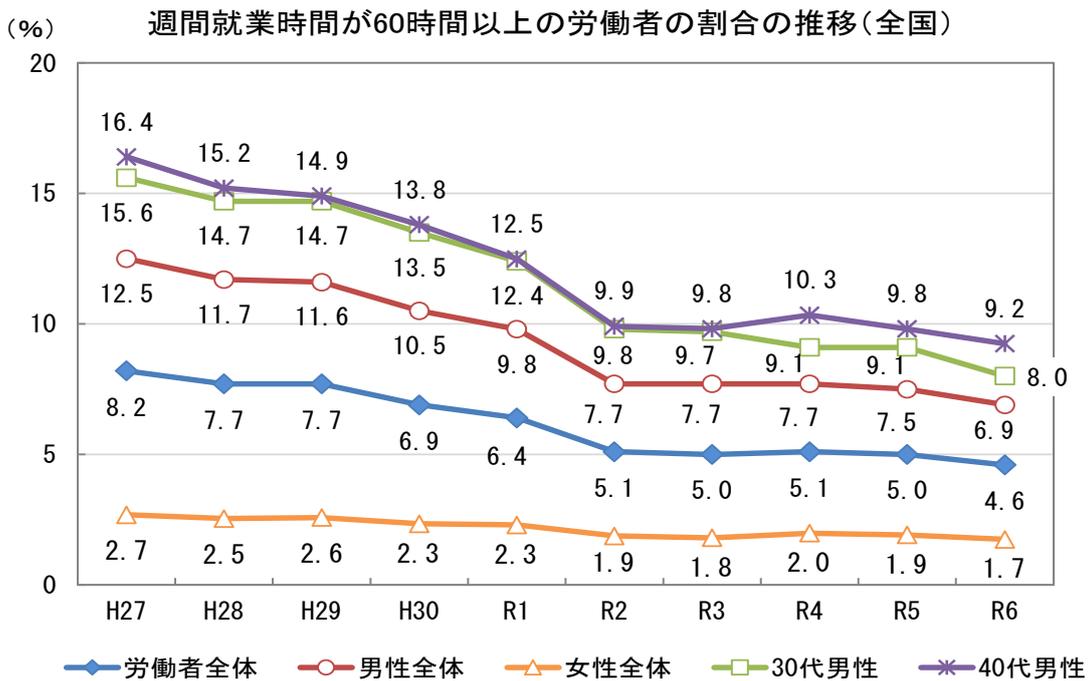
[資料] 賃金構造基本統計調査

※男性の一般労働者を 100 とした場合の女性の一般労働者の給与水準 (注) 短時間労働者を除く

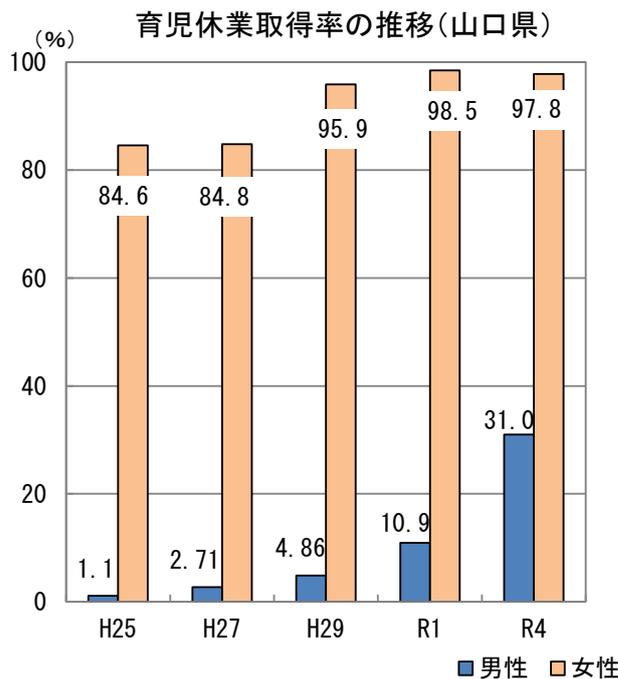
(3) 仕事と子育て等の両立をめぐる状況

「労働力調査」(総務省)によると、令和6(2024)年における週間就業時間が60時間以上の労働者の割合は4.6%と減少傾向にはありますが、特に子育て世代に当たる30歳代、40歳代男性では労働者全体の約2倍と高い水準で推移するなど、依然として長時間労働の実態が見られます。

また、本県の男性の育児休業取得率は、上昇傾向にあるものの、女性と比較すると依然として低い状況にあり、6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間も、女性と比較するとかなり少ない状況です。



[資料] 労働力調査



[資料] 県雇用管理実態調査および県働き方改革実態調査

6歳未満の子供がいる世帯の家事・育児時間（令和3年）

	山口県		全国	
	男性	女性	男性	女性
家事	25分（33位）	204分（3位）	30分	178分
育児	41分（46位）	242分（11位）	65分	234分

※1日あたりの合計時間（週全体平均）、育児以外の家事時間は、家事、介護・看護、買い物

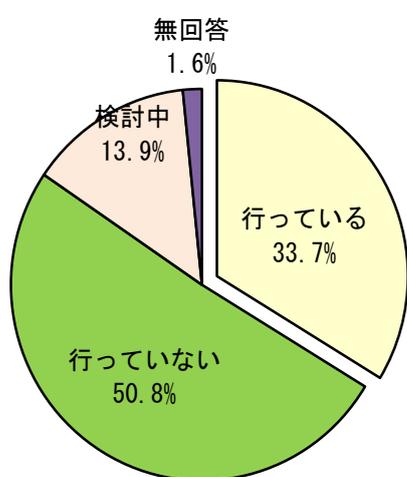
〔資料〕社会生活基本調査 ※（ ）内は全国順位

(4) 女性の活躍に関する状況

本県では、ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合は、約3割にとどまっています。また、事業所の管理職に占める女性割合を役職別にみると、各役職において、平成30年以降減少傾向にあります。

一方、県職員の課長級以上に占める女性職員の割合は年々増加しています。

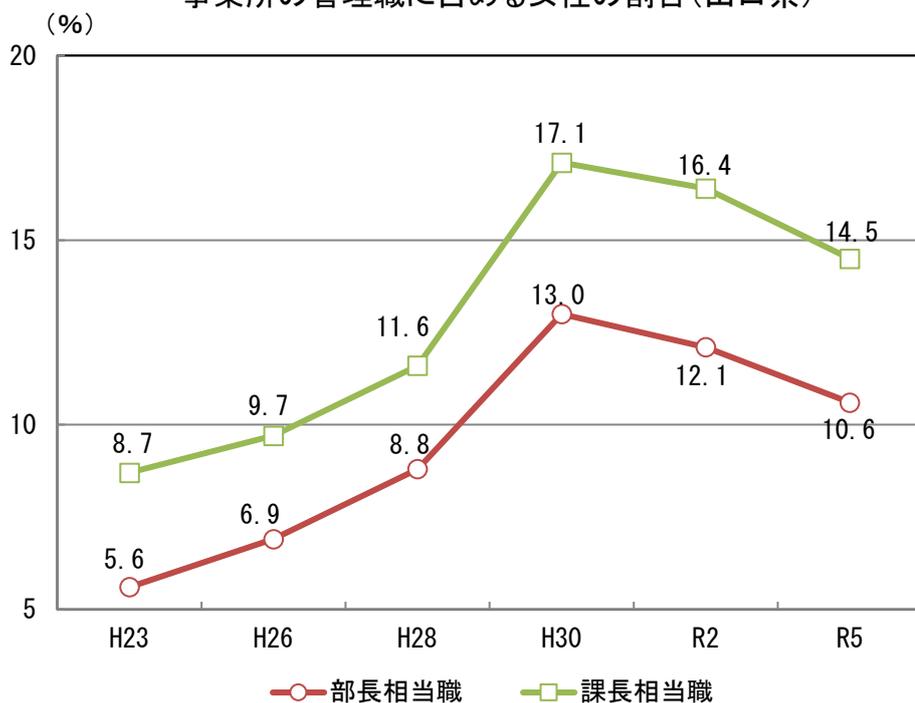
ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合（山口県）



取組内容(複数回答)	割合
女性の管理職登用	53.4%
女性の登用拡大	47.6%
パート・アルバイト等から正社員への登用	44.2%
女性の継続就業等のキャリア形成	33.0%
職場環境・風土の改善	32.7%
女性の職域拡大	30.3%
離職した女性の同一職場への復帰支援	18.4%

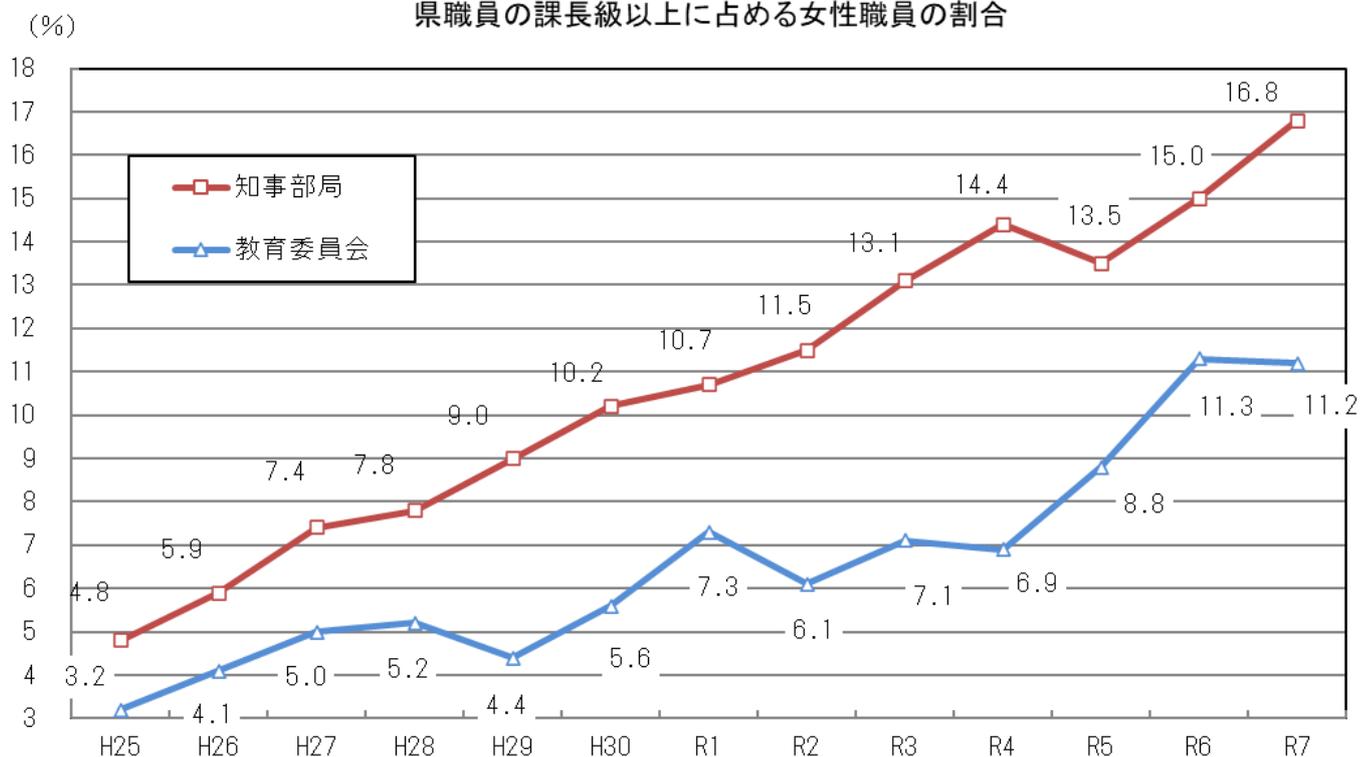
〔資料〕令和5年度県働き方改革推進実態調査

事業所の管理職に占める女性の割合(山口県)



[資料] 県雇用管理実態調査および県働き方改革推進実態調査

県職員の課長級以上に占める女性職員の割合



※ 各年4月1日現在の数値

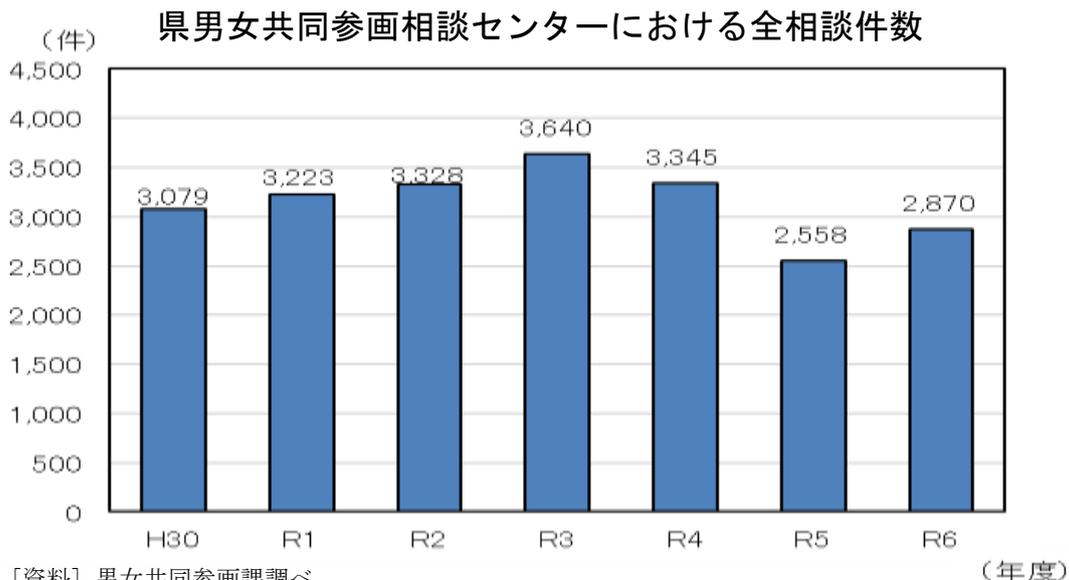
[資料] 男女共同参画課調べ

(5) 困難な問題を抱える人々の状況

① 男女共同参画相談センターへの相談件数

県男女共同参画相談センターでは、夫婦や家庭の問題、配偶者等からの暴力、性暴力被害など、様々な内容の相談を受けており、平成 30(2018)年度以降の相談件数は年間 3,000 件を超えていたところですが、近年は 3,000 件未満で推移しています。

また、相談内容は、精神的問題のほか、配偶者関係や親族関係など家庭内での悩みに関するものが多い傾向です。



県男女共同参画相談センターにおける相談内容別件数

(件)

相談内容	年度					
	R2	R3	R4	R5	R6	
人間関係	配偶者関係	444	495	440	443	455
	子ども関係	26	40	42	26	43
	親族関係	58	69	55	45	132
	交際相手関係	50	27	23	41	23
	男女関係	32	29	20	19	11
	ストーカー被害	6	9	5	5	8
	家庭不和	57	20	42	36	13
	その他	405	322	368	337	333
経済関係	生活困窮	2	4	1	7	3
	サラ金・借金	1	0	1	1	1
	求職	1	5	4	0	0
	その他	7	4	2	6	2
医療関係	病気	12	8	13	7	4
	精神的問題	1,714	1,595	1,343	900	1,117
	妊娠・出産	3	1	2	1	2
	その他	5	5	3	4	1
その他	505	1,007	981	680	722	
計	3,328	3,640	3,345	2,558	2,870	

[資料] 男女共同参画課調べ

②男女共同参画相談センターにおける一時保護

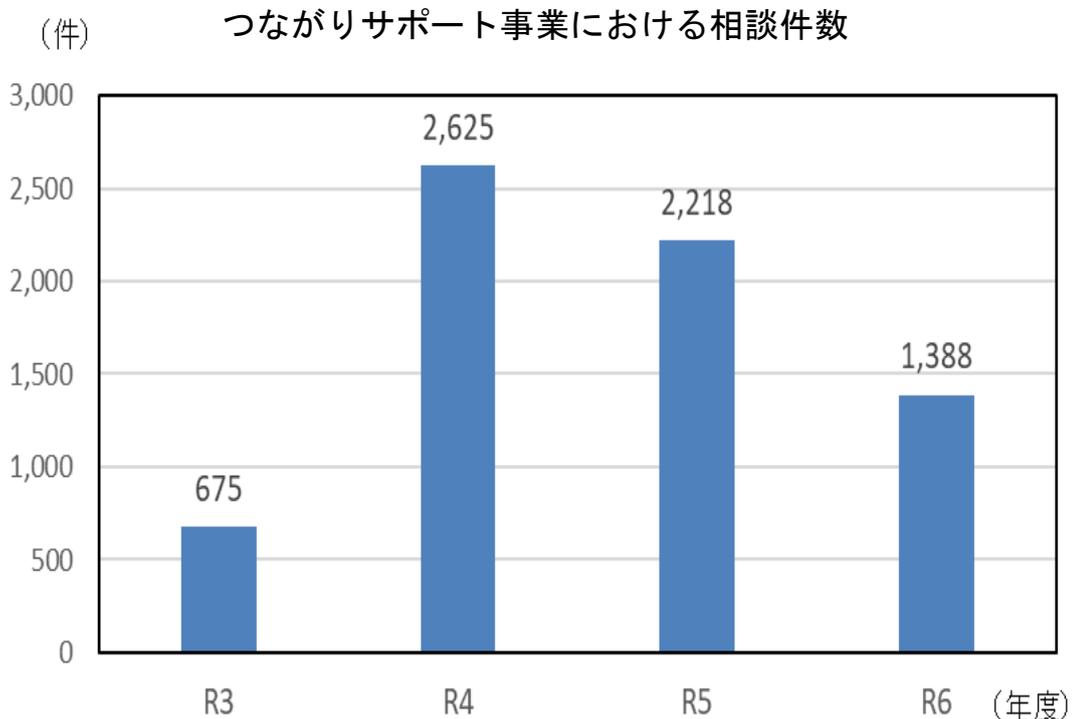
県男女共同参画相談センターでの一時保護件数は、近年20件程度で推移しています。被保護者のほとんどは、DV被害者とその同伴児です。

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
一時保護	11 (16)	14 (9)	13 (12)	19 (28)	21 (19)	19 (14)
うちDV	9 (10)	11 (9)	11 (12)	17 (28)	19 (19)	15 (14)

[資料] 男女共同参画課調べ

③民間団体への相談件数

多様化・複雑化する様々な困難な問題を抱える女性に対し、民間団体と協働しながら、その問題の背景や心身の状況等に応じた支援を令和3(2021)年度から実施していますが、相談件数は令和4(2022)年度をピークに減少傾向にあります。

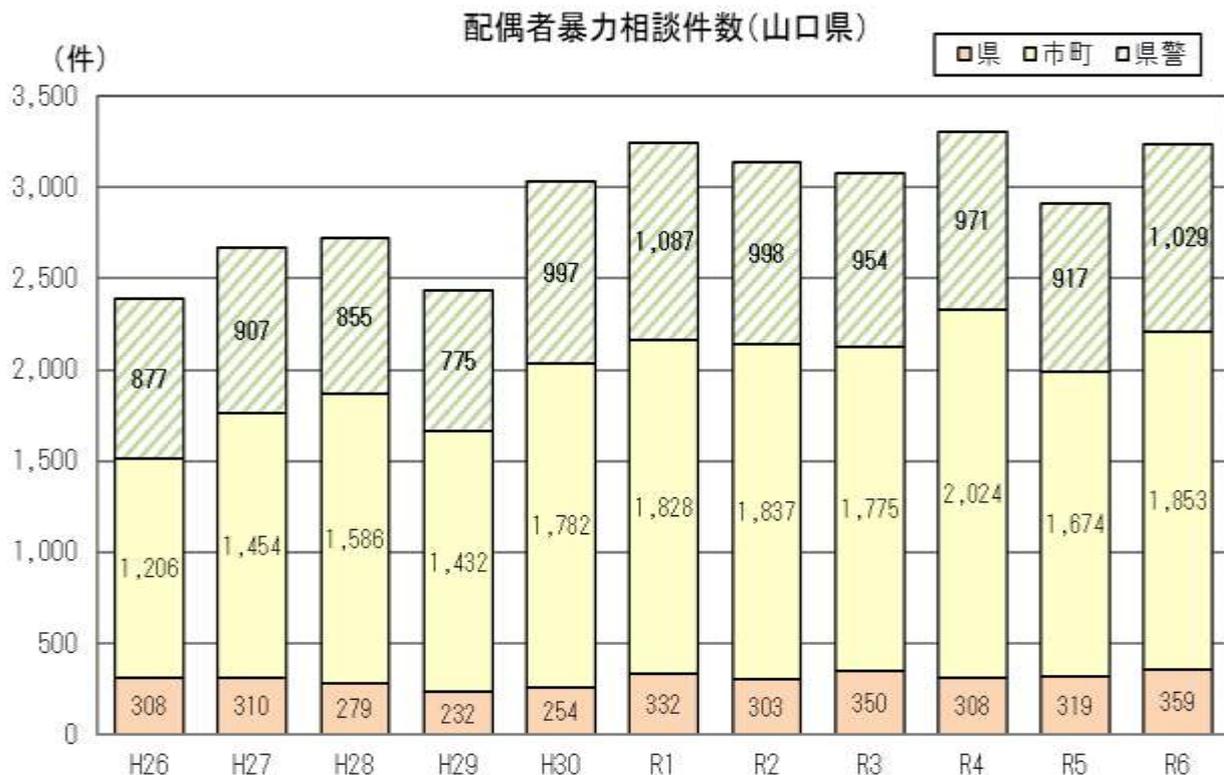


[資料] 男女共同参画課調べ

(6) 男女間の暴力に関する状況

① 配偶者等からの暴力相談件数

県男女共同参画相談センターや、市町における相談窓口、県警察本部（各警察署受付分含む）で受け付けた相談件数は増加傾向にあります。



[資料] 男女共同参画課、県警人身安全・少年課調べ (注) 県警のデータは暦年

②配偶者等からの暴力に係る一時保護、検挙、保護命令発令件数

県男女共同参画相談センターが実施した、配偶者等からの暴力に係る被害者の一時保護件数は、15件前後で推移しています。

また、DV防止法違反及び他法令（傷害等）による検挙件数は、令和3(2021)年に25件と減少しましたが、その後は増加傾向にあります。

さらに、被害者からの申し立てにより、裁判所がDV防止法に基づき加害者に対し発する保護命令は、接近禁止命令、退去命令及び電話等禁止命令の3種類があり、近年は25件前後で推移しています。

DV被害者の一時保護件数 (単位：件)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
一時保護	19	15	19	12	9	11	11	17	19	15
同伴家族	(28)	(26)	(25)	(9)	(10)	(9)	(12)	(28)	(19)	(14)

[資料] 男女共同参画課調べ

DVによる検挙件数 (単位：件)

年	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	40	69	59	45	49	48	25	35	39	50

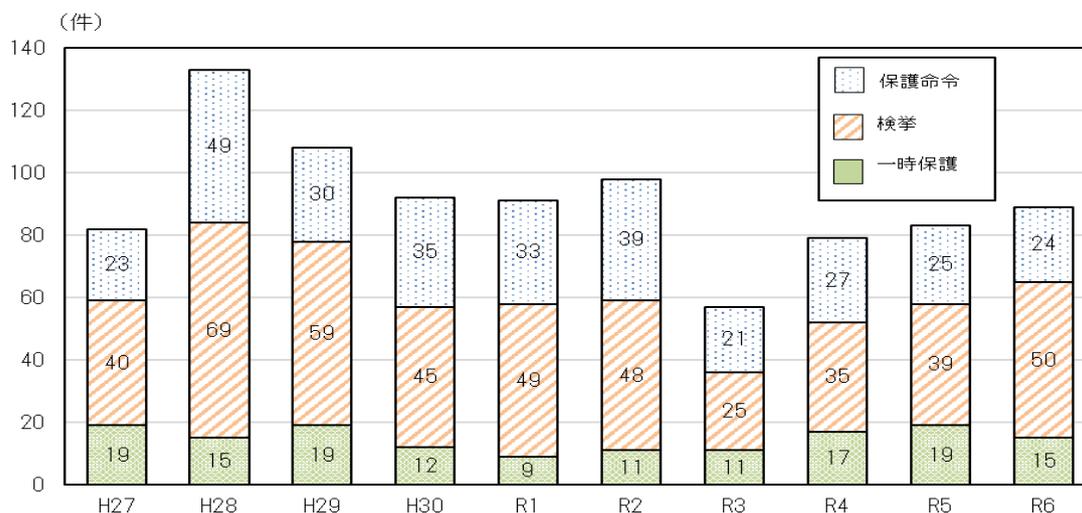
[資料] 県警察本部調べ

DV防止法に基づく保護命令発令件数 (単位：件)

年	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	23	49	30	35	33	39	21	27	25	24
(全国)	(2,400)	(2,082)	(1,826)	(1,700)	(1,591)	(1,465)	(1,335)	(1,111)	(1,165)	(1,168)

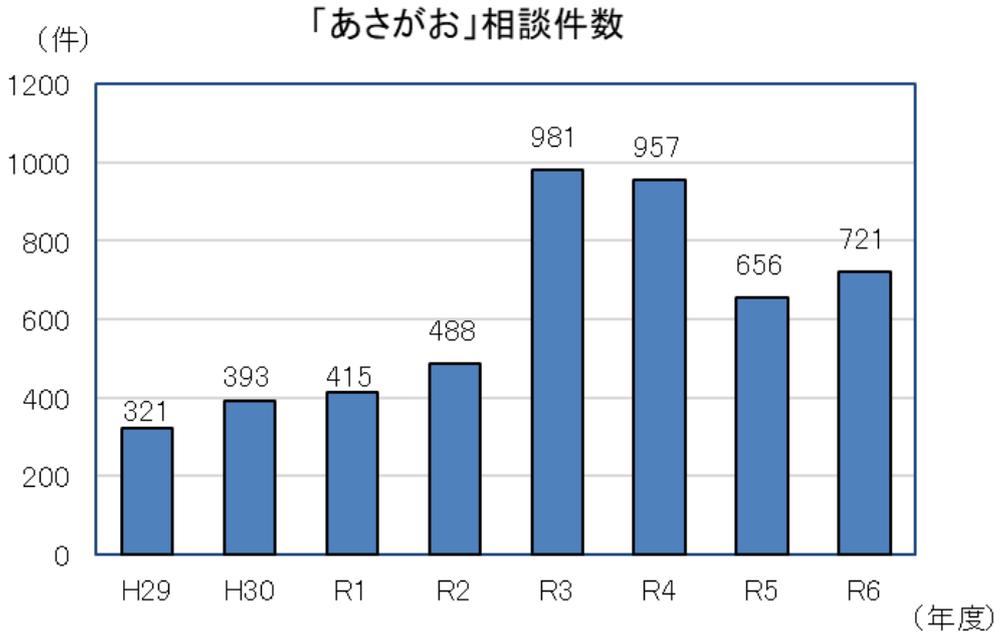
[資料] 山口地方裁判所、全国は最高裁判所調べ

DVに係る一時保護・検挙・保護命令発令件数の推移



③やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」の相談件数

平成 29 (2017) 年 1 月に開設した性暴力相談ダイヤル「あさがお」の相談件数は令和 3 (2021) 年をピークに減少していましたが、令和 6 (2024) 年度は前年度より増加しています。



[資料] 男女共同参画課調べ

性暴力・性犯罪被害における相談内容別件数

(単位：件)

相談内容	不同意性交等	不同意わいせつ	性的虐待	DV(デートDV含む)	過去の性暴力	その他・不明	合計
R 6	63	43	2	14	499	100	721
R 5	165	70	3	14	248	156	656
R 4	309	131	3	45	279	190	957

[資料] 男女共同参画課調べ

性暴力・性犯罪被害における年代別件数

(単位：件)

年代	～10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	不明	計
R 6	60	56	340	33	59	121	52	721
R 5	78	182	157	19	56	52	112	656
R 4	145	330	174	45	94	63	106	957

[資料] 男女共同参画課調べ

2 「第5次山口県男女共同参画基本計画」策定後の国・本県の主な動き

(1) 国の動き

【女性の活躍関係】

① 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の改正

（令和7(2025)年6月改正 令和7(2025)年6月から順次施行）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の期限が10年間延長されるとともに、男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表の常用労働者101人以上の企業への義務化や、女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし）の認定要件に求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置内容の公表が追加されるなどの改正が行われました。

② 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正

（令和3(2021)年6月改正・施行）

政党等の取組項目の例示として候補者の選定方法の改善や候補者となるにふさわしい人材の育成、セクハラ・マタハラ等の対策等が明記されるとともに、国・地方公共団体の施策・責務の強化等を行うための改正が行われました。

【働き方改革関係】

③ 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）及び次世代育成支援対策推進法」の改正（令和6(2024)年5月改正 令和7(2025)年4月から段階的に施行（一部令和6年(2024)年5月施行））

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置が定められました。

④ 「新・女性デジタル人材育成プラン」の決定（令和7(2025)年6月決定）

令和4年に策定してからの3年間におけるデジタル技術の進展を概観するとともに、改めて女性がデジタルスキルを身につけることの意義を整理し、デジタルスキルを活かした女性活躍の具体的な姿をパターン化し、そのパターン別に、デジタルスキル向上やデジタル分野への就業支援などの支援メニューが提示されています。あわせて、女性がデジタル人材として活躍する上で必要となる、地域における女性デジタル人材の需要の創出や働き方の見直しなど、社会基盤・環境の整備についても必要な施策が盛り込まれています。

⑤ 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律（労働施策総合推進法）等」の改正（令和7(2025)年6月改正 令和7(2025)

年 6 月から順次施行)

多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、事業主に対して、いわゆるカスタマーハラスメントや求職者等へのセクシュアルハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を義務づけることや、職場における治療と仕事の両立を促進するため必要な措置を講ずることが努力義務化されるなどの改正が行われました。

【暴力の根絶関係】

⑥「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の改正 (令和 5(2023)年 4 月改正 令和 6(2024)年 4 月施行)

保護命令の拡充と保護命令違反の厳罰化を目的とした配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が成立し、重篤な精神的被害を受けた場合にも接近禁止命令等の対象を拡大することを始めとする保護命令制度の拡充や被害の発生から生活再建に至るまで切れ目のない支援を行うための多機関連携を強化する仕組みの創設などが定められました。

⑦「刑法及び刑事訴訟法」の改正 (令和 5(2023)年 6 月改正 令和 5(2023)年 7 月施行)

刑法及び刑事訴訟法が改正され、性犯罪に関しては、強姦性交等罪が「不同意性交等罪」に改められたほか、性交同意年齢の「16 歳未満」への引上げや性犯罪についての公訴時効期間の延長など、118 年ぶりの刑法定制以来の大幅改正が行われました。

⑧「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（AV出演被害防止・救済法）」の成立

(令和 4(2022)年 6 月公布・施行)

AV 出演契約による被害を防止し、被害者を救済することを目的とし、出演契約の無効化、AV の公表の差止請求、事業者への罰則などの事項が定められました。

【その他】

⑨「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」の成立 (令和 5(2023)年 6 月公布・施行)

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としたLGBT理解増進法が令和 5(2024)年 6 月に成立し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項が定められました。

⑩ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」の成立

（令和4(2022)年5月公布 令和6(2024)年4月施行）

従来、昭和31(1956)年に制定された売春防止法を根拠として、女性をめぐる課題に対応する婦人保護事業を実施していましたが、女性をめぐる課題は、非虐待経験や障害による生きづらさ、性暴力被害や生活困窮などが複雑化・多様化・複合化してきたことから、このような多様な問題を抱える女性に対する「支援」を中心に据えた新しい法律の必要性が指摘されるようになりました。こうした声を受けて、「女性の福祉」や「人権の尊重・擁護」を目的に、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現を目指して、令和4(2022)年5月に制定されました。

⑪ 「独立行政法人男女共同参画機構法」の成立

（令和7(2025)年6月公布 令和8(2024)年4月施行（一部令和7年(2025)年6月施行））

男女共同参画に関する国の実施体制を強化するとともに、各地の男女共同参画センターを強力に支援していくため、独立行政法人国立女性教育会館を改組して、独立行政法人男女共同参画機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項が定められました。

⑫ 「男女共同参画社会基本法」の改正

（令和7(2025)年6月公布 令和8(2024)年4月施行（一部令和7年(2025)年6月施行））

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するための機関としての独立行政法人男女共同参画機構の役割を定められ、男女共同参画センターが関係者相互間の連携・協働を促進するための拠点と法的に位置づけられた上、地方公共団体には、そのための体制の確保が努力義務化されました。ひくつ

⑬ 国の「第6次男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画社会基本法に基づく、国の「第5次男女共同参画基本計画」（令和2(2020)年12月策定）を改定した、「第6次男女共同参画基本計画」が令和8(2026)年●月に閣議決定されました。

<第6次男女共同参画基本計画における目指すべき社会>

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と調和する社会

(2) 本県の動き

①「やまぐち未来維新プラン」の策定（令和4(2022)年12月）

新たな県政運営の指針として、今後、県が進める政策の基本的な方向をまとめた総合計画であり、また、本県が目指す県づくりの方向性を、市町、関係団体、企業、県民と共有し、共に取り組んでいくための指針として策定しました。

プランの重点施策に、「女性の『働きたい』を応援する取組の強化」や「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、事業所や地域における女性の活躍を促進することとしています。

②「第3期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定（令和7(2025)年3月）

地方創生を次のステージに押し上げていくため、第2期総合戦略の検証結果を反映し、「やまぐち未来維新プラン」を「まち・ひと・しごと」の創生の観点から再構築したうえで、本県の実情に応じた実践的な計画として策定しました。

その中で、「女性のやまぐちへの定着、活躍の促進」、「女性の『働きたい』を応援する取組の強化」、「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、女性の活躍を促進することとしています。

③「山口県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定（令和6(2024)年3月）

「女性支援新法」や国が策定した「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」の内容に即し、本県の実情に応じ、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指して策定しました。

3 男女共同参画に関する県民の意識

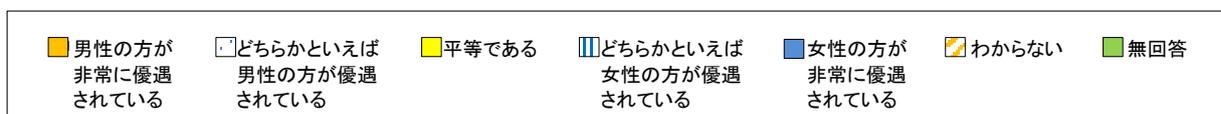
(山口県「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和6年度)結果)

① 男女の地位の平等感について

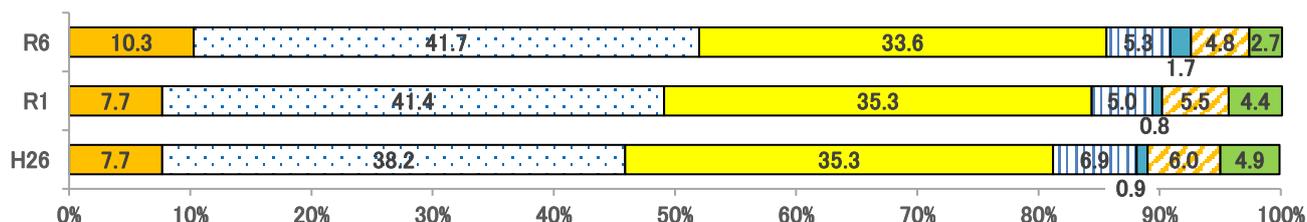
「平等である」と回答した人の割合は、令和元年度調査と比較して、各分野において微増減はあるものの、概ね横這いで推移しており、「政治活動の中で」、「社会通念・慣習・しきたりなどで」、「社会全体として」の項目では、依然として、6割以上が「男性の方が優遇されている」と回答しています。

各分野において、「男性の方が優遇されている」と答えた割合は男性より女性の方が高く、「平等」と答えた割合は女性より男性の方が高く回答しています。

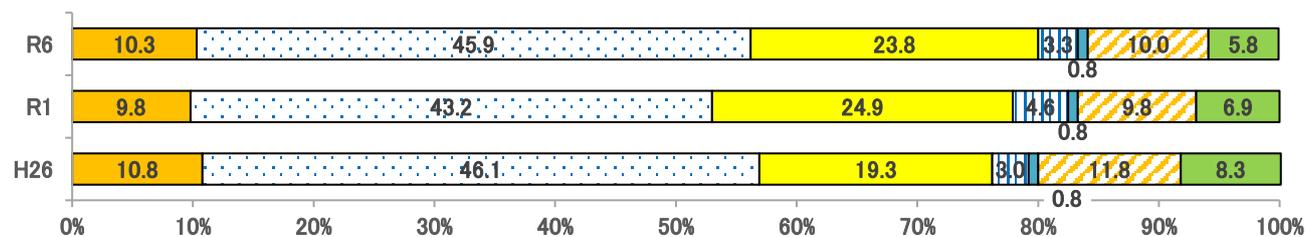
男女の地位の平等感について



家庭生活の中で

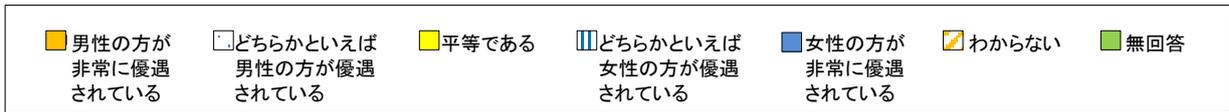


就職の機会や職場の中で

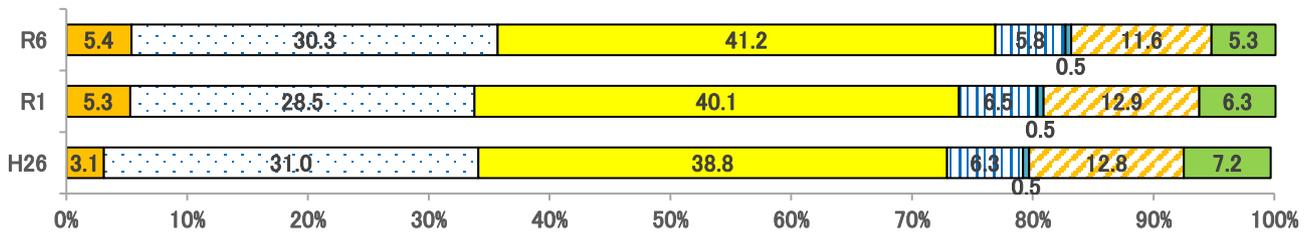


学校教育の場で

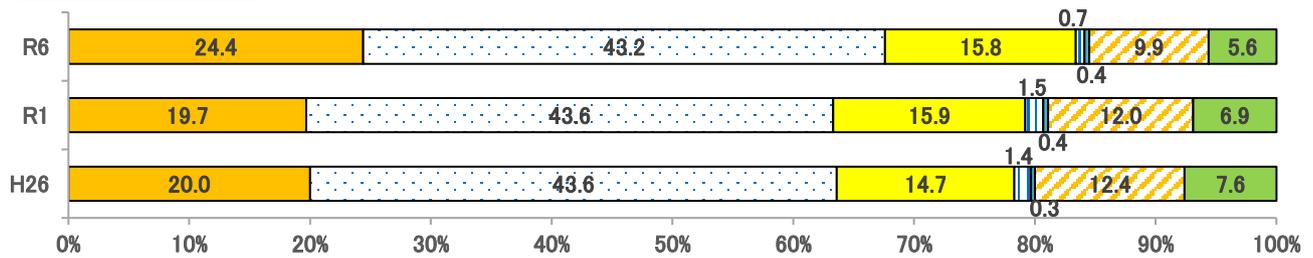




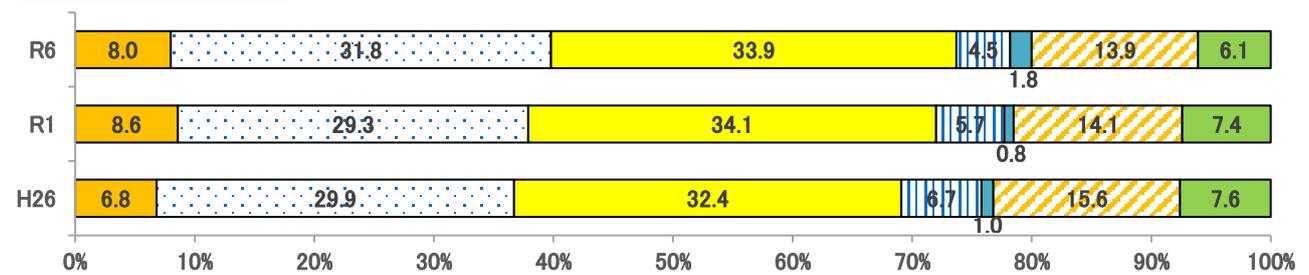
地域活動の中で



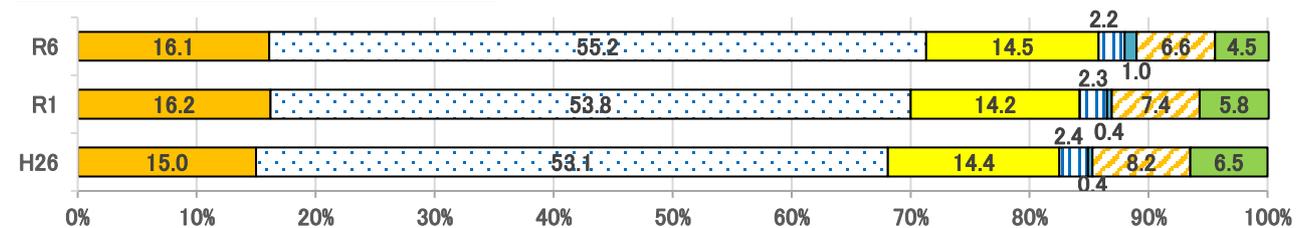
政治活動の中で



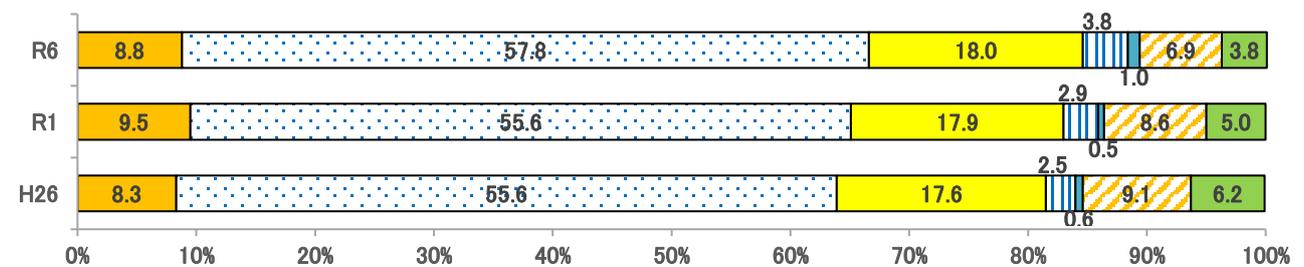
法律や制度の面で



社会通念・慣習・しきたりなどで



社会全体として

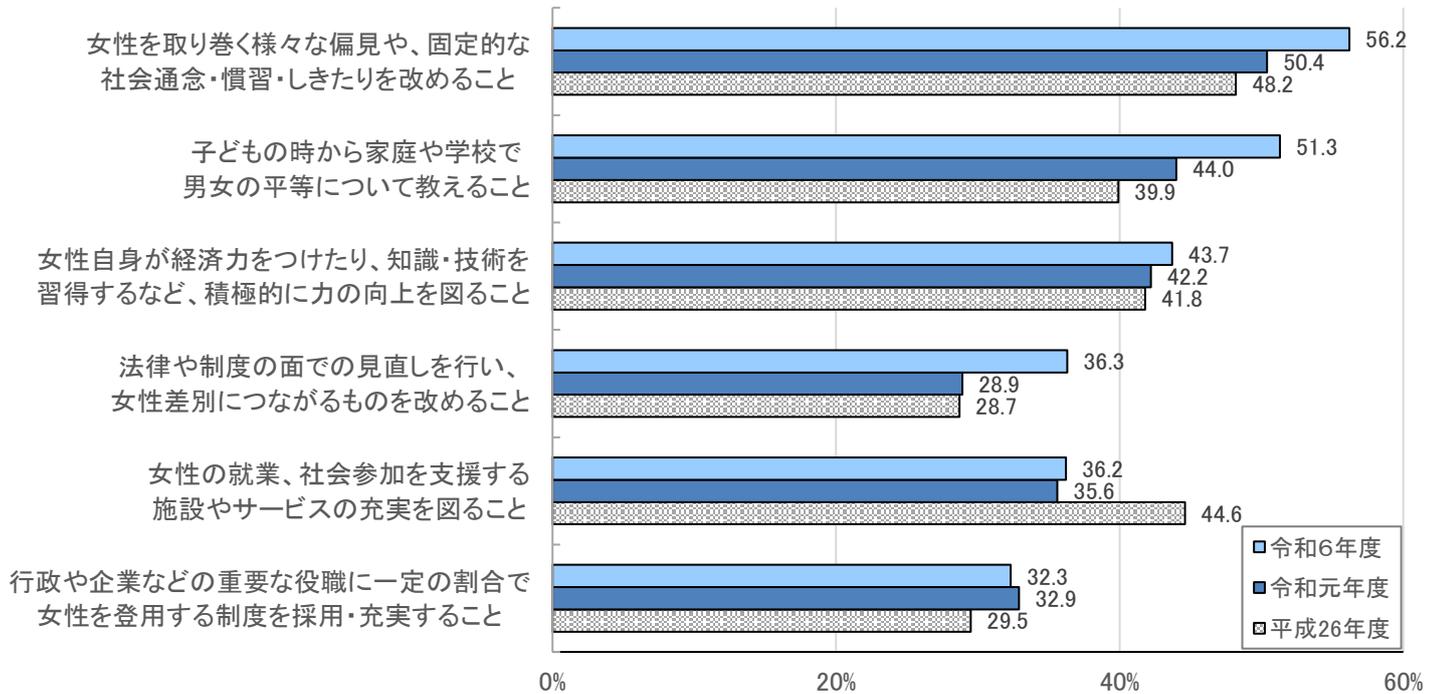


② 男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要なこと

「女性を取り巻く様々な偏見や、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」が、平成21、26、令和元年度調査に引き続き最も高くなっています。

次に「子どもの時から家庭や学校で男女の平等について教えること」、「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること」となっています。

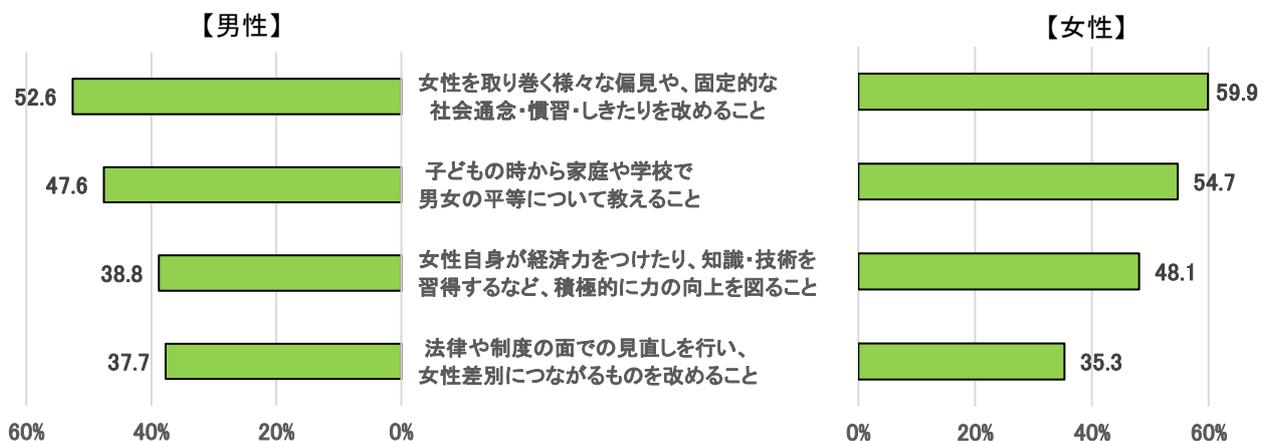
男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要なこと



男女別は下図のとおりで、男女とも、「女性を取り巻く様々な偏見や、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」が最も高くなっています。

また、「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること」では、女性が男性を9.3ポイント上回っています。

男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要なこと（令和6年度：男女別：上位4項目）

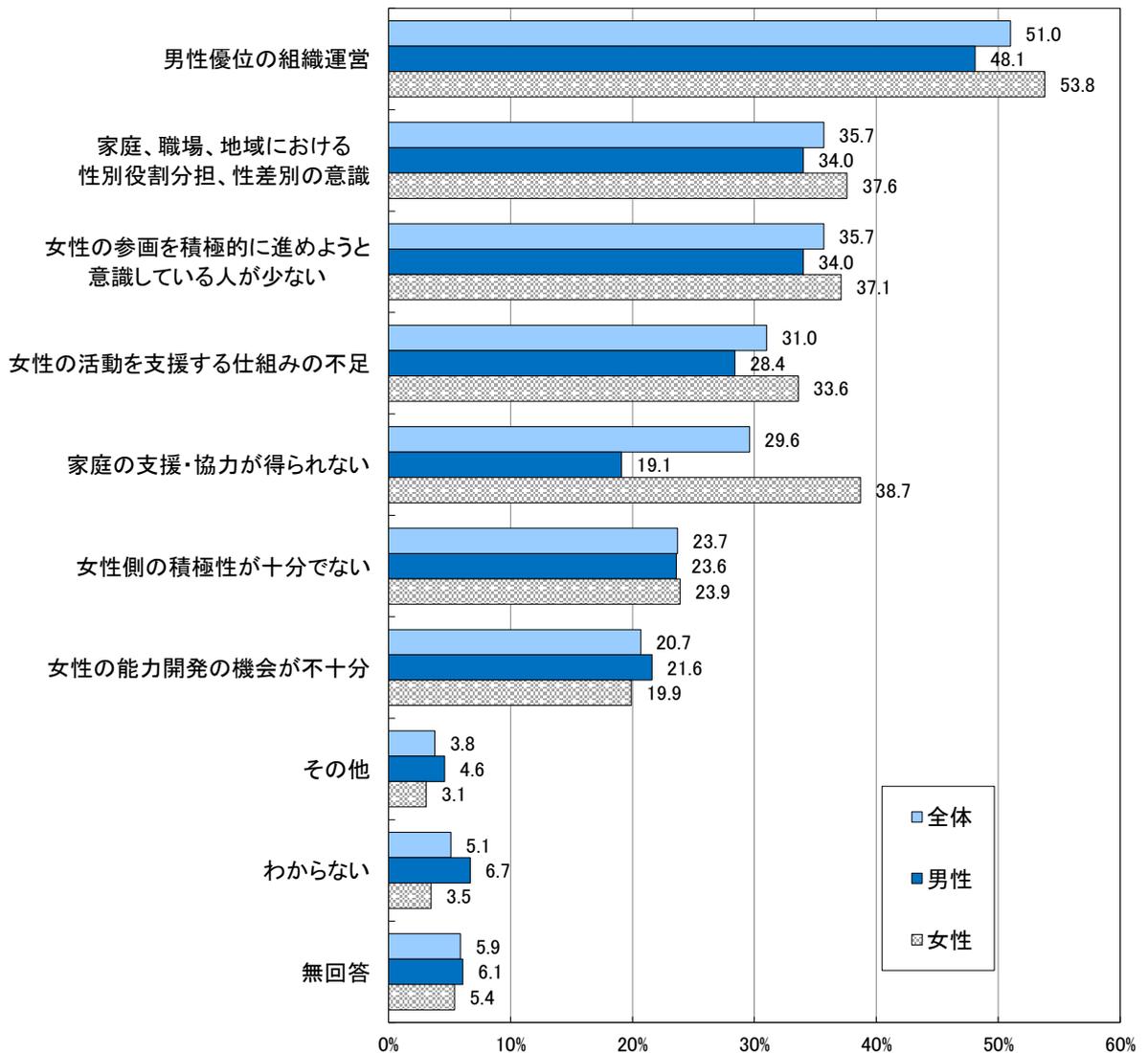


③ 女性の活躍について

社会の中で意思決定の場に女性の参画が少ない理由は、「男性優位の組織運営」が最も高く、以下、「家庭、職場、地域における性別役割分担、性差別の意識」、「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない」の順となっています。

男女別にみると、「家族の支援・協力が得られない」、「女性の活躍を支援する仕組みの不足」については、女性で高くなっています。

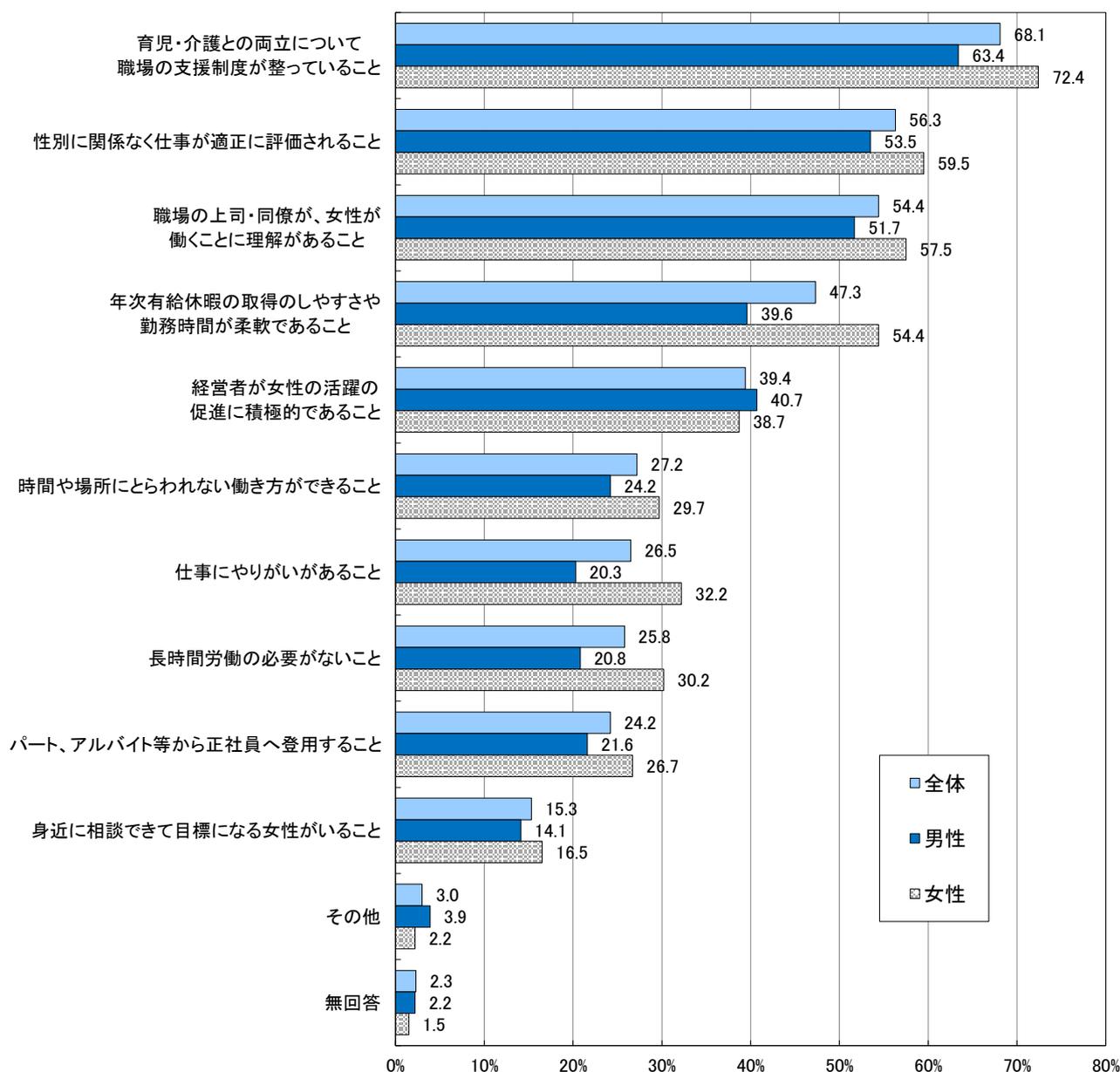
社会の中で意思決定の場に女性の参画が少ない理由



女性が活躍できる仕事・職場環境に必要なことは、「育児・介護との両立について職場の支援体制が整っていること」が最も高く、以下、「性別に関係なく仕事が適正に評価されること」、「職場の上司・同僚が、女性が働くことに理解があること」の順となっています。

男女別にみると、「年次有給休暇の取得のしやすさや勤務時間が柔軟であること」、「仕事にやりがいがあること」については、女性で高くなっています。

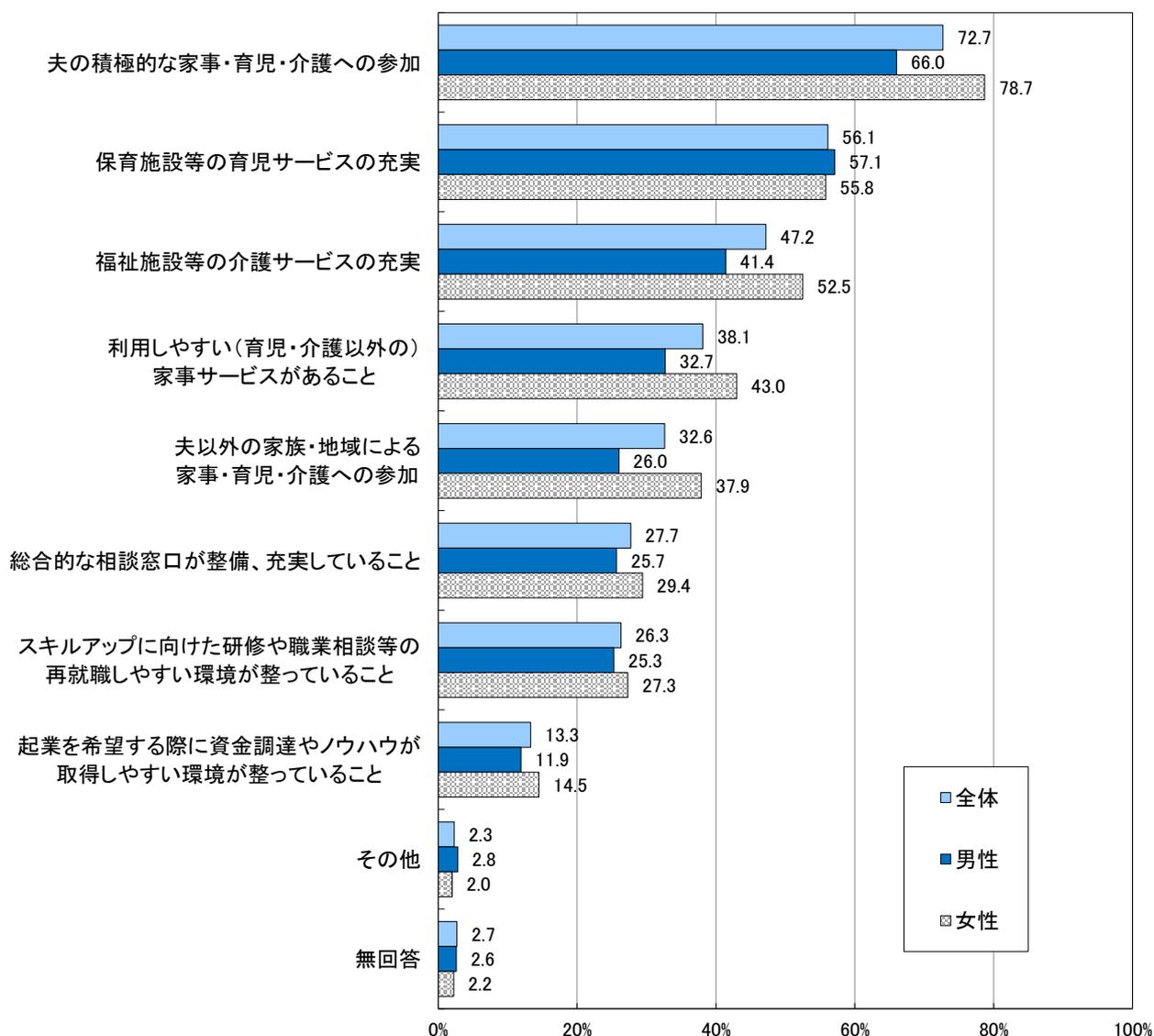
女性が活躍できる仕事・職場環境に必要なこと



女性の活躍が進むために家族・社会等で必要なことは、「夫の積極的な家事・育児・介護への参加」が最も高く、以下、「保育施設等の育児サービスの充実」、「福祉施設等の介護サービスの充実」の順となっています。

男女別にみると、「夫の積極的な家事・育児・介護への参加」、「福祉施設等の介護サービスの充実」、「夫以外の家族・地域による家事・育児・介護への参加」については、女性で高くなっています。

女性の活躍が進むために家族・社会等で必要なこと

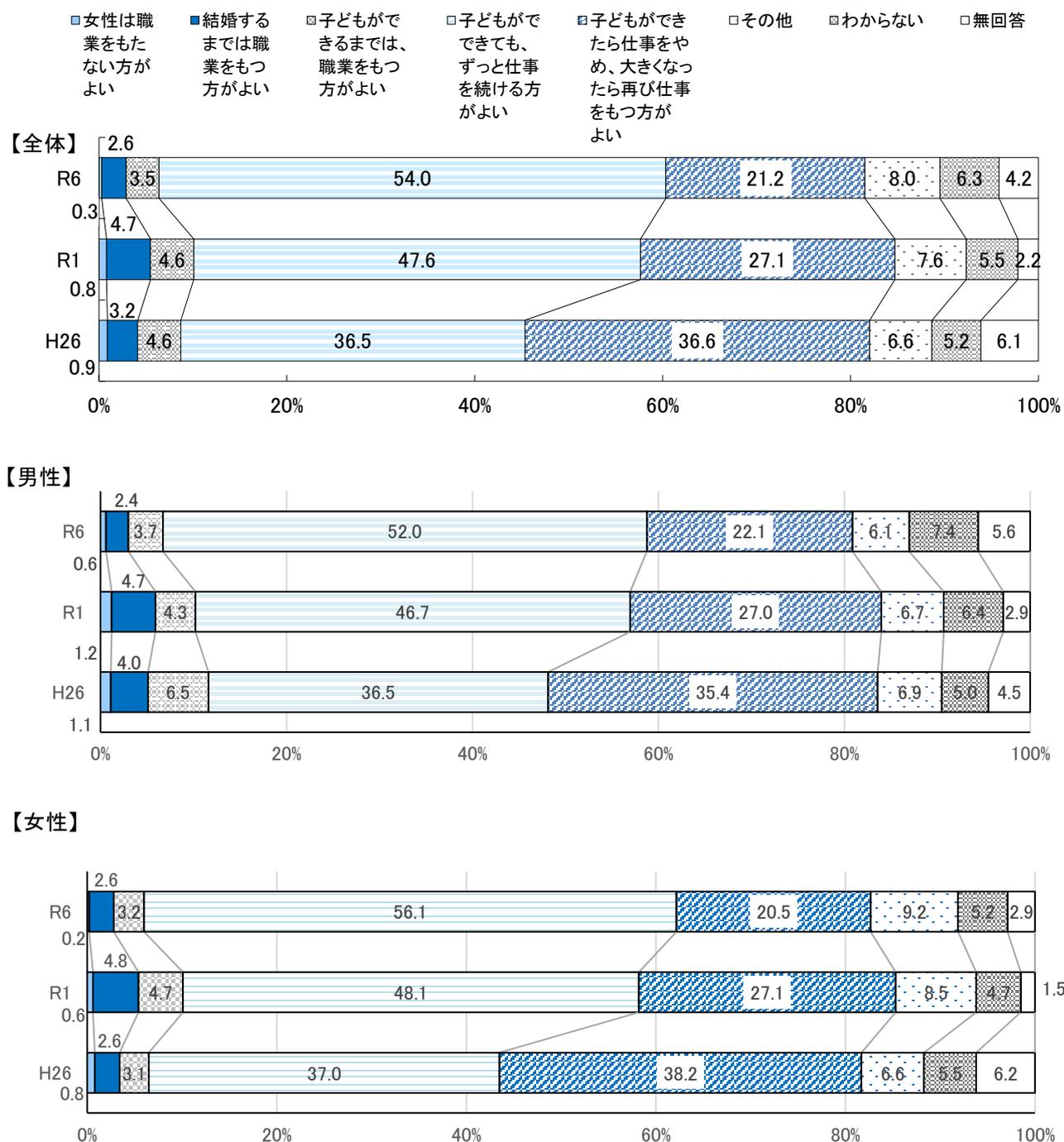


④ 女性が職業をもつことについて

女性が職業をもつことについて、「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」とする人は、前回（R1）の調査から6.4ポイント上昇し、「子どもができれば仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」とする人は、5.9ポイント低下しています。

また、男女とも同様の傾向がみられ、女性の継続就業を肯定的にとらえる回答が増加しています。

女性が職業をもつことについて



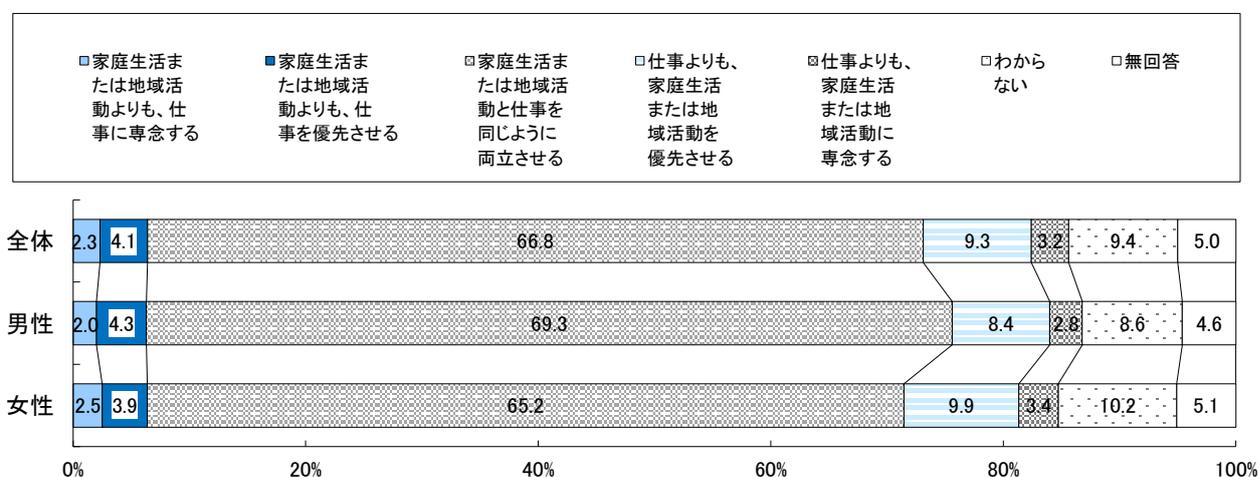
⑤ 仕事と、家庭生活または地域活動とのバランスについて

仕事と家庭生活または自治会やボランティアなどの地域活動とのバランスについて、「理想」に最も近いものを聞いたところ、男女とも「家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させる」の回答が半数を超え、最も多くなっています。

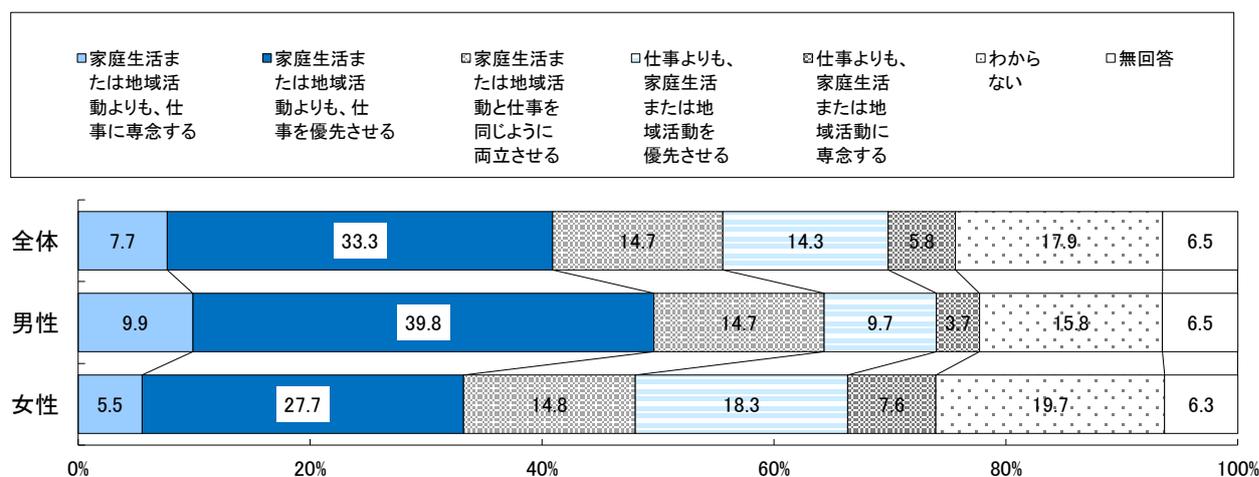
一方、「現実」については、男女とも「家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させる」の回答は1割強と、理想と現実で大きく乖離しています。

男女別にみると、男性では仕事、女性では家庭生活や地域活動を優先する割合が高くなっています。

仕事と、家庭生活または地域活動とのバランス（理想）



仕事と、家庭生活または地域活動とのバランス（現実）

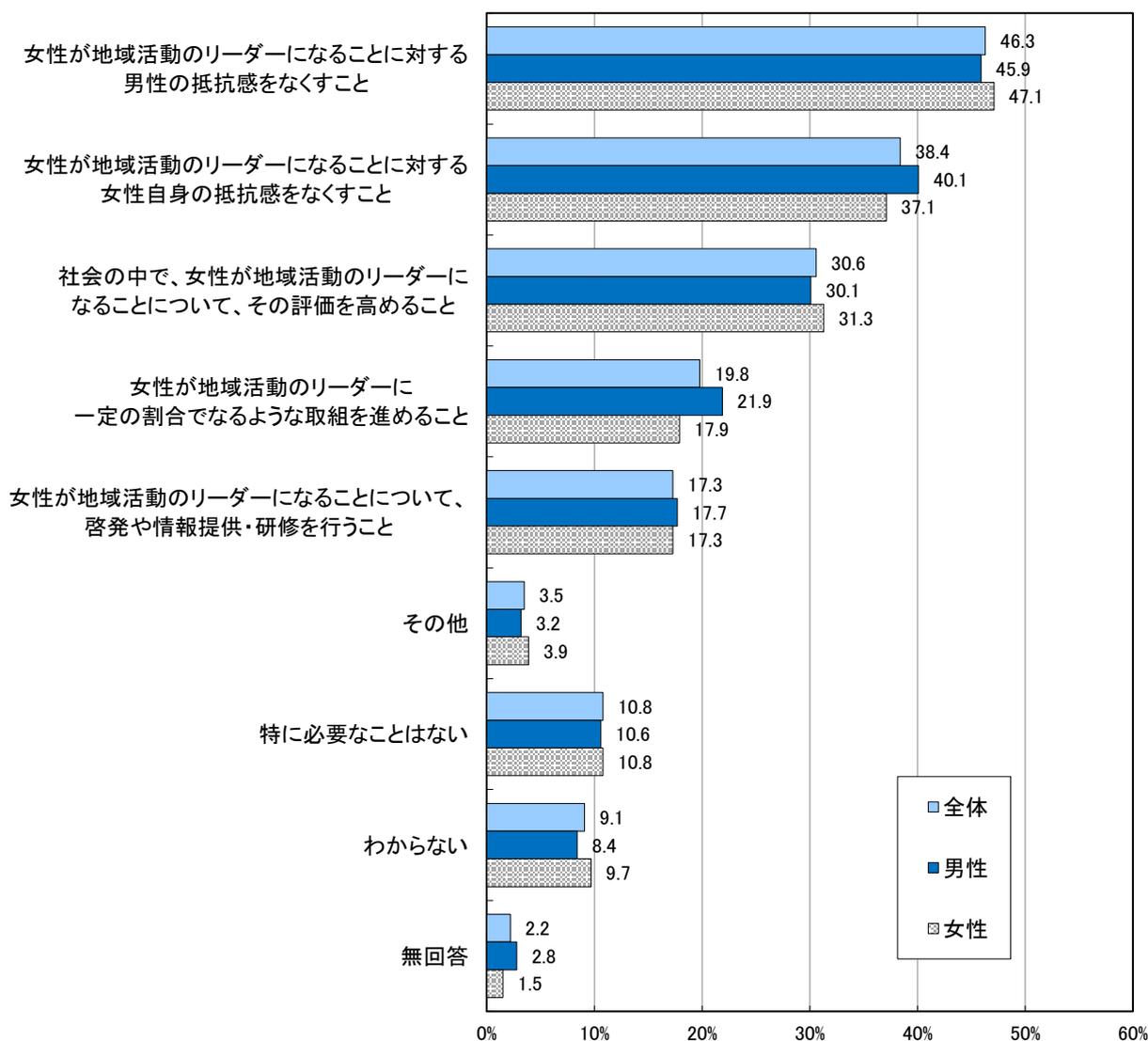


⑥ 女性が地域活動のリーダーになるために必要なこと

「女性が地域活動のリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすこと」が最も高く、以下、「女性が地域活動のリーダーになることに対する女性自身の抵抗感をなくすこと」、「社会の中で、女性が地域活動のリーダーになることについて、その評価を高めること」の順となっています。

男女別にみると「女性が地域活動のリーダーになることに対する女性自身の抵抗感をなくすこと」、「女性が地域活動のリーダーに一定の割合でなるような取組を進めること」については、男性で高くなっています。

女性が地域活動のリーダーになるために必要なこと



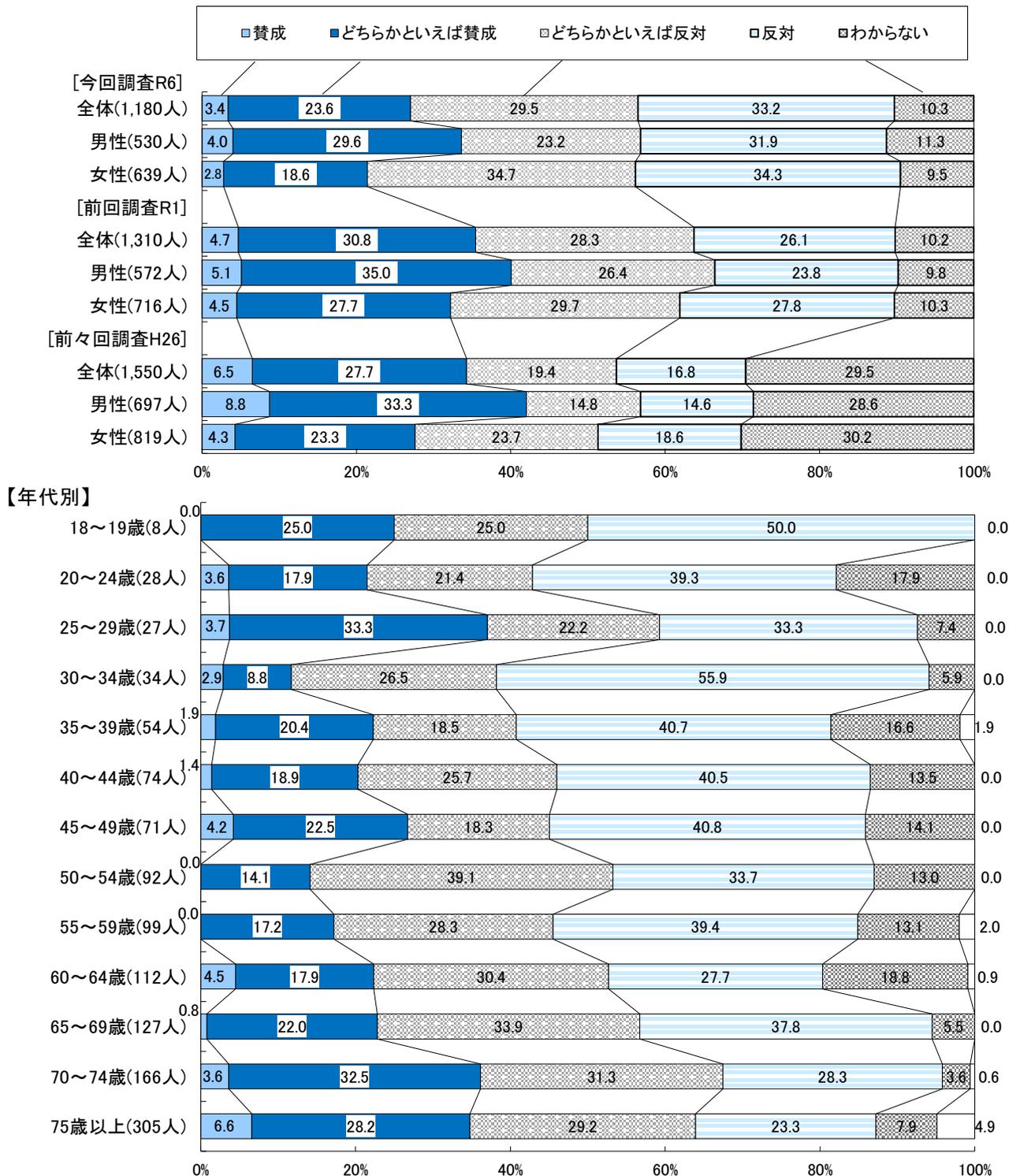
⑦ 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

「賛成」が27.0%、「反対」が62.7%となり、反対が賛成を35.7ポイント上回っており、男女ともに、「反対」が「賛成」を上回っています。

男女別にみると、「賛成」は男性が女性を12.2ポイント、「反対」は女性が男性を13.9ポイント上回っており、意識の差がみられます。

また、前回(R1)の調査結果と比較してみると、「賛成」が8.5ポイント低下し、「反対」が8.3ポイント上昇しています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について

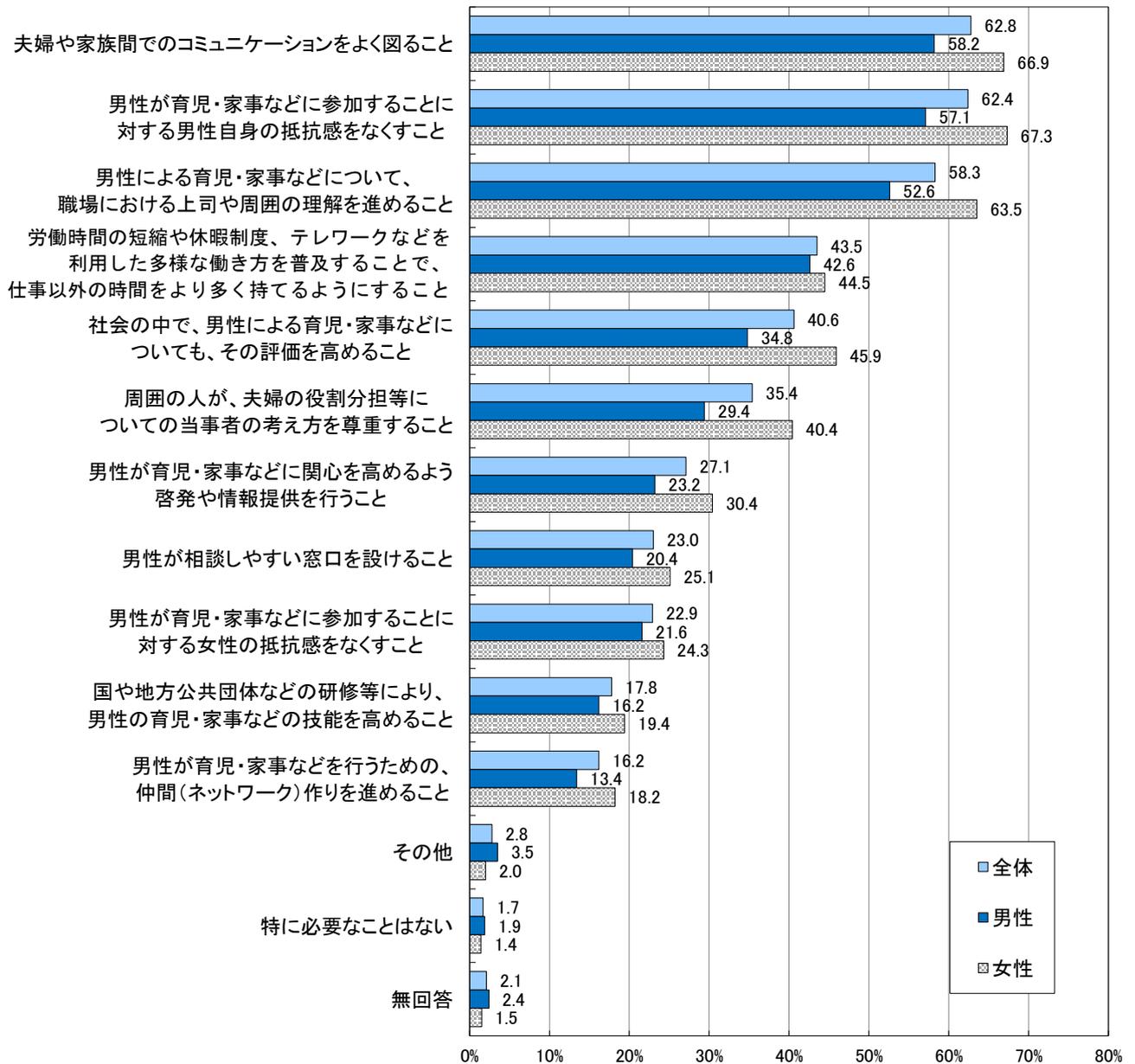


⑧ 男性が育児・介護・家事、地域活動に積極的に参加するために必要なこと

「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」が最も高く、以下、「男性が育児・家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」、「男性による育児・家事などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」の順となっています。

男女別にみると「男性が育児・家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」、「男性による育児・家事などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」については、女性で高くなっています。

男性が育児・介護・家事、地域活動に積極的に参加するために必要なこと

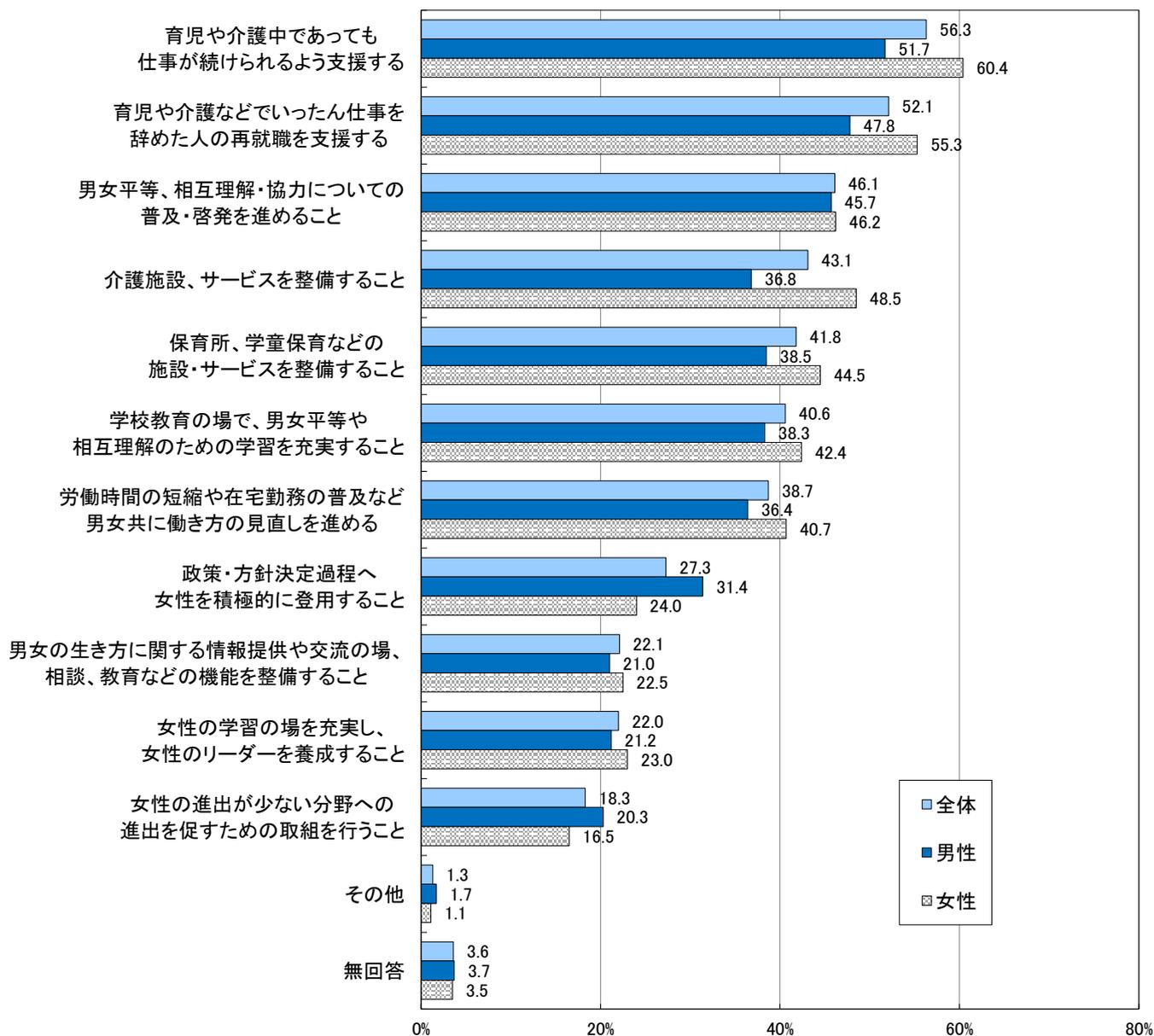


⑨ 男女共同参画社会の形成に当たっての行政に対する要望

「育児や介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」が最も高く、以下、「育児や介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」、「男女平等、相互理解・協力についての普及・啓発を進めること」の順となっています。

男女別にみると、「育児や介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」、「育児や介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」、「介護施設、サービスを整備すること」については、女性で高くなっています。

男女共同参画社会の形成に当たっての行政（県・市町）に対する要望



4 男女間の暴力等に関する県民の認識等

(山口県「男女間における暴力等に関する調査」(令和6年度)結果)

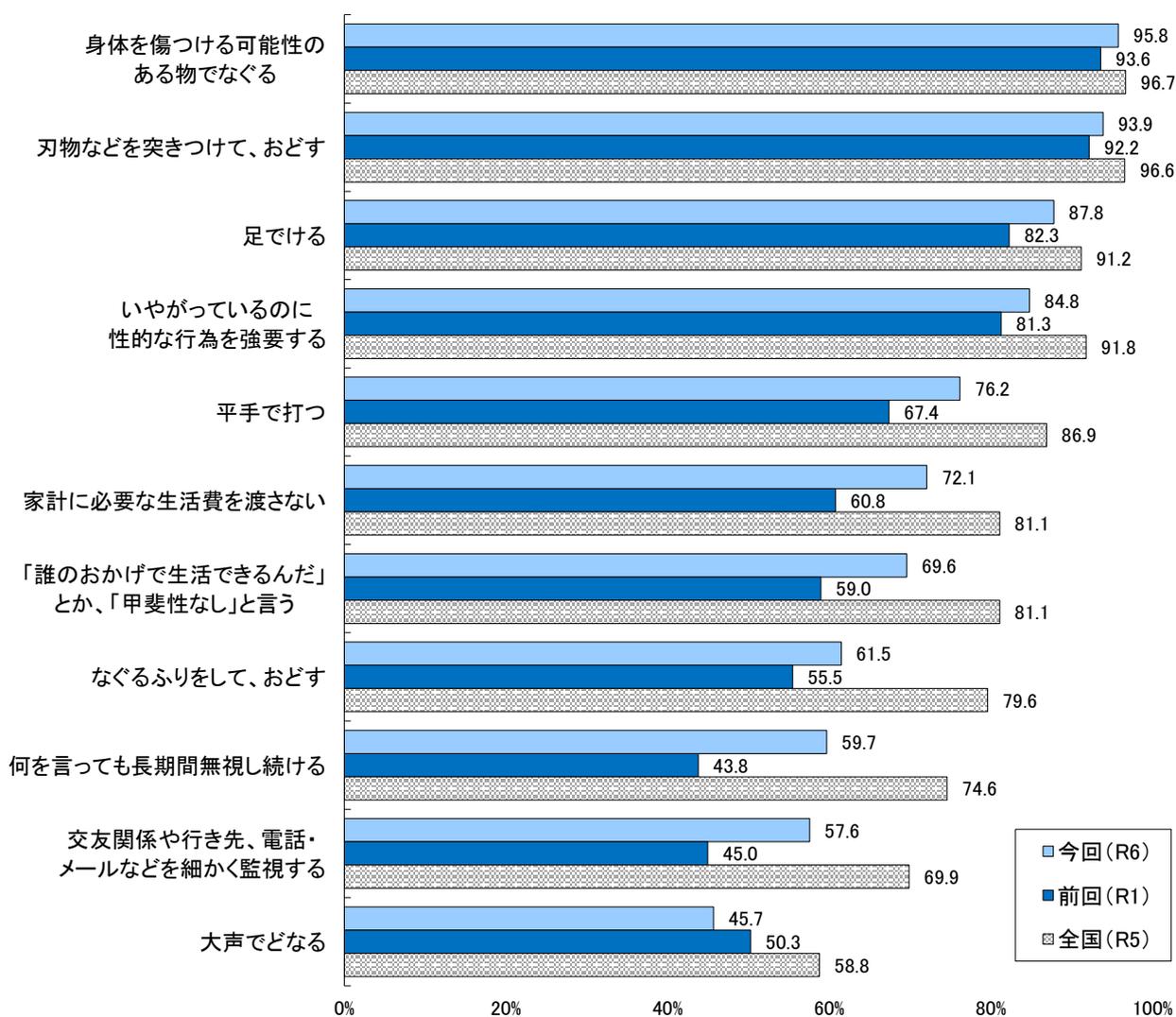
※当該調査における「配偶者」には、婚姻届けを提出していない事実婚や別居中の夫婦を含みます。

① 配偶者からの暴力と認識される行為

「いやがっているのに性的行為を強要する」、「なぐるふりをして、おどす」などといった身体的暴力でない行為も含め、すべての行為において、暴力にあたるとの認識は、前回(R1)の調査より上昇しています。

また、「交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する」、「何を言っても長期間無視し続ける」といった精神的暴力については、全国と比べて暴力にあたるとの認識が低くなっています。

配偶者からの暴力と認識される行為



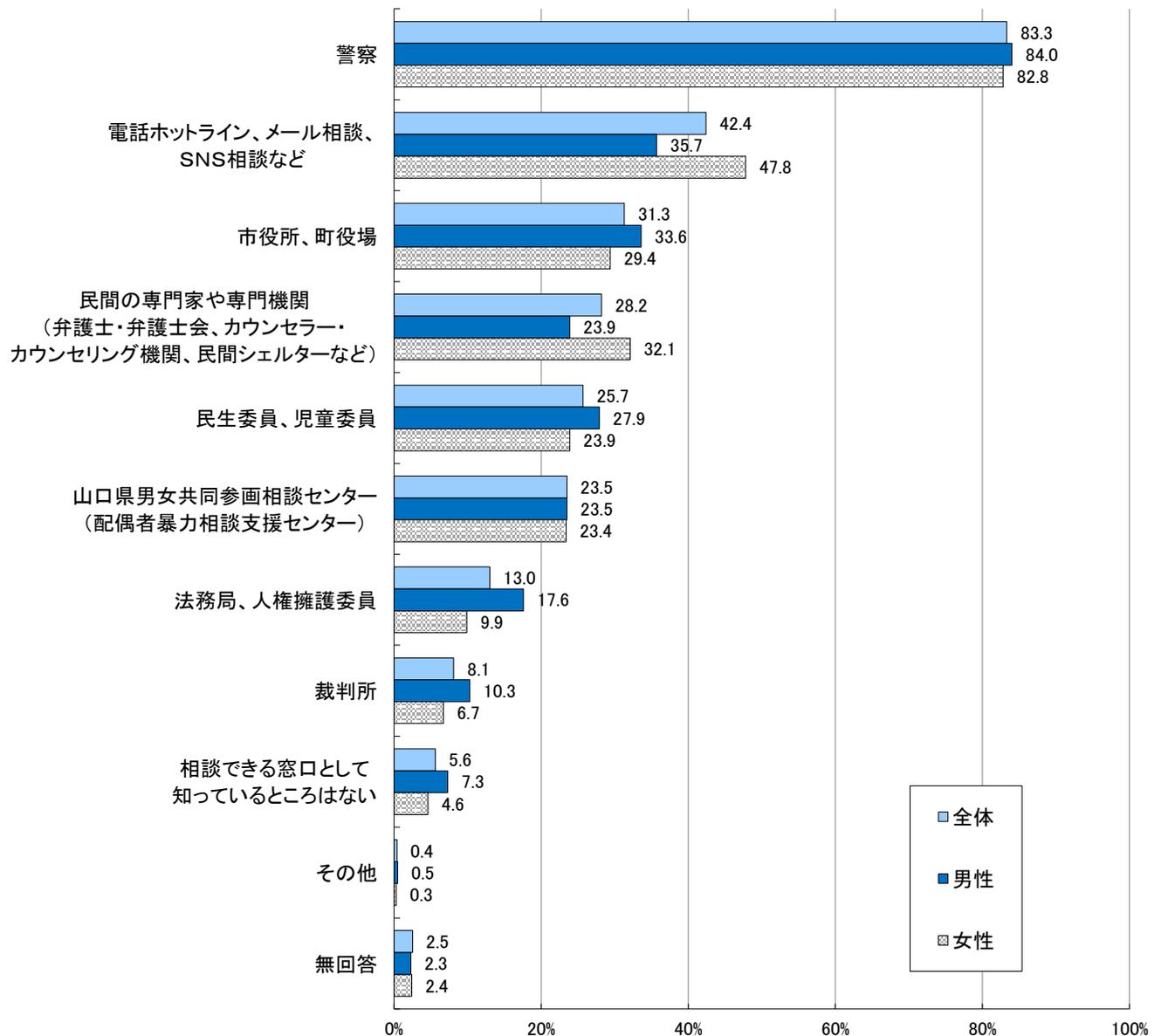
全国は、内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和5年9月調査)より

② 配偶者からの暴力についての相談窓口の認知度

相談窓口として知っているものは、「警察」が最も高く、次いで「電話ホットライン、メール相談、SNS相談など」、「市役所、町役場」、「民間の専門家や専門機関」、「民生委員、児童委員」、「山口県男女共同参画相談センター」の順となっています。

山口県男女共同参画相談センターの認知度は23.5%ですが、「相談できる窓口として知っているところはない」と回答した人は5.6%となっています。

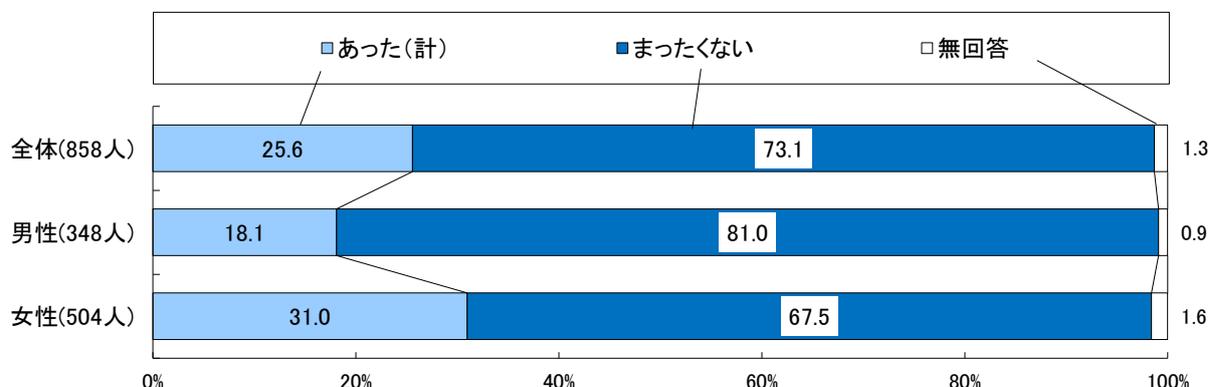
配偶者からの暴力についての相談窓口の認知度



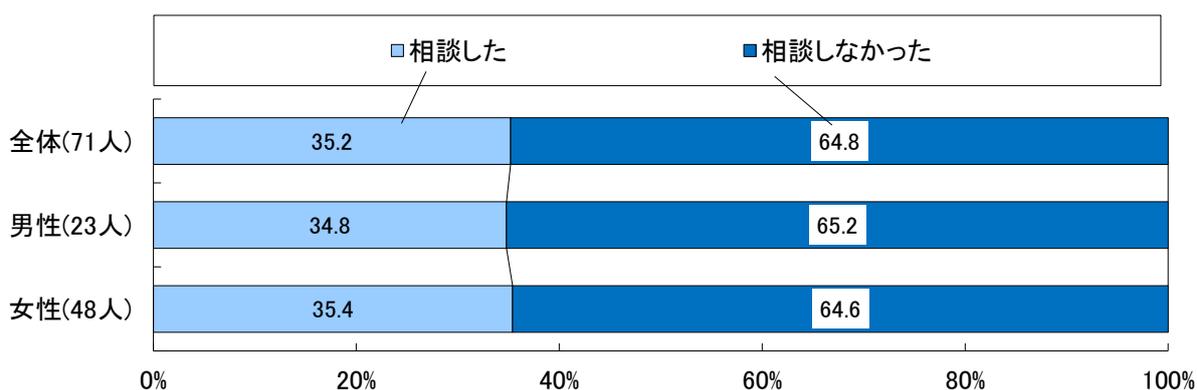
③ 配偶者からの暴力の被害経験の有無と相談の有無

約4人に1人が配偶者からの暴力の被害経験があり、その被害について、約6割がどこ(だれ)にも相談していません。

配偶者からの暴力の被害経験の有無



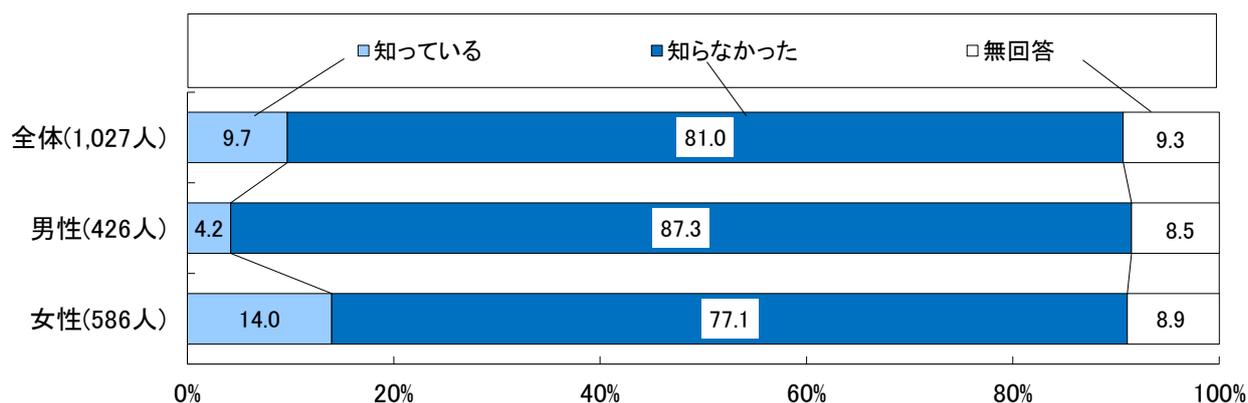
うち5年以内に被害経験があった方の相談の有無



④ やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」の認知度

「知っている」と回答した人は、9.7%、性・年齢別では、女性は50歳代までの約1割が「知っている」と回答しています。

「あさがお」の認知度

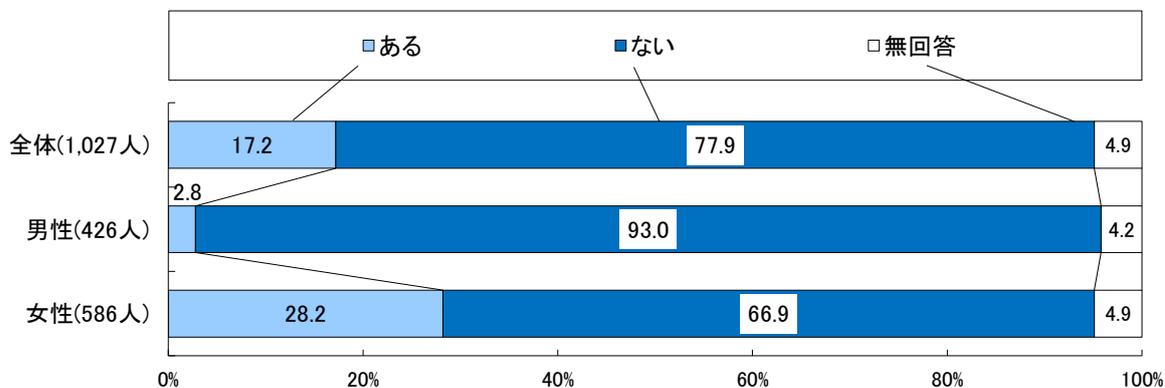


⑤ 性暴力の被害経験の有無と被害の相談の有無

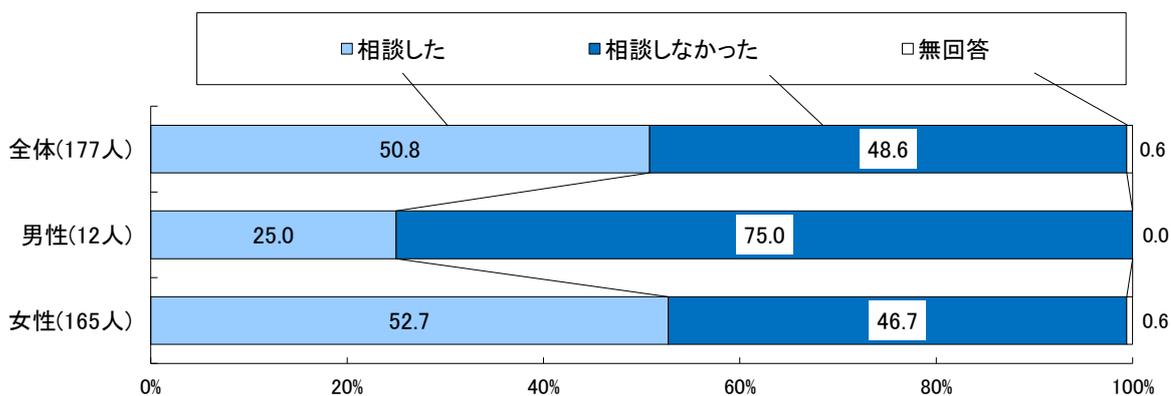
女性の約3人に1人は性暴力の被害経験があり、その被害について、約5割がどこ(だれ)にも相談していません。

※性暴力：性交、身体を触られる、痴漢、盗撮などの同意のない・望まない性的な行為

性暴力の被害経験の有無



性暴力被害の相談の有無



【調査の出典】

「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度調査）

1 趣 旨

男女共同参画の施策推進の基礎資料とするため、男女共同参画に関する県民意識を総合的に把握するもの。

2 調査概要

対 象：山口県内居住の18歳以上の男女各1,500人 計3,000人

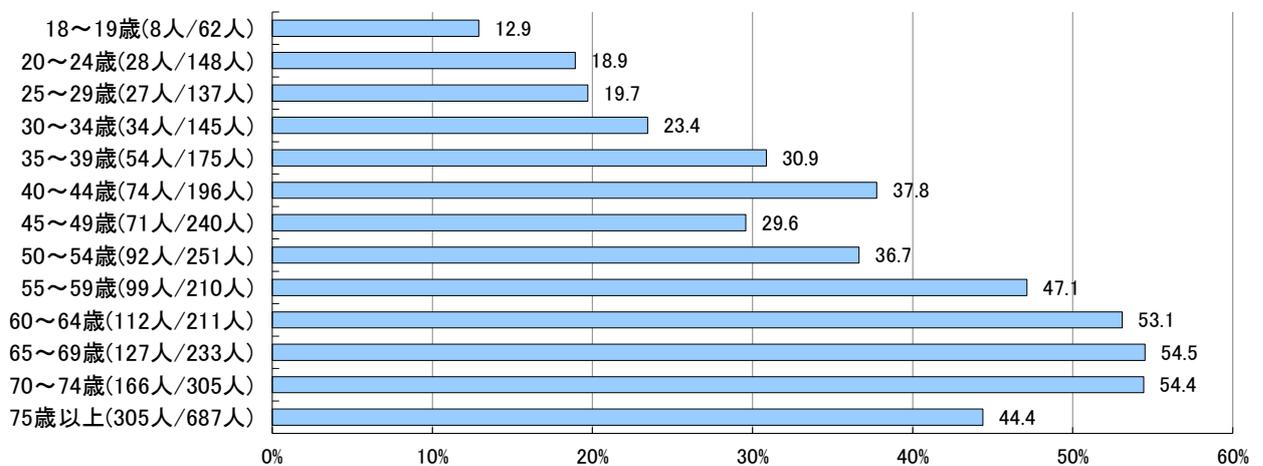
抽出方法：住民基本台帳に基づく無作為抽出（市町別、年齢別人口比による割当）

調査方法：郵送調査

調査期間：令和6年9月26日～令和6年10月18日

回収数(率)：全体1,200(40.0%)、男性538(35.9%)、女性649(43.3%)、不明13

3 年齢別の回収率



「男女間における暴力に関する調査」（令和6年度調査）

1 趣 旨

配偶者暴力対策等の施策推進の基礎資料とするため、男女間の暴力に関する県民の認識、被害の経験の態様、程度及び潜在化の程度、理由を総合的に把握するもの。

2 調査概要

対 象：山口県内居住の18歳以上の男女各1,500人 計3,000人

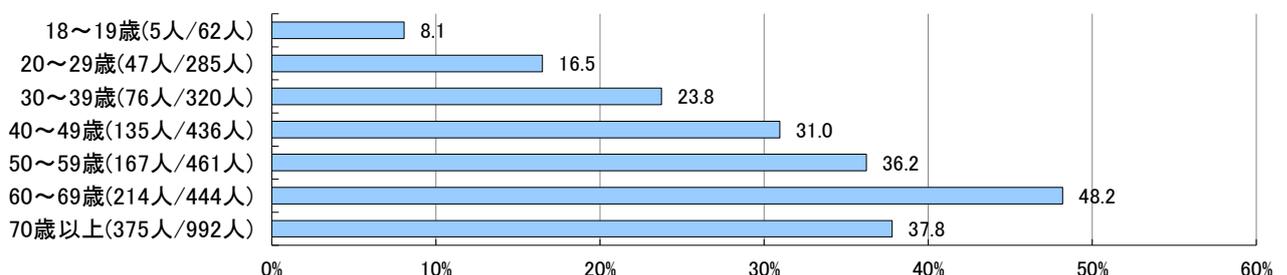
抽出方法：住民基本台帳に基づく無作為抽出（市町別、年齢別人口比による割当）

調査方法：郵送調査

調査期間：令和6年9月26日～令和6年10月18日

回収数(率)：全体1,027(34.2%)、男性426(28.4%)、女性586(39.1%)、不明15

3 年齢別の回収率



第3章 第6次山口県男女共同参画基本計画の基本目標

1 計画の目指す方向

男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合うとともに、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、多様な生き方を選択することができる「男女共同参画社会の実現」を目指します。

2 計画の構成

山口県男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、また、国の「第6次男女共同参画基本計画」、県の「やまぐち未来維新プラン」等を踏まえながら、目指すべき方向の大きな柱とするよう、「3つの基本目標」及び「8の重点項目」の体系により、「施策の基本方向(基本目標)」及び「取り組むべき課題(重点項目)」を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めていきます。

山口県男女共同参画推進条例の基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③施策等の立案及び決定への共同参画の推進
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立の推進
- ⑤生殖に関する自己決定の尊重及び健康への配慮
- ⑥国際社会の動向の勘案

3 計画における3つの基本目標の考え方

基本目標Ⅰ 男女が共に活躍できる社会づくり

男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画することは、社会の多様性と活力を高めるために重要です。

そのためには、女性も男性も、仕事と家庭、地域活動を両立し活躍するために、長時間労働の縮減や多様で柔軟な働き方の促進、ニーズに応じた子育て支援策や介護サービスの充実、地域活動への参画などを促進することが必要です。

また、ポジティブ・アクションの促進による、男女間格差の改善や女性の能力発揮を促進するための支援などにより、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大の取組を進めていきます。

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会に向けた意識改革と行動変革

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し多様な生き方を選択することができる社会です。

しかし、「男は仕事、女は家庭」といった「固定的な性別役割分担意識」は改善の傾向にあるものの、男女の地位の平等感については、多くの分野で「男性優遇」と感じる人が依然として多い状況です。

こうした状況は、多様な生き方を選択することを妨げることにもつながるため、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる分野・世代において、男女共同参画について認識を深めるための取組を進め、意識の改革を推進し、行動の変革につなげていきます。

基本目標Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる環境づくり

男女共同参画社会を形成していくうえで、一人ひとりの人権が尊重され、安全にかつ安心して暮らせることが重要です。

配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪・性暴力、ストーカー行為、職場における各種ハラスメント等の暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、あらゆる暴力の根絶のための取組を推進します。

また、地域社会を取り巻く環境が変化する中で、多様かつ複合的な困難を抱える人々に対して、安全に安心して暮らせるよう、生活や就業に対する支援を推進します。

さらに、人生100年時代の安心の基盤である生涯にわたる健康の実現に向けて、心身及びその健康に関する正しい知識と情報を入手し、主体的に行動し、健康を享受できるよう支援します。

4 施策体系

基本目標Ⅰ 男女が共に活躍できる社会づくり

重点項目1 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

- A ワーク・ライフ・バランスに向けた就業環境の整備【※】
- B 多様な選択を可能とする子育てや介護の支援【※】
- C 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保【※】
- D 多様で柔軟な働き方の導入促進と就業機会の創出【※】

重点項目2 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- A 事業者等における女性の参画拡大【※】
- B 行政等における女性の参画拡大【※】
- C 様々な分野における女性の参画拡大【※】

重点項目3 地域における男女共同参画の推進

- A 地域活動における男女共同参画の推進【※】
- B 農山漁村における男女共同参画の推進【※】
- C 防災における男女共同参画の推進【※】

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会に向けた意識改革と行動変革

重点項目4 男女共同参画の推進に向けた意識改革と行動変革

- A 県民意識の醸成に向けた取組の推進
- B 人権を尊重した取組の推進
- C 家庭における男女共同参画の推進【※】

重点項目5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

- A 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の推進
- B 国際交流・国際協力を通じた男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる環境づくり

重点項目6 あらゆる暴力の根絶

- A あらゆる暴力を根絶するための基盤づくり【◆】【★】
- B DV対策の推進【◆】【★】
- C 性犯罪・性暴力対策の推進及び被害者支援【◆】【★】
- D ストーカー行為、セクシャル・ハラスメント等への対策の推進【◆】【★】

重点項目7 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

- A 困難な問題を抱える女性等への支援【◆】【★】
- B ひとり親家庭等に対する支援【※】【★】
- C 高齢者や障害者など多様な人々が安心して暮らせる環境の整備【★】

重点項目8 生涯を通じた男女の健康の支援

- A 生涯を通じた健康づくりの推進
- B 妊娠・出産・産後ケア等に関する健康支援
- C 心身の健康をおびやかす問題についての対策の推進

【※】は女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画

【◆】はDV防止法に基づく都道府県基本計画

【★】は女性支援新法に基づく都道府県基本計画

第4章 計画の重点項目

基本目標Ⅰ 男女が共に活躍できる社会づくり

重点項目1 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

【現状と課題】

就業は、生活の経済的基盤であるとともに、女性も男性もすべての人が性別にかかわらず自らの個性と能力を十分に発揮し、生きがいを感じられる社会を実現する観点からも極めて重要な意義を持っています。

出産や育児等の理由から、30代を中心に働く人が減る「M字カーブ」の解消は進んでいるものの、女性の正規雇用比率は、男性と比較して大きく下回っており、女性の就業は、育児や介護をはじめとしたライフイベントに際し、両立のしづらさやキャリア形成が困難となる状況がみられます。また、男性の育児休業取得率は向上してきていますが、男性の取得率は女性を大きく下回っています。

このため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向け、男性の育児休業取得率の向上をはじめとした仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを推進するとともに、共育てが当たり前となるよう取り組むことが必要です。

また、女性も男性も働くことを希望する全ての人が、仕事と育児・介護の両立のしづらさを感じることなく働き続け、キャリア形成やリスクニング機会を得ながら、その能力を十分に発揮することができる環境を整備していくことが重要です。

さらに、生産年齢人口が減少し、今後も働き手の減少が続くことが予想されるため、デジタル技術を活用した生産性や利便性の向上により、持続可能な産業・社会を形成していくとともに、働くことを希望する人々のライフステージや個別の事情等に対応した多様で柔軟な働き方の実現を図ることが必要です。

【施策の展開方向】

A ワーク・ライフ・バランスに向けた就業環境の整備

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、長時間労働を前提とした働き方を見直すとともに、育児・介護休業制度や短時間勤務制度の定着など、ライフイベントに応じた多様で柔軟な働き方の実現に向けた就業環境の整備を推進します。

【具体的施策】

- ① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、「やまぐち働き方改革支援センター」によるアウトリーチ支援や中小企業労働相談員による事業所訪問等による働き方改革の推進や、男性が育児に参画している好事例の普及啓発等により、企業における意識改革につなげていきます。
- ② 長時間労働や年次有給休暇に対する労使の意識改革を促し、仕事と家庭生活・地域活動とのバランスのとれた働き方の実現や男性が子育てに参加しやすい環境づくりを進め

るため、山口労働局などの関係機関・団体等と連携し、セミナーの開催や啓発資料の作成・配布などにより、長時間労働の縮減や年次有給休暇の取得の促進を図ります。

- ③ 働きやすい職場環境づくりや多様な人材の活用に積極的に取り組む「誰もが活躍できるやまぐちの企業」の認定や、優良企業の表彰を通じ、企業の自主的な取組を支援します。
- ④ 「やまぐち健康経営企業認定制度」を通じ、健康経営に取り組む企業が社会的に認識され評価される環境整備を進めることで、働く世代の健康増進の促進を図ります。
- ⑤ 育児・介護休業、短時間正社員制度など仕事と家庭生活の両立支援制度の定着を図るため、山口労働局等の関係機関・団体等と連携し、事業者への普及啓発に努めるとともに、事業主に対する国の助成制度等についての周知を図ります。
また、育児・介護休業取得者に対する育児休業・介護休業給付制度や県の貸付制度などの周知を図ります。
- ⑥ 「やまぐち“とも×いく”応援企業登録制度」の推進や、必要な資金の融資、補助金等により、男性・女性とも希望どおり育児休業を取得することが当たり前となり、働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む事業者を支援します。
- ⑦ 事業者における男女共同参画の理解を深め、その取組を支援するため、ポジティブ・アクションや仕事と家庭生活・地域活動の両立に積極的に取り組む事業者、団体を認証する「やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度」を推進し、各事業者の取組の周知を図ります。
- ⑧ 仕事と家庭生活・地域活動の両立に積極的に取り組む事業者に対して、入札参加資格の評価項目に加えるなど、県事業参加における優遇措置を実施し、事業者の取組を促進します。
- ⑨ 事業所におけるワーク・ライフ・バランス等の主体的な取組を促すため、男女共同参画に関する出前講座を実施します。

【施策の展開方向】

B 多様な選択を可能とする子育てや介護の支援

男女が共に仕事と家庭生活・地域活動を両立できるよう、多様なニーズに応じた子育て支援策や保育・介護サービスの充実を図ります。

【具体的施策】

- ① 子どもや家庭に関わる機関や団体、企業等により構成される「やまぐち子育て連盟」を中心とした県民運動の取組等を通じ、効果的な子育て支援体制等の充実や社会全体で子どもや子育て家庭を支える気運の醸成を図ります。
- ② やまぐち子育て県民運動地域コーディネーター等による取組の充実など、「やまぐち子育て県民運動」の展開を通じて、親子が共に楽しめる場づくりを進めるとともに、地域の子育て関係者によるネットワークの強化を図り、地域の子育て支援の輪を広げます。
- ③ 「市町こども家庭センター」を中心とした切れ目のない地域の相談支援体制を構築す

る「やまぐち版ネウボラ」の推進により、安心して妊娠・出産、子育てができる環境を整備します。

- ④ 市町における保育の受け皿整備のために必要な支援を行うとともに、新規卒業者の確保、潜在保育士の再就職支援、保育士の待遇改善などにより、保育士の人材確保を図ります。
- ⑤ 子育て家庭の様々な事情に対応するため、一時預かり、延長保育、病児保育、地域子育て支援拠点の設置・支援やファミリーサポートセンターの普及促進など、子育てを支援するサービスの充実を図ります。
- ⑥ 地域の実情や子育て家庭のニーズに対応した預かり保育等、子育て支援の充実を図るとともに、特別な支援が必要な幼児を受け入れている幼稚園に対して支援を行います。
- ⑦ 放課後児童クラブの整備を推進するとともに、18時以降の延長開所に対する経費支援や、利用ニーズが増大する長期休暇期間中の開設支援等により、受入体制の確保・充実を図ります。
- ⑧ 幼児教育・保育の無償化や乳幼児を抱える家庭に対して医療費の助成等を行うとともに、児童生徒期の子どもをもつ家庭における教育費等の経済的負担に対する支援の充実に努めます。
- ⑨ 子どもの行事等に合わせて休暇を取得することを社会全体で応援する機運醸成を図るとともに、子どもと親と一緒に休め、親子で楽しめる環境・仕組みづくりを推進します。
- ⑩ 高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組みます。
- ⑪ 「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って、できる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会」を実現するため、認知症の人やその家族の視点に立った支援の充実や環境・体制づくりを推進します。
- ⑫ 中長期的な視点に立って、質の高い福祉・介護人材の安定的な養成・確保、資質の向上や働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化及び質の向上を促進します。

【施策の展開方向】

C 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

男女の均等な機会と待遇の確保に向け、ハラスメント等が行われない職場環境づくりを促進するため、関係法令等の周知啓発や相談体制の充実に努めます。

【具体的施策】

- ① 男女の均等な機会及び待遇の確保が図られるよう、山口労働局等の関係機関・団体と連携し、啓発資料の作成・配布などにより、男女雇用機会均等法等の関係法令や各種制度の周知、男女間の賃金格差の解消に向けた啓発活動に努めます。
- ② セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメント等に関する雇用管理の改善を図るため、山口労働局等の関係機関・団

体と連携し、啓発資料の作成・配布などにより、男女雇用機会均等法及び同法に基づく指針について周知を図ります。

- ③ 配置・昇進等における差別的取扱や各種ハラスメントなど、職場の問題に対応するため、中小企業労働相談員の配置や「労働ほっとライン」の設置等により、相談体制の充実に努めます。

【施策の展開方向】

D 多様で柔軟な働き方の導入促進と就業機会の創出

テレワークなどの多様で柔軟な働き方や、女性が継続して働き能力を発揮できるよう、職場環境の整備や女性の職域拡大などを促進するとともに、いったん離職した女性等に対する相談、情報提供、職業訓練、デジタルスキルの習得支援など、就業への支援を行います。

また、女性の起業・創業の活性化、事業承継の支援、創業後の成長支援などにより、多様なニーズに応じたデジタル人材の育成、創業支援体制の整備・充実に努めます。

【具体的施策】

- ① 企業等において、育児休業、短時間勤務、短時間正社員制度、フレックスタイム制など多様で柔軟な働き方が可能となる制度の整備や、それらを利用しやすい職場環境づくりを進めます。
- ② テレワークなど時間や場所にとらわれない多様な働き方や、デジタル技術の活用により可能となる働き方の導入を支援します。
- ③ テレワークや子連れ出勤に係る環境整備、育休からの職場復帰の支援など、企業等の育休取得促進や子育て職場環境づくりを支援します。
- ④ 山口しごとセンターを中心に、未就業の女性やシニア、障害者の多様なニーズに応じた就業機会を創出するとともに、企業に対して働きやすい職場環境整備等の支援を行い、女性やシニア、障害者の希望に応じた就業を促進します。
- ⑤ 産学公により設置した「山口女性デジタル人材育成コンソーシアム」の下で、未就業の女性に対し、企業の多様なニーズに応じたデジタルスキル習得支援と女性の能力や希望に応じた就業支援を一体的に実施します。
- ⑥ 子育て・介護等により離職した者や中高年齢者等を雇用する中小企業者等に対し、雇用創出支援資金を融資するなど、雇用の場の確保に努めます。また、これらの者の再就職を促進するため、専門家によるキャリアカウンセリングを実施するとともに、能力の開発を進めるための職業訓練の充実や雇用情報の提供などに努めます。
- ⑦ 若年離職者・フリーター等の再就職を支援し、職業的自立を促進するため、山口しごとセンターにおいて、キャリアカウンセリングを中心とした相談から情報提供、能力開発、職業紹介までのサービスをワンストップで提供するなど、一人ひとりの適性や能力に応じたきめ細かな支援に取り組みます。

- ⑧ 非正規雇用者の処遇改善に向け、山口労働局等と連携しながら、中小企業労働相談員による事業所訪問などを通じ、関係法令の周知や、有期労働契約から無期労働契約への転換制度や、パートタイム労働者から正社員への転換制度の普及を促進します。
- ⑨ 医療・福祉分野などの有資格者等に対する職業紹介、情報提供等の充実、職場環境の整備について、関係団体等と連携して取り組みます。
- ⑩ 若者や女性の県内建設業への入職・定着の促進を図るため、建設産業の魅力発信や県内建設企業とのマッチングの支援、若手就業者の定着支援を行うとともに、建設産業に特化した新たな働き方の取組を推進します。
- ⑪ 創業と事業承継の一体的支援体制の整備や、創業意欲のある者を対象としたセミナー等の開催、低利融資制度などによる、創業支援策の充実や事業承継の促進に努めるとともに、創業支援コーディネーターを配置し、創業後の伴走・定着までを総合的に支援します。
- ⑫ 女性創業セミナーの実施や金融支援、「女性創業応援やまぐち株式会社」による支援などにより、女性の創業を促進します。
- ⑬ 商工会、商工会議所などの商工団体が実施する、創業を希望する女性等を対象としたセミナーへの支援に取り組みます。
- ⑭ 女性のチャレンジを支援するため、就職、再就職や創業・成長を支援し、保育・介護サービス等のきめ細かな情報提供を行うとともに、相談体制の整備・充実に努めます。

【計画の目標指標】

項 目		現状値		目標値	目標年度
男女の地位の平等感 [平等と感じる人の割合]	就職の機会や職場の中で	23.8%	R6	増加させる	R11
25歳から44歳までの働く女性の割合		80.8%	R4	86.0%	R12
年間総実労働時間(5人以上事務所)		1,638時間	R6	1,630時間	R12
「誰もが活躍できるやまぐちの企業」認定企業数		125社	R6	150社	R12
「やまぐち“とも×いく”応援企業」登録企業数		31社	R5	3,025社	R12
育児休業取得率(男性)		31.0%	R4	85.0%	R12
「やまぐち男女共同参画推進事業者」認証事業者数		882事業者	R6	1,080事業者	R11
家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させている人		14.7%	R6	増加させる	R11
まちかどネウボラ認定数		102か所	R7	110か所	R11
保育所等利用待機児童数		9人	R7	0人	R11
延長保育実施箇所数		275か所	R6	293か所	R11
病児保育を実施している施設数		36か所	R7	42か所	R11
子育て支援を行っている私立幼稚園の割合		96.6%	R6	100%	R11
放課後児童クラブ待機児童数		292人	R7	0人	R11
テレワーク導入企業の割合		14.6%	R2	32.5%	R12
関係支援機関の支援による女性の創業数		112件	R6	440件	R11

重点項目 2 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【現状と課題】

男女が社会の対等な構成員として政策・方針決定過程に共同して参画し、女性の参画拡大が継続的に進展することは、様々な視点が確保され、全ての人が生きがいを感じるとともに、多様性が尊重される社会の実現に向けて不可欠なものです。

労働力人口総数に占める女性の割合は4割を超えているものの、県や市町の審議会等委員や管理職、事業所・団体の管理職に占める女性の割合は未だに低い水準にとどまっており、政策や方針決定過程への女性の参画が進んでいない状況です。

令和6(2024)年度に山口県が実施した「男女共同参画に関する県民意識調査」(以下「意識調査」という。)によると、社会の中で意思決定の場に女性の参画が少ない理由として最も多かったのは、「男性優位の組織運営」であり、女性の参画を進めていくためには、行政をはじめ、事業者、団体等がポジティブ・アクションを積極的に推進していく必要があります。

また、女性も自ら意欲や能力を高め社会で活躍できるよう、女性活躍に向けた支援を行うとともに、政治・行政、経済、社会など様々な分野における意思決定の場への女性の参画拡大を推進していく必要があります。

【施策の展開方向】

A 事業者等における女性の参画拡大

経営者等の意識改革や女性リーダーの育成支援などを通じ、事業者・団体における女性の登用や女性活躍に向けた取組を促進します。

【具体的施策】

- ① 女性管理職への登用促進に向け、事業者、団体に対し、協力要請や自主的な取組に向けた情報提供等の支援を行うとともに、女性管理職等へ職業生活上の課題解決に向けた助言や相談支援を行います。
- ② 事業者・団体における女性の登用を促進するため、経済団体をはじめ関係機関・団体と連携して、女性に対する意識改革や女性リーダーの育成支援に取り組みます。
- ③ 産学公の代表者等で構成する「やまぐち女性活躍応援団」による、女性活躍の取組の普及・拡大や支援などにより、経営者の女性活躍に向けた意識改革と事業者における女性活躍推進を図ります。また、「やまぐち女性活躍応援団」を通じて、地域で活躍する女性管理職や女性研究者・女性技術者等のロールモデルを示し、女性活躍に対する県民の理解と関心を高めます。
- ④ 女性の能力発揮に向けた、事業者の自主的な取組を促進する「やまぐち女性の活躍推進事業者宣言制度」の推進や必要な資金の融資等により、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施による女性が活躍できる雇用環境の整備を促進します。
- ⑤ 事業者における男女共同参画の理解を深め、その取組を支援するため、ポジティブ・ア

クションや仕事と家庭生活・地域活動の両立に積極的に取り組む事業者、団体を認証する「やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度」を推進し、各事業者の取組の周知を図ります。

- ⑥ 女性の活躍に積極的に取り組む事業者に対して、入札参加資格の評価項目に加えるなど、県事業参加における優遇措置を実施し、事業者の取組を促進します。

【施策の展開方向】

B 行政等における女性の参画拡大

県や市町の女性職員の採用・登用拡大や職域拡大の推進、政策・方針決定過程における女性参画の推進、仕事と家庭生活の両立に向けた職場環境の整備、審議会等委員の女性の参画を推進するとともに、政治分野における女性の参画に向けた気運醸成を図ります。

【具体的施策】

- ① 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画により、県の女性職員・教職員や女性警察官・女性警察職員の役付職への登用、特に課長相当職以上の管理職への登用や職域拡大に努めるとともに、女性職員等の計画的な人材育成に取り組めます。また、代替職員の確保等による育児休業、介護休業等の取得促進や、業務マネジメントの強化、業務効率化等による時間外勤務の縮減など、仕事と生活の両立に向けた職場環境の整備を進めます。
- ② 県の審議会等委員への女性の参画について、引き続き積極的に取組を進めます。
- ③ 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画により、市町の女性職員の登用や職域拡大が図られ、また、審議会等委員への女性の参画が促進されるよう、情報提供などの支援や助言を行います。
- ④ 女性の政治分野への参画の重要性、意義についての理解促進を図る啓発を行います。

【施策の展開方向】

C 様々な分野における女性の参画拡大

就職や起業・創業、キャリアアップなど、女性のチャレンジを支援するとともに、様々な分野における女性の参画を推進します。

【具体的施策】

- ① 子育て・介護等により離職した者や中高年齢者等を雇用する中小企業者等に対し、雇用創出支援資金を融資するなど、雇用の場の確保に努めます。また、これらの者の再就職を促進するため、専門家によるキャリアカウンセリングを実施するとともに、職業能力の開発を進めるための職業訓練の充実や雇用情報の提供などに努めます。
- ② 産学公により設置した「山口女性デジタル人材育成コンソーシアム」の下で、未就業

の女性に対し、企業の多様なニーズに応じたデジタルスキル習得支援と女性の能力や希望に応じた就業支援を一体的に実施します。

- ③ 女性創業セミナーの実施や金融支援、「女性創業応援やまぐち株式会社」による支援などにより、女性の創業を促進します。
- ④ 商工会、商工会議所などの商工団体が実施する、創業を希望する女性等を対象としたセミナー等への支援に取り組みます。
- ⑤ 女性のチャレンジを支援するため、就職、再就職や創業・成長を支援し、保育・介護サービス等のきめ細かな情報提供を行うとともに、相談体制の整備・充実に努めます。
- ⑥ 出産等により一時的に離職した女性医師の復職を促進するとともに、女性医師のライフサイクルに応じたキャリア形成等を支援します。
- ⑦ 様々な分野でチャレンジし、地域で活躍する女性等の功績を称える「女性活躍推進知事表彰」により、身近なロールモデルを示し、女性活躍に対する県民の理解と関心を高めます。

【計画の目標指標】

項 目		現状値		目標値	目標年度
男女の地位の平等感 [平等と感じる人の割合]	政治活動の中で	15.8%	R6	増加させる	R11
ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合		33.7%	R5	40%	R11
事業所の部長相当職に占める女性の割合		10.6%	R5	15%	R11
事業所の課長相当職に占める女性の割合		14.5%	R5	20%	R11
「やまぐち女性の活躍推進事業者」登録事業者数		318事業者	R6	520事業者	R11
「やまぐち男女共同参画推進事業者」認証事業者数(再掲)		882事業者	R6	1,080事業者	R11
県職員の課長級以上に占める女性職員の割合		16.8%	R7	18%	R8
県の審議会等委員の女性割合		44.5%	R7	現状の水準を維持	R12
市町の審議会等委員の女性割合		30.5%	R7	40%	R12
関係支援機関の支援による女性の創業数(再掲)		112件	R6	440件	R11

重点項目 3 地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

人口の流出や少子高齢化、単身世帯の増加等により、多様化する地域の課題やニーズに対応し、活力ある地域社会をつくっていくためには、幅広い年代の男女が地域活動に参画することで、新たな視点の導入や多様な人材の活用が図られるよう、男女共同参画の視点に立った地域社会づくりを推進する必要があります。

農山漁村においては、女性は担い手の約4割を占めており、農林水産業の発展や地域の活性化において重要な役割を果たしています。このため、女性が働きやすく暮らしやすい環境を整備するとともに、女性が地域の農林水産業の方針策定・決定過程に参画し、女性の声を反映させていくことが必要です。

また、災害は、全ての人の生活を突如として脅かしますが、とりわけ、女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されており、その影響をより少なくしていくためには、平常時から、防災分野における方針決定過程及び災害対応の現場への女性の参画を推進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を一層進めていく必要があります。

【施策の展開方向】

A 地域活動における男女共同参画の推進

幅広い年代の男女が地域活動に参画し、地域を支え活躍できるよう、それぞれの個性や能力が発揮できる環境を整備するとともに、地域の課題解決に向けた活動を行う団体や人材の育成・支援を行います。

【具体的施策】

- ① 性別や年齢にかかわらず、多様な住民の地域活動への参画を促進するとともに、その活動に男女共同参画の視点が反映できるよう啓発活動を進めます。
- ② 地域におけるボランティア活動やNPO活動などの支援を行うとともに、情報提供や相談事業の実施、若い世代の人材育成等による県民活動の裾野の拡大と参加しやすい環境づくりを促進します。
- ③ 子育て支援、DV対策、地域防災活動等の地域の課題や男女共同参画社会づくりに取り組む女性団体・グループ、NPO等を支援し、団体の活性化を促進するとともに、女性リーダーの養成を支援します。
- ④ 自治会やPTAなど、地域における多様な意思決定の場への女性の参画を促進します。
- ⑤ 地域で活躍する女性や、男女共同参画社会の実現に向け功績のあった男女を称える「女性活躍推進知事表彰」により、身近なロールモデルを示し、女性活躍の推進や活動の活発化等を図ります。
- ⑥ 気候変動をはじめとする環境問題への対応にあたっては、持続可能な社会への実現に向けた国際的な潮流を踏まえ、環境に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

を図っていくとともに、環境保全活動に関する学習機会や交流の場の提供などに取り組みます。

【施策の展開方向】

B 農山漁村における男女共同参画の推進

豊かで魅力ある持続可能な農山漁村の実現のため、重要な担い手である女性が、能力を十分に発揮し、活躍できるよう、学習機会の提供や就業環境の整備に取り組み、女性の農林漁業経営等への参画を促進し、地域の方針策定へ参画する女性リーダー及び若手女性農林漁業者の育成・支援を行います。

【具体的施策】

- ① 女性の持つ多彩な能力等の発揮による農林漁業経営等への参画を促進するため、技術及び知識の学習機会の確保や、世代や分野を超えたネットワークの形成等を支援し、生産や地域活動を牽引する女性リーダー及び「やまぐち農林漁業ステキ女子」など経営発展に取り組む若手女性農林漁業者の育成を図ります。
- ② 女性も経営に参画し、魅力ある農林水産業を実現できるよう、経営発展に向けた取組や起業活動等を支援するとともに、女性の就業促進や継続的な雇用に向け、家族経営協定締結や一般事業主行動計画策定等による就業条件の明確化や、作業負担軽減・効率化のためのデジタル化やIT技術の活用等を推進し、女性が働きやすい環境整備等を促進します。
- ③ 農林水産業の発展、地域の活性化に向けて、持続可能な生産や地域の体制づくり等を支援し、農林水産業等の理解醸成のための活動や魅力発信などを通じて、女性の活躍を推進します。また、女性活躍への周囲の理解促進や、女性登用に向けた組織・団体の意思決定層等への意識啓発を図り、地域の方針策定・決定過程への女性参画を促進します。

【施策の展開方向】

C 防災における男女共同参画の推進

平常時の備え、避難所など様々な場面において、男女共同参画の視点からの取組が進むよう、防災分野における女性の参画を促すとともに、男女のニーズの違いや女性の視点の重要性などの周知啓発を行います。

【具体的施策】

- ① 防災に関する政策・方針決定過程や防災の現場における女性の参画に取り組むとともに、市町や住民に対し、男女共同参画の視点からの防災対策について周知・啓発を行います。
- ② 地域防災力の向上のため、自主防災組織の育成等に取り組むとともに、女性の参画の促進に努めます。

- ③ 地域における消防防災活動の中核を担う消防団について、女性消防団員の入団を推進します。
- ④ 「避難所運営マニュアル作成のための基本指針」に基づき、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した避難所運営を促進します。

【計画の目標指標】

項 目		現状値		目標値	目標年度
男女の地位の平等感 [平等と感じる人の割合]	地域活動の中で	41.2%	R6	増加させる	R11
自治会長に占める女性の割合		10.8%	R6	15%	R12
やまぐち農林漁業ステキ女子数		77人	R6	140人	R12
農業委員に占める女性の割合		20.2%	R6	22%	R12
消防団員に占める女性の割合		5.3%	R7	増加させる	R12

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会に向けた意識改革と行動変革

重点項目4 男女共同参画の推進に向けた意識改革と行動変革

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、固定的な性別役割分担意識などにとらわれずに、主体的で多様な選択による、自分らしい生き方が尊重されるよう、男女共同参画への理解を深め、意識を育んでいくことが必要です。

男女共同参画を推進する様々な取組が進められ、法制度の整備等も進んではきているものの、依然として、男女共同参画社会が実現したとは言い難い状況にあり、背景には、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中で形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定概念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があり、またそれらによって価値観や慣習が形成されていることが挙げられます。

子どもをはじめ様々な世代に対して、固定的な性別役割分担意識を植え付けず、また押し付けないよう、男女共同参画への理解を深め、意識改革を進めるとともに、人権尊重を基盤とした男女平等感の形成を図っていくことが重要です。

また、意識調査によると、固定的な性別役割分担意識は改善の傾向があるものの、6歳未満の子どもを持つ女性の家事・育児関連時間は、男性の時間の約5倍という調査結果もあり、男女が共に家事・育児・介護の責任を分かち合える社会に向けて更なる取組を推進していく必要があります。

【施策の展開方向】

A 県民意識の醸成に向けた取組の推進

男女共同参画の必要性について、県民一人ひとりが認識し、理解できるよう、きめ細やかで分かりやすい意識啓発や広報活動を推進します。

【具体的施策】

- ① 本県が目指す男女共同参画社会の将来像やその意義を示した普及啓発資料を作成し、啓発活動を進めます。
- ② 男女共同参画推進月間（10月）を中心に、講演会・講座等の開催や多様な広報媒体の活用による普及啓発に取り組むとともに、SNSを活用した男女共同参画等に関する情報の発信を行います。
- ③ 男女共同参画に関する県民意識の醸成に向け、幅広い層への普及啓発を県民活動団体等と連携して実施します。
- ④ 男女共同参画を阻害する要因となる慣行や固定的な性別役割分担意識などに関する県民の意識や考え方についての調査を定期的実施し、その動向を把握します。また、これを県民に広く公表するとともに、施策推進の基礎資料として活用します。

【施策の展開方向】

B 人権を尊重した取組の推進

すべての人が互いの人権を尊重するような教育・啓発を推進するとともに、様々なメディア等による情報発信が人権に配慮し、適切な表現となるよう促します。

【具体的施策】

- ① 県民一人ひとりが、基本的人権の尊重と様々な人権問題に対し、正しい理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図るため、教育や啓発活動を推進します。
- ② 多様なメディアと連携し、男女共同参画に資する周知・啓発について積極的に情報発信を行うとともに、表現の自由を十分尊重しながら、性暴力表現など人権を侵害するような情報への対策をはじめ男女共同参画に関する各業界における自主的な取組を促進します。
- ③ 県の刊行物等の作成において、男女共同参画の視点から適切な表現となるよう配慮します。

【施策の展開方向】

C 家庭における男女共同参画の推進

家庭内における固定的な性別役割分担意識の改革を図り、男女が共に家事・育児・介護等を分かち合うライフスタイルを促進します。

【具体的施策】

- ① 男性の働き方や暮らし方を見直し、家庭生活・地域活動への参画を促進するため、男女の固定的な性別役割分担意識の改革に向けた啓発活動を進めます。
- ② 新婚夫婦や企業の若手社員への「家事から始まる男女共同参画手帳」や「家事ハウツー集」を配布するとともに、県民から募集した共家事・共育児の好事例を元に制作した啓発コンテンツをSNS等を活用して効果的に発信することにより、固定的な性別役割分担意識の解消を図り、男性の家事・育児参画を促進します。
- ③ 夫婦で上手に家事・育児を分担して子育てを楽しんでいる家庭「“とも×いく”ファミリー」の表彰や、男性の積極的な家事・育児への参加を促すイベント等での「妊婦体験ジャケット」の活用や「お父さんの育児手帳」の配布等により、男性の家事・育児参画に向けた理解促進を図ります。
- ④ 父親の家庭教育への参画を促進し、県青少年育成県民会議と連携し、家族とのふれあいの機会の確保や絆を深める「家庭の日」運動を推進します。

【計画の目標指標】

項 目		現状値		目標値	目標年度
「男女共同参画社会」という用語の周知度		67.0%	R6	増加させる	R11
男女の地位の平等感 [平等と感じる人の割合]	社会全体として	18.0%	R6	増加させる	R11
	家庭生活の中で	33.6%	R6	増加させる	R11
	社会通念・慣習・しき たりなどで	14.5%	R6	増加させる	R11
	法律や制度の面で	33.9%	R6	増加させる	R11
固定的な性別役割分担意識の改革 [「男は仕事、女は家庭」という考えを肯定する者の割合]		27.0%	R6	減少させる	R11
6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間		88分	R3	増加させる	R11

【現状と課題】

固定的な性別役割分担意識の解消や人権尊重を基本とした男女平等意識の形成を推進するために、様々な機会を通じ、家庭、学校、職場、地域社会のあらゆる分野における教育・学習を充実させていく必要があります。

子どもの頃から、その発達段階に応じた人権の尊重、男女平等感の育成等を図るため、教職員などの男女共同参画への理解を促進し、学校教育において男女平等の理念を推進できるように研修などを実施します。また、例えば「女性は理工系の進学には向いていない」といった性別による職業観や進学観にとらわれず、自分にふさわしい生き方を実現しようとする意欲や態度、能力の育成を図るキャリア教育を推進します。

男女共同参画は、「女子差別撤廃条約」や「北京宣言及び行動綱領」など国際社会における様々な取組と密接に関係していることから、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」等の国際的な潮流も踏まえる必要があります。

特に、日本は、世界経済フォーラムが発表する「ジェンダーギャップ指数」によると、国際比較において男女格差が大きいとされ、国際交流や国際協力を通じて世界の動向を把握し、本県における男女共同参画の推進に生かす必要があります。

男女共同参画の視点に立って、国際交流・国際協力を促進し、国際感覚を備えた人材の育成や外国人と県民との交流により、国籍や民族を超えて相互に理解し合えるよう、交流活動への協力・支援を行うことが必要です。

【施策の展開方向】

A 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の推進

家庭、学校、職場、地域社会において、行政、関係団体が連携し、生涯を通じた男女共同参画に関する教育・学習を推進します。

【具体的施策】

- ① 家庭、学校、職場、地域社会において、個人の尊厳と男女平等の意識の醸成を図るとともに、男女が共に社会の対等な構成員として社会参画できるよう、教育や学習の充実に努めます。
- ② 中学校や高等学校内に乳幼児親子が集う「学校内子育てひろば」の開設やライフデザインセミナー等の開催を支援し、早い時期から乳幼児親子と触れ合う機会を創出することで、男女が協力して家事・育児を行う大切さについて意識啓発を図ります。
- ③ 教職員を対象とした研修の実施により、男女共同参画の理念の理解促進や、男女共同参画意識の向上に努めます。
- ④ 子どもたち一人ひとりが自らの生き方を考え、将来、社会人・職業人として自立していくことができるよう、児童生徒の発達の段階に応じたキャリア教育を進めます。その中で、教育DXの推進やグローバル教育の充実、STEAM教育、理数教育の充実を通

じた新たな価値を創造できる人材の育成に努めるとともに、進路指導に当たっては、児童生徒が性差や固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に多様な選択ができるよう配慮した指導を行います。

【施策の展開方向】

B 国際交流・国際協力を通じた男女共同参画の推進

国際交流や国際協力を行う団体への支援等を通じて県民の国際理解を促進するとともに、男女共同参画の推進に関する国際感覚を備えた人材を育成します。

【具体的施策】

- ① 国際教育や語学教育等を通じて、県民の国際理解の促進に努めるとともに、国際感覚を備えた人材を育成します。
- ② 外国人と県民が交流を行い相互に理解し合えるように、国際交流活動を行うボランティアの育成や国際交流団体の活動へ支援を行います。
- ③ 国際交流や国際協力活動を活発に展開するため、市町、民間等との連携を密にし、国際関連情報の提供、県民の意識啓発、国際理解の促進に努めます。
- ④ やまぐち外国人総合相談センターにおいて、生活、雇用、出産・子育て・子どもの教育等について、外国人住民等への情報提供や相談、支援を行います。
- ⑤ 「女子差別撤廃条約」、「北京宣言及び行動綱領」、持続可能な開発目標（SDGs）など、男女共同参画に関わりのある国際規範・基準等の周知・浸透を図るため、普及啓発の充実に努めます。

【計画の目標指標】

項 目		現状値		目標値	目標年度
男女の地位の平等感 [平等と感じる人の割合]	学校教育の場で	57.0%	R6	増加させる	R11
「学校内子育てひろば」の設置校数		61校	R7	81校	R11
青少年国際交流事業参加者数(累計)		1,399人	R6	1,844人	R12

重点項目 6 あらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシャル・ハラスメント等の暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることや、「同意のない性的な行為は性暴力である」という認識を社会全体で共有し、あらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成に努めていくことが必要です。

DVについては、配偶者暴力相談支援センターである県男女共同参画相談センター、警察、市町、関係機関・団体等が連携して、相談体制の整備・充実や被害者の保護、自立支援などに取り組んでいます。

また、性犯罪・性暴力については、やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」を県男女共同参画相談センターに開設し、24時間365日体制で、被害者への支援を行っています。

近年、DV及び性暴力被害に関する相談件数は増加傾向にあり、令和6(2024)年度に山口県が実施した、「男女間における暴力に関する調査」によると、DVは約4人に1人が、性暴力*は女性の約3人に1人が被害経験があると回答しており、そのうちDVは約6割、性暴力は約5割の被害者が被害をどこ(だれ)にも相談していません。また、性犯罪・性暴力の被害にあった時期は、20歳代が最も多く、次いで18～19歳と若年層に集中しています。

あらゆる暴力の根絶に向けて、暴力を許さない気運の醸成を図るため、普及啓発や人権尊重の意識を高める教育の充実などの取組を進めるとともに、被害者が一人で悩まず気軽に相談できるよう相談窓口の更なる周知を実施し、被害者が安心して相談できる体制づくりを通じて、被害の潜在化を防ぐ必要があります。

また、デジタル化の進展、SNSなどのコミュニケーションツールの更なる広がりに伴い、これらを経由した被害が若年層を中心に増加していることから、若年層に向けた予防啓発を更に推進する必要があります。

※性暴力：性交、身体を触られる、痴漢、盗撮などの同意のない・望まない性的な行為

【施策の展開方向】

A あらゆる暴力を根絶するための基盤づくり

暴力のない社会づくりのため、あらゆる暴力を許さない意識を醸成する教育及び啓発活動を推進します。

【具体的施策】

- ① 人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を許さない県民意識を醸成するため、教育や啓発活動を進めます。
- ② 若年層に対して、交際相手や配偶者からの暴力の問題について考える機会を提供し、学校や関係機関と連携しながら予防・啓発活動を推進します。

- ③ インターネットに潜む危険について伝え、コミュニティサイトやSNS等を通じた暴力被害の当事者にならないための啓発や児童生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育を行います。
- ④ 子ども・女性に対する暴力や性の商品化に対応するため、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童ポルノ法）」、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」の周知や「山口県青少年健全育成条例」に基づき、青少年の健全育成に努めます。

【施策の展開方向】

B DV対策の推進

DVを許さない社会の実現に向けて、市町、関係機関・団体等と連携・協働し、被害者が迷わず相談できる相談体制の整備・充実を図るとともに、被害者の保護・自立に向けた支援の充実・強化を図っていきます。

【具体的施策】

- ① 県男女共同参画相談センターを中核として、住民に身近な市町、関係機関・団体等と連携し、地域における見守りから相談、保護、自立支援に至る各段階にわたり、被害者の状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を行います。
- ② DV被害者が一人で悩まず気軽に相談できるよう、各種広報媒体等を通じて相談窓口や、DV相談窓口につながる全国共通短縮番号「#8008（はれれば）」の周知に取り組みます。また、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力などDVに該当する行為について広く啓発し、DVが潜在化しないよう努めます。
- ③ 警察本部及び各警察署において、休日・夜間を問わず、被害者からの相談を受け付け、被害者のニーズに応じて女性警察官による対応を行うとともに、DV防止法に基づき、被害者からの援助の申し出があった場合は、関係機関と連携して、避難その他の措置の教示等を行います。
- ④ 被害者が迷わず相談できるよう、地域住民にとって最も身近である市町に対して、相談窓口の周知徹底や、関係機関と連携した相談体制の整備などを働きかけるとともに、市町基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置、女性相談支援員の配置が図られるよう情報提供を行います。
- ⑤ 多様な被害者が安心して相談できるよう、相談職員等の専門性の向上や二次的被害を防止するための研修を実施するとともに、市町からの求めに応じ、男女共同参画相談センターの職員や相談員をアドバイザーとして派遣し、助言・指導等を行うなど、相談体制の整備・充実に向けた取組を進めます。
- ⑥ 県男女共同参画相談センターの相談職員が一人で問題を抱え込むことがないよう、事例検討会等を開催するとともに、臨床心理士等への相談など配慮を行います。
- ⑦ DVの早期発見や被害者の安全確保に向け、被害者を発見した場合の通報の意義や必要性、通報先等について、広く啓発を行うとともに、市町、警察、関係機関等と協力の

もと被害者等の安全確保に取り組みます。

- ⑧ 教職員や保育関係者に対し、会議、研修等様々な機会を利用し、DVが疑われた場合の対応方法や県男女共同参画相談センター等の相談窓口、法制度などの周知を図るとともに、被害者とその子どもへの援助や、加害者側からの問い合わせに応じないことなどについて、理解と協力を求めます。
- ⑨ 被害者や同伴家族の状況に応じ、適切な一時保護ができるよう、市町、関係機関・団体等と連携して、相談支援や心のケアを行うとともに、保護体制の整備・充実を図ります。
- ⑩ 市町等の関係機関に対し、区域外就学の弾力的な運用や保育所への優先入所等の協力要請を行うとともに、児童相談所や精神保健福祉センター等と連携・協力し、被害者とその子どもの保護や面前DVがある家庭の子どもの心のケアの充実に努めます。
- ⑪ 加害者からの追及を逃れるため、県外の施設で一時保護・施設入所する広域措置を行う場合もあることから、県域を超えた被害者の送り出しや受け入れなどについて、他県との情報交換に努めます。
- ⑫ 被害者が地域において安心して生活することができるよう、被害者の状況やニーズに応じた適切な自立支援に取り組むとともに、被害者の安全確保を図るため、市町、関係機関等に対して個人情報管理の強化・徹底を図ります。
- ⑬ 刑事事件として立件できる場合は、検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど、被害の再発を防止するための措置を講じます。
- ⑭ 交際相手からの暴力に関しても、暴力の根絶に向けた啓発活動に努めるとともに、相談等の被害者への支援に取り組みます。また、市町をはじめ学校や関係機関が、交際相手からの暴力の問題に取り組めるよう、指導用マニュアル等を活用した予防のための取組を進めます。
- ⑮ 山口県困難女性及びDV被害者等支援調整会議を中心に、関係機関・団体間の連携強化を図るとともに、会議の機能強化に取り組みます。また市町が設置する「要保護児童対策地域協議会」への参画を進め、子どもがいるDV家庭に関する情報等を共有し、連携を図ります。
- ⑯ 地域において被害者の保護などの支援活動を行っている民間団体等の活動を促進するため、団体と連携・協力した事業の実施や団体に対する支援等を推進します。
- ⑰ 本県のDVの現状や県民のDVに関する認識等について調査を定期的実施し、広く情報提供を行うとともに、加害者の更生のための指導方法について、国における調査研究の把握、民間団体等における取組状況等の情報収集を行います。

【施策の展開方向】

C 性犯罪・性暴力対策の推進及び被害者支援

性犯罪や性暴力の未然防止に向けた取組を推進するとともに、性暴力被害者に被害直後からの総合的な支援を実施することにより、被害者の心身の負担軽減と健康の回復を図ります。

【具体的施策】

- ① 性暴力相談に特化した相談窓口「やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお」を県男女共同参画相談センターに設置し、24時間365日の運用体制で、性暴力被害者を支援します。
- ② 性暴力被害者に対し、関係機関と連携し、被害直後からの総合的な支援（相談、産婦人科等医療、カウンセリング、法律相談等）を行います。
- ③ 性暴力被害者が迷わず相談できるよう、各種広報媒体等を通じて相談窓口のさらなる周知に取り組むとともに、性犯罪・性暴力被害者の相談窓口につながる全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」の周知に努めます。
- ④ 相談支援員及び関係機関の職員に対し、専門性の向上や二次的被害を防止するための研修を実施し、支援体制の強化、支援の質の向上に努めます。
- ⑤ 性犯罪被害相談電話につながる全国共通短縮番号「#8103（ハートさん）」の広報や事情聴取等への女性警察官の配置を行うとともに、被害者の心の傷の回復を支援するため、心理カウンセラーによるカウンセリングを行います。
- ⑥ 学校と連携し、児童生徒・教員への啓発や相談窓口の周知を通じ、子どもや若年層の相談支援につなげます。
- ⑦ 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、虐待を受けた児童に対するアフターケアなどの児童虐待防止対策を総合的に推進します。

【施策の展開方向】

D ストーカー行為、セクシャル・ハラスメント等への対策の推進

ストーカー行為等の未然防止のため、啓発活動や取締りの強化、被害者の支援を行うとともに、学校、職場等におけるセクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止のための啓発や相談体制の充実に努めます。

【具体的施策】

- ① ストーカー行為、売買春、人身取引の根絶に向け、啓発活動や取締りの強化を進めるとともに、山口県被害者支援連絡協議会等と連携し、被害者支援の充実・強化に努めます。
- ② 学校、職場等のあらゆる場における各種ハラスメントを防止するため、山口労働局等の関係機関・団体と連携しながら、関係法令の啓発活動や相談体制の充実に努めます。

【計画の目標指標】

項 目		現状値		目標値	目標年度
配偶者暴力に関する市町基本計画を策定している市町数		17市町	R7	19市町	R12
DVと認識される行為 [どんな場合でも暴力にあたると思う人の割合]	平手で打つ	76.2%	R6	100%	R11
	なぐるふりをして、おどす	61.5%	R6	100%	R11
	いやがっているのに性的な行為を強要する	84.8%	R6	100%	R11
	大声でどなる	45.7%	R6	100%	R11
県男女共同参画相談センターの認知度		23.5%	R6	50%	R11
やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」の認知度		9.7%	R6	50%	R11
DV被害について、どこ(だれ)にも相談していない割合		64.8%	R6	30%以下	R11
性暴力被害について、どこ(だれ)にも相談していない割合		48.6%	R6	30%以下	R11

【現状と課題】

男女共同参画社会の形成において、誰もが、その意欲や能力に応じて、生き生きと安心して暮らせる社会づくりを進めることが重要です。

人口減少や少子高齢化、雇用・就業構造等が変化する中、非正規雇用や単身世帯、ひとり親世帯が増加し、不安定な雇用や収入格差による生活困窮、社会的孤立などの困難が幅広い層へ広がりを見せています。

特に女性をめぐる課題は、生活困窮、性犯罪・性暴力被害、家庭関係の破綻など、複雑化、多様化、複合化しており、コロナ禍によってこれらが顕在化したことから、こうした困難な問題を抱える女性への支援は重要です。

また、ひとり親家庭では、経済的に厳しい世帯の割合が高く、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、子どもへの生活面での支援や教育の支援等が必要です。

さらに、本県は全国に比べて高齢化が早く進行しており、生涯にわたり、住み慣れた家庭地域で、健康で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進や高齢者の多様な社会参画に向けた取組を一層進めることが重要です。

年齢や性別、障害の有無、性的指向・性自認などにかかわらず、誰もが安心して自分らしく生活できるよう、多様な生き方を認め合う意識を醸成するとともに、県民一人ひとりがいきいきと暮らせる社会の実現に向けて、生活や就業について支援する必要があります。

【施策の展開方向】

A 困難な問題を抱える女性等への支援

困難な問題を抱える女性等の自立に向けて、多様な支援を包括的に提供する体制を整備し、関係機関及び民間団体と協働しながら、本人の意思を尊重し、抱えている問題、心身の状況等に応じた最適な支援を行います。

【具体的施策】

- ① 県男女共同参画相談センターに、「女性相談支援センター」、「配偶者暴力相談支援センター」及び「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の機能を付与し、男女共同参画相談員兼女性相談支援員を配置し、性別を問わず、相談者の意思を尊重しながら、市町や関係機関、民間団体等と連携して、相談者が必要とする支援に適切につなげるとともに、相談者の立場に立った利用しやすい相談等の対応を行います。
- ② 女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設に、生活支援員、看護師、心理職、アフターケア支援員、嘱託医等を配置し、市町や警察等と連携して、困難な問題を抱える女性の一時保護を行うとともに、男性についても民間施設の借り上げにより一時保護を行います。また、心理的アセスメントに基づいた適切な相談支援等による被害回復に向けた支援や、地域で自立して生活できるよう、医学的・心理的支援、生活支

援、就労支援等を実施します。加えて、同伴する子どもに対して保育支援や学習支援を行います。

- ③ 民間団体の持つ豊富な知見やノウハウを活用して、SNSやメールによる多様な形態での相談機会を提供するとともに、訪問面談や同行支援等によるアウトリーチ支援や、若年女性を対象とした繁華街等での夜間巡回を実施するなど、支援対象者の早期把握に努めます。また、自分の気持ちや悩みを話し交流する相談カフェの実施やステップハウスの運営等、支援対象者に寄り添ったきめ細やかな支援に協働して取り組みます。
- ④ 県男女共同参画相談センターを退所した利用者が孤独・孤立の状況に陥らないよう、専門職員が訪問や電話による相談支援を行い、地域において安心して生活することができるよう支援します。
- ⑤ 県や市町の女性支援関係部局及び福祉、医療、法律、民間シェルター等の関係機関・団体で構成する支援調整会議を設置し、支援関係者の連携強化を図り、支援施策や実施状況の共有を図るとともに、個別ケースの支援方針の検討にあたっては、必要に応じて、医師や弁護士等の専門家の助言が得られるようにします。
- ⑥ 一人で悩まず気軽に相談できるよう、各種広報媒体等を通じて相談窓口のさらなる周知に取り組むとともに、相談窓口につながる全国共通短縮番号「#8008（はれれば）」（DV）や「#8891（はやくワンストップ）」（性暴力）、「#8103（ハートさん）」（性犯罪）の周知に努めます。
- ⑦ 相談に的確に対応できる体制の整備を図るとともに、県、市町、関係機関・団体等の相談業務に携わる職員を対象として研修等を実施し、職員の専門性の向上や二次被害の防止、個人情報保護の徹底等を図ります。

【施策の展開方向】

B ひとり親家庭等に対する支援

子どもの養育や健康面の不安又は経済的な問題を抱えるひとり親家庭等に対して、相談体制の充実や生活、経済的自立に向けた支援を行います。

【具体的施策】

- ① 母子・父子自立支援員の配置をはじめ、身近なところでひとり親家庭に対する様々な相談や支援策を情報提供できる体制づくりを進めます。
- ② ひとり親家庭に対し、児童の養育や健康づくりなどに関する生活支援講習会等の開催による子育て支援や、家庭生活支援員の派遣等による家事、介護、育児サービス等の支援に取り組みます。
- ③ ひとり親家庭や生活困窮者世帯の子どもに対し、学習支援のほか、子どもや保護者への生活習慣や育成環境の改善に関する支援を行います。また、ひとり親家庭の子どもたちの基本的な生活習慣の定着に向けて、生活習慣の習得・学習支援、食事の提供を行うことができる居場所づくりを推進します。

- ④ 家庭や学校に次ぐ第3の居場所となりうる「こども食堂」が、県内各地に広がるよう、コーディネーターとの連携の下、こども食堂の開設を支援します。
- ⑤ ひとり親家庭に対し、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談や就業情報の提供を行います。あわせて、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金により、資格取得を促進し、ひとり親家庭の就業支援を行います。
- ⑥ ひとり親家庭等の経済的自立に向けた母子父子寡婦福祉資金貸付制度の利用促進や、ひとり親家庭の父、母及び児童の医療費の自己負担助成などにより、経済的な支援を行います。

【施策の展開方向】

C 高齢者や障害者など多様な人々が安心して暮らせる環境の整備

高齢者が豊かな知識や経験、技能等を活かし、積極的に社会に参加するよう、生涯現役社会の実現に向けた取組を推進するとともに、医療や介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組みます。

また、障害のある人もない人も共に暮らしやすい環境づくりに向けて、障害福祉サービス等の充実や、障害のある人の社会的・経済的自立を支援するとともに、障害への理解や相互交流の促進に取り組みます。

さらに、LGBT等の性的マイノリティの方々生きづらさを軽減し、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めるため、性の多様性の理解増進に向けた普及啓発や相談体制の充実等に取り組みます。

【具体的施策】

- ① 高齢者が自らの意欲や知識・経験に応じて、男女が共に活躍できるよう、ボランティア・NPO活動や趣味、スポーツなど、多様な社会参加を促進します。
- ② 高齢者がその意欲と能力に応じて健康で働き続けることができるよう、働きやすい職場環境づくりや、多様な就業機会の確保を進めます。
- ③ 高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組みます。
- ④ 「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って、できる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会」を実現するため、認知症の人やその家族の視点に立った支援の充実や環境・体制づくりを推進します。
- ⑤ 中長期的な視点に立って、質の高い福祉・介護人材の安定的な養成・確保、資質の向上や働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化及び質の向上を促進します。
- ⑥ 障害のある人が希望する地域で自分らしく暮らせるよう、相談支援体制の整備や生活支援サービス等の充実を図ります。
- ⑦ 障害のある人が地域社会で自立して生活し、生活の質を高めるため、就労支援や雇用

の促進、療育・教育の充実、障害者スポーツ・文化芸術活動の振興を図ります。

- ⑧ 障害のある人への理解の促進等により、心理的、物理的な様々な社会的障壁を取り除き、住みよい地域づくりを進めます。
- ⑨ 性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている人々に対する県民の正しい理解と認識を深めるため、啓発活動を行うとともに、パートナーシップ宣誓制度の実施や当事者が抱える悩みや不安が相談できる体制の充実など、安心して暮らせる環境の整備を進めます。
- ⑩ 学校において、児童生徒の発達の段階に即して、LGBTをはじめとした性的マイノリティに係る児童生徒の不安や悩みを受け止め、きめ細かな対応の実施や教育の推進に努めます。

【計画の目標指標】

項 目	現状値		目標値	目標年度
困難を抱える女性への支援に係る市町基本計画を策定している市町数	3市町	R7	13市町	R12
女性相談支援員を設置している市町数	10市	R7	19市町	R12
支援調整会議を設置している市町数	なし	R7	13市町	R12
生活困窮世帯等学習支援事業の実施市町数	13市町	R6	増加させる	R11
「子ども食堂」箇所数	202か所	R6	230か所	R11
65歳から69歳までの働く男女の割合	51.0%	R4	59.8%	R12
住民が主体的に介護予防に資する活動を行う「通いの場」の参加率	5.9%	R5	8.0%以上	R8
地域の支援ニーズとのマッチング会議への参加老人クラブ数（累計）	189クラブ	R6	300クラブ	R8
民間企業における障害者実雇用率	2.77%	R6	3.00%	R12
障害者スポーツ教室参加者数	453人	R4	増加させる	R11
障害者スポーツ指導者養成数	1,043人	R4	1,288人	R11
あいサポート企業・団体認定数	316企業・団体	R6	400企業・団体	R11

重点項目 8 生涯を通じた男女の健康の支援

【現状と課題】

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権が尊重され、尊厳をもって生きることができることは、男女共同参画社会の形成にあたっての大前提です。

女性の就業者が増加する中、働く女性の月経、妊娠・出産、更年期等、女性のライフステージごとの健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、健やかで充実した毎日を送ることができるよう、女性の健康に関する知識の向上を図ることが必要です。男性についても、更年期障害や長時間労働による健康への影響も考えられるところであり、男女双方の健康課題に対する理解やそれぞれの特性に応じた支援が求められます。

また、若年層の望まない妊娠や性感染症の予防などのため、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点に立って、男女ともに性に関する知識を持ち、自ら判断できる能力を養うことが重要です。

さらに、男女が生涯を通じて、健やかに心豊かに生活できるよう、全てのライフステージを通じた健康づくりを推進し、女性が安心して子どもを産み育てることができる環境の整備や支援の充実を図る必要があります。

加えて、飲酒・喫煙やエイズ等の性感染症、薬物乱用など、心身の健康をおびやかす問題について、広報や啓発等を行い、健康被害やその予防に関する正しい理解を得るよう努める必要があります。

【施策の展開方向】

A 生涯を通じた健康づくりの推進

各ライフステージの健康課題に応じ、健康づくりに向けた取組を行政、家庭、学校、職場、地域社会で推進します。

【具体的施策】

- ① 「やまぐち健幸アプリ」等による県民に対する健康行動の促進や、「やまぐち健康経営企業認定制度」等による企業における従業員の健康増進の取組の促進など、企業・行政・関係団体等が連携した取組を推進します。
- ② 「家庭の元気応援キャンペーン」などを通じて、家庭・学校・職場・地域社会が一体となり、早寝早起きや朝食摂取など、子どもの生活習慣の形成に取り組めます。
- ③ 望ましい食習慣の定着に向けて、学校・家庭・地域が連携した組織的・計画的な食育の推進を図ります。
- ④ 思春期特有の悩み等に関する相談窓口として、「思春期ほっとダイヤル」や「女性健康支援センター」による妊娠や心身の健康相談・支援の充実に努めます。
- ⑤ 次世代を健やかに産み育てる基礎となる思春期の保健対策を推進し、関係部局が連携して学校・家庭・地域における性に関する教育等を含む健康教育を促進します。

- ⑥ 女性特有の子宮頸がんや乳がんについて、早期発見・早期治療の必要性について普及啓発するとともに、市町や保険者、関係団体等との連携強化によるがん検診の受診率向上対策を推進します。
- ⑦ 歯・口腔が有する機能について、生涯にわたって、獲得・維持・向上を図ることで、健康寿命の延伸を図る県民運動として、「健口スマイル運動」を推進します。
- ⑧ 相談者に応じた健康の維持・増進等の支援を行う山口県健康エキスパート薬剤師の育成等、産学公連携による薬学的な健康サポートを推進します。

【施策の展開方向】

B 妊娠・出産・産後ケア等に関する健康支援

女性が安心して妊娠・出産できるよう、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を構築するとともに、母子保健対策の充実、また、妊娠・出産の希望を叶えるため不妊治療への支援の充実や周産期医療の充実を図ります。

【具体的施策】

- ① 「市町こども家庭センター」を中心とした切れ目のない地域の相談支援体制を構築する「やまぐち版ネウボラ」の推進や、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケアについて、支援を必要とするすべての方が利用できるよう、サービスの提供体制の充実を図るとともに、SNS等も活用し、子育ての悩みや不安に関する相談・カウンセリング機能の充実など、相談体制の充実を図ります。
- ② 妊婦に対する健康診査や、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問して、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行うなど、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行います。
- ③ 安心・安全な出産に向け、妊婦自身が健康な母体を維持するための取組を推進するとともに、マタニティマーク等を通じて、妊産婦に優しい環境づくりを推進します。
- ④ 若い世代の男女が共に自らの生活や健康に向き合い、出産の希望を叶えるだけでなく、より健康で充実した人生を送ることにもつながるよう、若い世代への周知・啓発を図るとともに、市町・関係団体・有識者等と連携して指導者研修や保護者向け講座の開催等に取り組み、プレコンセプションケアを推進します。
- ⑤ 「不妊専門相談センター」等による、不妊等に関する医学的・専門的な相談、不妊による心の悩み等についての相談体制の充実、不妊治療等に関する普及啓発や職場での不妊治療に関する正しい理解の促進を図るとともに、不妊治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。
- ⑥ 高度・専門的な医療を行う「総合周産期母子医療センター」を拠点として、「地域周産期母子医療センター」や地域の周産期医療施設が、適切な役割分担の下、必要な周産期医療を提供する周産期医療体制の充実を図るとともに、「助産師外来」や「院内助産所」の整備を支援し、助産師の一層の活躍を推進します。

【施策の展開方向】

C 心身の健康をおびやかす問題についての対策の推進

エイズ等の性感染症についての正しい知識の普及啓発を図るとともに、薬物乱用や飲酒・喫煙等の健康被害対策の強化を図ります。

【具体的施策】

- ① 各種広報媒体により、エイズや梅毒等の性感染症に関する正しい知識の普及啓発を図り、感染を予防するとともに、感染不安のある者に対する相談対応や検査の充実、感染者・患者に対する医療の充実を図ります。
- ② 薬物乱用の有害性と乱用防止について、広報・啓発活動や青少年等に対する教育を通じ、薬物乱用を許さない社会環境づくりを進めます。また、飲酒・喫煙について、その健康被害に関する正確な情報の提供を、特に影響が大きい妊産婦や未成年者などを中心に行うとともに、こころの健康の支援など、地域における相談体制の整備等に取り組みます。

【計画の目標指標】

項 目	現状値		目標値	目標年度	
健康寿命[日常生活に制限のない期間の平均]	男性72.01 女性76.43	R4	延伸させる	R12	
健康寿命[日常生活動作が自立している期間の平均]	男性79.92 女性84.39	R4	延伸させる	R12	
健診実施率（特定健康診査）	53.4%	R5	70%	R11	
がん検診受診率	子宮頸がん検診	34.9%	R4	60%	R10
	乳がん検診	34.8%	R4	60%	R10
山口県健康エキスパート薬剤師数	255人	R4	600人	R8	
「こども家庭センター」設置市町数	17市町	R7	19市町	R8	
妊娠中の喫煙率	1.9%	R6	0%	R11	

第5章 計画の推進

今後、本県の男女共同参画の一層の促進を図るためには、県による率先した取組を行うとともに、市町、事業所・団体等が自主的に取り組む男女共同参画の実践活動の推進と、取組における連携・強化が非常に重要です。

このため、市町男女共同参画主管課長会議や「山口県男女共同参画推進連携会議」等を通じて、さらなる連携の強化を図っていくことが必要です。

また、県においては「山口県男女共同参画推進本部」を中心に、関係各課・室が一体となって男女共同参画に向けた取組を推進していくことが重要です。

1 推進体制の整備・機能強化

- 男女共同参画に関する重要事項の調査・審議、施策等の建議などを行う「山口県男女共同参画審議会」を開催し、男女共同参画社会の形成が進むよう、努めます。
- 県における男女共同参画に関する横断組織である「山口県男女共同参画推進本部」を中心に、関係各課・室との連携の下、男女共同参画関連施策の総合的、効果的な推進を図ります。
- 社会の様々な分野の団体で構成し、女性活躍推進法に基づく協議会でもある「山口県男女共同参画推進連携会議」や「女性活躍部会」と連携を図るとともに、男女共同参画社会の推進に向け、幅広い取組を支援・推進していきます。

2 男女共同参画の計画的な推進

- 山口県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画社会の形成の状況や施策の推進状況等について、年次報告として県民に広く情報提供を行い、施策の立案と進捗管理を行います。
- 男女共同参画に関する県民意識や事業所の雇用管理等に関する調査を実施し、男女共同参画を取り巻く状況や実態の把握及び情報提供を行います。
- 男女共同参画相談センターを拠点として、電話・面接相談や弁護士等による専門相談を実施するほか、相談窓口職員研修会の開催等により、相談体制の整備・充実に取り組めます。
- 男女共同参画推進月間（10月）を中心に、ポスター・チラシ等の掲示・配布や講演会・講座等の開催など多様な広報媒体の活用により、効果的な普及啓発に取り組めます。

3 国、市町、事業者、関係団体等との連携強化・協働

- 国、市町、事業者、関係団体等と男女共同参画の推進に関する情報共有や意見の交換を行い、連携して施策を実施します。また、国に対して必要な施策や財政措置の充実等を働きかけます。
- 市町男女共同参画主管課長会議等、会議、研修会等を開催し、市町に対し、男女共同参画の推進に向けた必要な情報の提供や、意見の交換を行うとともに、市町の主体的な取組を支援します。

- 県民活動団体と協働し、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を行うとともに、（公財）山口きらめき財団と連携し、男女共同参画を推進する団体等の自主的な活動への支援に取り組みます。
- 男女共同参画や女性労働者の活躍推進に積極的に取り組む事業者・団体を認証、登録する「やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度」及び「やまぐち女性の活躍推進事業者宣言制度」を推進し、その取組内容等をホームページや事例集により幅広く紹介し、取組を支援します。

4 拠点機能の強化

- 県域における情報の収集・提供や講座・研修、広報・啓発等、様々な取組を推進するため、男女共同参画センターを設置し、各関係機関・団体との連携強化を図ります。
- 各市町や民間団体によるネットワークの形成を積極的に支援します。

第6次山口県男女共同参画基本計画の目標指標一覧

項目	現状値	目標値	目標年度	所管課(室)		
基本目標Ⅰ 男女が共に活躍できる社会づくり						
重点項目1 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり						
男女の地位の平等感 [平等と感じる人の割合]	就職の機会や職場の中で	23.8%	R6	増加させる	R11	男女共同参画課 関係各課
25歳から44歳までの働く女性の割合		80.8%	R4	86.0%	R12	労働政策課
年間総実労働時間(5人以上事務所)		1,638時間	R6	1,630時間	R12	労働政策課
「誰もが活躍できるやまぐちの企業」認定企業数		125社	R6	150社	R12	労働政策課
「やまぐち“とも×いく”応援企業」登録企業数		31社	R5	3,025社	R12	労働政策課
育児休業取得率(男性)		31.0%	R4	85.0%	R12	労働政策課
「やまぐち男女共同参画推進事業者」認証事業者数		882事業者	R6	1,080事業者	R11	男女共同参画課
家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させている人		14.7%	R6	増加させる	R11	男女共同参画課
まちかどネウボラ認定数		102か所	R7	110か所	R11	こども政策課
保育所等利用待機児童数		9人	R7	0人	R11	こども政策課
延長保育実施箇所数		275か所	R6	293か所	R11	こども政策課
病児保育を実施している施設数		36か所	R7	42か所	R11	こども政策課
子育て支援を行っている私立幼稚園の割合		96.6%	R6	100%	R11	学事文書課
放課後児童クラブ待機児童数		292人	R7	0人	R11	こども政策課
テレワーク導入企業の割合		14.6%	R2	32.5%	R12	労働政策課
関係支援機関の支援による女性の創業数		112件	R6	440件	R11	経営金融課
重点項目2 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大						
男女の地位の平等感 [平等と感じる人の割合]	政治活動の中で	15.8%	R6	増加させる	R11	男女共同参画課
ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合		33.7%	R5	40%	R11	男女共同参画課
事業所の部長相当職に占める女性の割合		10.6%	R5	15%	R11	男女共同参画課
事業所の課長相当職に占める女性の割合		14.5%	R5	20%	R11	男女共同参画課
「やまぐち女性の活躍推進事業者」登録事業者数		318事業者	R6	520事業者	R11	男女共同参画課
「やまぐち男女共同参画推進事業者」認証事業者数(再掲)		882事業者	R6	1,080事業者	R11	男女共同参画課
県職員の課長級以上に占める女性職員の割合		16.8%	R7	18%	R8	人事課
県の審議会等委員の女性割合		44.5%	R7	現状の水準を維持	R12	人事課 男女共同参画課
市町の審議会等委員の女性割合		30.7%	R7	40%	R12	男女共同参画課
関係支援機関の支援による女性の創業数(再掲)		112件	R6	440件	R11	経営金融課
重点項目3 地域における男女共同参画の推進						
男女の地位の平等感 [平等と感じる人の割合]	地域活動の中で	41.2%	R6	増加させる	R11	男女共同参画課
自治会長に占める女性の割合		10.8%	R6	15%	R12	男女共同参画課
やまぐち農林漁業ステキ女子数		77人	R6	140人	R12	農林水産政策課
農業委員に占める女性の割合		20.2%	R6	22%	R12	農林水産政策課
消防団員に占める女性の割合		5.3%	R7	増加させる	R12	消防保安課
基本目標Ⅱ 男女共同参画社会に向けた意識改革と行動変革						
重点項目4 男女共同参画の推進に向けた意識改革と行動変革						
「男女共同参画社会」という用語の周知度		67.0%	R6	増加させる	R11	男女共同参画課
男女の地位の平等感 [平等と感じる人の割合]	社会全体として	18.0%	R6	増加させる	R11	男女共同参画課
	家庭生活の中で	33.6%	R6	増加させる	R11	男女共同参画課
	社会通念・慣習・しきたりなどで	14.5%	R6	増加させる	R11	男女共同参画課
	法律や制度の面で	33.9%	R6	増加させる	R11	男女共同参画課
固定的な性別役割分担意識の改革 [「男は仕事、女は家庭」という考えを肯定する者の割合]		27.0%	R6	減少させる	R11	男女共同参画課
6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間		88分	R3	増加させる	R11	こども政策課 男女共同参画課

項 目	現状値	目標値	目標年度	所管課(室)		
基本目標Ⅱ 男女共同参画社会に向けた意識改革と行動変革						
重点項目5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進						
男女の地位の平等感 [平等と感じる人の割合]	学校教育の場で	57.0%	R6	増加させる	R11	教育庁各課 男女共同参画課
「学校内子育てひろば」の設置校数		61校	R7	81校	R11	こども政策課
青少年国際交流事業参加者数(累計)		1,399人	R6	1,844人	R12	国際課 高校教育課
基本目標Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる環境づくり						
重点項目6 あらゆる暴力の根絶						
配偶者暴力に関する市町基本計画を策定している市町数		17市町	R7	19市町	R12	男女共同参画課
DVと認識される行為 [どんな場合でも暴力にあたると思う人の割合]	平手で打つ	76.2%	R6	100%	R11	男女共同参画課
	なぐるふりをして、おどす	61.5%	R6	100%	R11	男女共同参画課
	いやがっているのに性的な行為を強要する	84.8%	R6	100%	R11	男女共同参画課
	大声でどなる	45.7%	R6	100%	R11	男女共同参画課
県男女共同参画相談センターの認知度		23.5%	R6	50%	R11	男女共同参画課
やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」の認知度		9.7%	R6	50%	R11	男女共同参画課
DV被害について、どこ(だれ)にも相談していない割合		64.8%	R6	30%以下	R11	男女共同参画課
性暴力被害について、どこ(だれ)にも相談していない割合		48.6%	R6	30%以下	R11	男女共同参画課
重点項目7 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備						
困難を抱える女性への支援に係る市町基本計画を策定している市町数		3市町	R7	13市町	R12	男女共同参画課
女性相談支援員を設置している市町数		10市	R7	19市町	R12	男女共同参画課
支援調整会議を設置している市町数		なし	R7	13市町	R12	男女共同参画課
生活困窮世帯等学習支援事業の実施市町数		13市町	R6	増加させる	R11	厚政課 こども家庭課
「こども食堂」箇所数		202か所	R6	230か所	R11	こども家庭課
65歳から69歳までの働く男女の割合		51.0%	R4	59.8%	R12	労働政策課
住民が主体的に介護予防に資する活動を行う「通いの場」の参加率		5.9%	R5	8.0%以上	R8	長寿社会課
地域の支援ニーズとのマッチング会議への参加老人クラブ数(累計)		189クラブ	R6	300クラブ	R8	長寿社会課
民間企業における障害者実雇用率		2.77%	R6	3.00%	R12	労働政策課
障害者スポーツ教室参加者数		453人	R4	増加させる	R11	障害者支援課
障害者スポーツ指導者養成数		1,043人	R4	1,288人	R11	障害者支援課
あいサポート企業・団体認定数		316企業・団体	R6	400企業・団体	R11	障害者支援課
重点項目8 生涯を通じた男女の健康の支援						
健康寿命[日常生活に制限のない期間の平均]		男性72.01 女性76.43	R4	延伸させる	R12	健康増進課
健康寿命[日常生活動作が自立している期間の平均]		男性79.92 女性84.39	R4	延伸させる	R12	健康増進課
健診実施率(特定健康診査)		53.4%	R5	70%	R11	健康増進課
がん検診受診率	子宮頸がん検診	34.9%	R4	60%	R10	医療政策課
	乳がん検診	34.8%	R4	60%	R10	医療政策課
山口県健康エキスパート薬剤師数		255人	R4	600人	R8	薬務課
「こども家庭センター」設置市町数		17市町	R7	19市町	R8	こども家庭課
妊娠中の喫煙率		1.9%	R6	0%	R11	こども政策課

具体的施策所管課（室）一覧

計画の内容

基本目標 1 男女が共に活躍できる社会づくり（つづき）

重点項目 2 あらゆる分野における 政策・方針決定過程への 女性の参画拡大	A 事業者等における 女性の参画拡大	①	男女共同参画課／関係各課
		②	男女共同参画課
		③	男女共同参画課
		④	男女共同参画課／経営金融課／労働政策課
		⑤	男女共同参画課
		⑥	男女共同参画課／監理課／会計課
	B 行政等における女性の参画拡大	①	人事課／教育政策課／教職員課／警務課
		②	人事課／男女共同参画課／関係各課
		③	市町課／男女共同参画課
		④	男女共同参画課／議会事務局総務課
	C 様々な分野における 女性の参画拡大	①	医療政策課／経営金融課／労働政策課
		②	産業人材課
		③	経営金融課
④		経営金融課	
⑤		男女共同参画課／長寿社会課／こども政策課／ 経営金融課／労働政策課	
⑥		医療政策課	
⑦		男女共同参画課	

重点項目 3 地域における 男女共同参画の推進	A 地域における 男女共同参画の推進	①	男女共同参画課
		②	県民生活課／厚政課
		③	県民生活課／男女共同参画課
		④	県民生活課／男女共同参画課／地域連携教育推進課／ 関係各課
		⑤	男女共同参画課
		⑥	環境政策課
	B 農山漁村における 男女共同参画の推進	①	農林水産政策課／農業振興課
		②	農林水産政策課
		③	農林水産政策課
	C 防災における 男女共同参画の推進	①	防災危機管理課
		②	防災危機管理課
		③	消防保安課
		④	防災危機管理課

基本目標 2 男女共同参画社会に向けた意識改革と行動変革

重点項目 4 男女共同参画の 推進に向けた 意識改革と行動変革	A 県民意識の醸成に向けた 取組の推進	①	男女共同参画課
		②	男女共同参画課
		③	男女共同参画課
		④	男女共同参画課
	B 人権を尊重した取組の推進	①	人権対策室／男女共同参画課／人権教育課
		②	男女共同参画課
		③	男女共同参画課／関係各課
	C 家庭における男女共同参画の推進	①	男女共同参画課
		②	男女共同参画課
		③	こども政策課／労働政策課
④	男女共同参画課／こども家庭課／地域連携教育推進課		

重点項目 5 男女共同参画の視点に 立った教育・学習の推進	A 男女平等を推進し、 多様な選択を可能にする 教育・学習の推進	①	学事文書課／男女共同参画課／教職員課／義務教育課／ 高校教育課／地域連携教育推進課／人権教育課
		②	こども政策課
		③	男女共同参画課／教職員課／地域連携教育推進課／ 人権教育課
		④	義務教育課／高校教育課
		⑤	国際課／義務教育課／高校教育課
	B 国際交流・国際協力を通じた 男女共同参画の推進	①	国際課
		②	国際課
		③	国際課
		④	国際課
		⑤	男女共同参画課／国際課

具体的施策所管課（室）一覧

計画の内容

基本目標3 男女が健康で、安心・安全に暮らせる環境づくり

重点項目6 あらゆる暴力の根絶	A あらゆる暴力を根絶するための基盤づくり	①	人権対策室／男女共同参画課／義務教育課／高校教育課／人権教育課／人身安全・少年課
		②	男女共同参画課／義務教育課／高校教育課／人権教育課／学校安全・体育課／人身安全・少年課
		③	男女共同参画課／こども家庭課／義務教育課／高校教育課／人権教育課／学校安全・体育課／人身安全・少年課
		④	こども家庭課／人身安全・少年課
	B DV対策の推進	①	男女共同参画課／厚政課／人身安全・少年課／関係各課
		②	男女共同参画課
		③	警察県民課／人身安全・少年課
		④	男女共同参画課
		⑤	県民生活課／男女共同参画課／警察県民課／人身安全・少年課
		⑥	男女共同参画課
		⑦	男女共同参画課／長寿社会課／こども家庭課／人身安全・少年課
		⑧	男女共同参画課／こども政策課／こども家庭課／義務教育課／高校教育課／人権教育課／学校安全・体育課
		⑨	男女共同参画課／こども家庭課
		⑩	男女共同参画課／厚政課／健康増進課／こども家庭課／義務教育課／高校教育課／学校安全・体育課
		⑪	男女共同参画課
		⑫	県民生活課／男女共同参画課／厚政課／医務保険課／健康増進課／こども家庭課／労働政策課／住宅課
		⑬	人身安全・少年課／捜査第一課
		⑭	男女共同参画課／人権教育課
		⑮	男女共同参画課／こども家庭課
		⑯	男女共同参画課
		C 性犯罪・性暴力対策の推進及び被害者支援	①
	②		男女共同参画課
	③		男女共同参画課
	④		県民生活課／男女共同参画課
	D ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等への対策の推進	⑤	警察県民課／人身安全・少年課／捜査第一課
		⑥	男女共同参画課／義務教育課／高校教育課／学校安全・体育課
		⑦	こども家庭課／人身安全・少年課
		①	県民生活課／男女共同参画課／警察県民課／人身安全・少年課
	②	男女共同参画課／労働政策課／教職員課	

具体的施策所管課（室）一覧

計画の内容

基本目標3 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり（つづき）

重点項目7 生活上の困難に 対する支援と 多様性を尊重する 環境の整備	A 困難な問題を抱える 女性等への支援	① 男女共同参画課
		② 男女共同参画課／厚政課／労働政策課
		③ 男女共同参画課
		④ 男女共同参画課
		⑤ 男女共同参画課
		⑥ 男女共同参画課／警察県民課／人身安全・少年課／ 捜査第一課
		⑦ 男女共同参画課
	B ひとり親家庭等に対する支援	① こども家庭課
		② こども家庭課
		③ 厚政課／こども家庭課
		④ こども家庭課
		⑤ こども家庭課／労働政策課
		⑥ 厚政課／こども家庭課
	C 高齢者や障害者など多様な人々が 安心して暮らせる環境の整備	① 県民生活課／長寿社会課／スポーツ推進課
		② 労働政策課
③ 長寿社会課		
④ 長寿社会課		
⑤ 長寿社会課		
⑥ 障害者支援課		
⑦ 障害者支援課／労働政策課		
⑧ 厚政課／障害者支援課		
⑨ 人権対策室／男女共同参画課		
⑩ 義務教育課／高校教育課／人権教育課／ 学校安全・体育課		
重点項目8 生涯を通じた男女の 健康の支援	A 生涯を通じた健康づくりの推進	① 健康増進課
		② 地域連携教育推進課／学校安全・体育課
		③ 健康増進課／学校安全・体育課
		④ こども政策課
		⑤ こども政策課／学校安全・体育課
		⑥ 医療政策課
		⑦ 健康増進課
		⑧ 薬務課
	B 妊娠・出産・産後ケア等に 関する健康支援	① こども政策課／こども家庭課
		② こども政策課
		③ こども政策課
		④ こども政策課
		⑤ こども政策課
		⑥ 医療政策課
	C 心身の健康をおびやかす問題に ついての対策の推進	① 健康増進課
		② 健康増進課／薬務課／こども政策課

付属資料

第6次計画策定の経緯

年月日	実施内容等
令和7年9月8日	◇ 県男女共同参画審議会に対し「山口県男女共同参画基本計画の改定」について諮問 ◆ 県男女共同参画審議会（第1回） ・ 計画骨子案
11月11日	◆ 県男女共同参画審議会（第2回） ・ 計画素案
12月8日	◇ 県議会環境福祉委員会 ・ 計画素案報告
12月10日	◇ 県民意見募集(パブリック・コメント)実施 ➡ 概要は下記のとおり ・ 文書による意見募集（～令和8年1月9日）
令和8年2月16日	◆ 県男女共同参画審議会（第3回） ・ 計画最終案
2月●日	◇ 県男女共同参画審議会から「山口県男女共同参画基本計画の改定」について答申
3月16日	◇ 県議会環境福祉委員会 ・ 計画最終案報告

《参考》第6次山口県男女共同参画基本計画素案に対する意見の募集結果について

- 1 意見の募集期間 令和7年12月10日（水）～令和8年1月9日（金）
- 2 募集方法
文書（郵送・FAX・電子メール）による意見募集
- 3 提出意見 4名、4件

計画の推進に関するもの		
第4章・重点項目4に関するもの		2件
第4章・重点項目5に関するもの		1件
パブリック・コメントの実施方法等に関するもの		1件
合 計		4件

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正：令和 7 年 6 月 27 日法律第 80 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第10条の2 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）

第 18 条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（次項において「男女共同参画センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

（人材の確保等）

第 18 条の 2 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

（調査研究）

第 18 条の 3 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 19 条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第 20 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
 - 3 第 1 項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
 - 4 第 1 項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第二号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第 1 項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

(経過措置)

第 3 条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

第 1 条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第 21 条第 1 項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 4 条第 1 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第 23 条第 1 項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条

第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成11年7月16日法律第102号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第995条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第1305条、第1306条、第1324条第2項、第1326条第2項及び第1344条の規定 公布の日

附 則（令和7年6月27日法律第80号）

（施行期日）

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和7年法律第79号）の施行の日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

最終改正：令和 7 年 6 月 11 日法律第 63 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 基本方針等（第 5 条・第 6 条）

第 3 章 事業主行動計画等

第 1 節 事業主行動計画策定指針（第 7 条）

第 2 節 一般事業主行動計画等（第 8 条—第 18 条）

第 3 節 特定事業主行動計画（第 19 条）

第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表（第 20 条・第 21 条）

第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第 22 条—第 29 条）

第 5 章 雑則（第 30 条—第 33 条）

第 6 章 罰則（第 34 条—第 39 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めると

ともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
 - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同

じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行

う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。

二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第13条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4第1項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第42条、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 2 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 2 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 17 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第 18 条 国は、第 8 条第 1 項若しくは第 7 項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第 3 節 特定事業主行動計画

第 19 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第 2 号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも 1 回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第 20 条 第 8 条第 1 項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が 300 人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異

二 その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合

三 前2号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

四 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第1項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 前項第1号及び第2号に掲げる情報

二 前項第3号に掲げる情報又は同項第4号に掲げる情報の少なくともいずれか一方

3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用する職員の男女の給与の額の差異

二 その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

三 前2号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

四 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第 27 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第 22 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 22 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第 28 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 29 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 30 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第 7 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第 31 条 厚生労働大臣は、第 20 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は第 20 条第 3 項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第 8 条第 7 項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第 32 条 第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 16 条、第 30 条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第 33 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰則

第 34 条 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 22 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第 28 条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかったとき。
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反したとき。

第37条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は、令和18年3月31日限り、その効力を失う。

- 2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成29年3月31日法律第14号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日
- 二及び三 略
- 四 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定（「100

分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。) 、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。) 、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第24号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

二 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和4年3月31日法律第12号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第2条中職業安定法第32条及び第32条の11第1項の改正規定並びに附則第28条の規定 公布の日

二 略

三 第1条中雇用保険法第10条の4第2項及び第58条第1項の改正規定、第2条の規定(第1号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第48条」を「第47条の3」に改める部分に限る。))、同法第5条の2第1項の改正規定及び同法第4章中第48条の前に1条を加える改正規定を除く。)並びに第3条の規定(職業能力開発促進法第10条の3第1号の改正規定、同条に1項を加える改正規定、同法第15条の2第1項の改正規定及び同法第18条に1項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第5条、第6条及び第10条の規定、附則第11条中国家公務員退職手当法第10条第10項の改正規定、附則第14条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第4条第2項及び第18条の改正規定並びに同法第33条の改正規定(「、第11条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第5条の5第1項」とあるのは「船員職業安定法第15条第1項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第15条から第22条まで、第24条、第25条及び第27条の規定 令和4年10月1日

(政令への委任)

第 28 条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第 509 条の規定 公布の日

附 則 (令和 7 年 6 月 11 日法律第 63 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第 1 条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 4 条に 1 項を加える改正規定及び同法第 38 条第 1 項の改正規定(「及び第 2 項」を「、第 2 項及び第 4 項」に改める部分に限る。)、第 3 条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第 2 項(見出しを含む。)の改正規定(「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 18 年 3 月 31 日」に改める部分に限る。)並びに第 4 条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 2 条第 1 項の改正規定、同法第 5 条第 2 項第 3 号の改正規定及び同法附則第 2 条第 1 項の改正規定並びに次条並びに附則第 3 条、第 7 条、第 8 条の 2 及び第 16 条の規定 公布の日

二 第 1 条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第 4 条の規定(同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 12 条の改正規定を除く。)並びに附則第 6 条の規定及び附則第 13 条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)第 47 条の 4 の改正規定(「昭和 41 年法律第 132 号」)の下に「第 27 条の 3 第 1 項、」を加える部分に限る。) 令和 8 年 4 月 1 日

(女性の職業選択に資する情報の公表に関する経過措置)

第 6 条 第 4 条の規定(附則第 1 条第 2 号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度の翌事業年度において行われる同条第 1 項及び第 2 項の規定による情報の公表から適用する。

(政令への委任)

第 7 条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 8 条の 2 政府は、特定受託事業者(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和 5 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。)が受けた業務委託(同法第 2 条第 3 項に規定する業務委託をいう。)に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者(同条第 2 項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。)が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成 30 年 5 月 23 日法律第 28 号

最終改正：令和 3 年 6 月 16 日法律第 67 号

(目的)

第 1 条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第 4 条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第 5 条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第 6 条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たっ

て障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの（次項において「社会的障壁」という。）及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供（同項及び第 11 条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

（啓発活動）

第 7 条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（環境整備）

第 8 条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

（性的な言動等に起因する問題への対応）

第 9 条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第 10 条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

（その他の施策）

第 11 条 国及び地方公共団体は、第 7 条から前条までに定めるもののほか、第 6 条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （令和 3 年 6 月 16 日法律第 67 号）

この法律は、公布の日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号
最終改正：令和 7 年 12 月 10 日法律第 84 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等（第 2 条の 2・第 2 条の 3）

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等（第 3 条—第 5 条の 4）

第 3 章 被害者の保護（第 6 条—第 9 条の 2）

第 4 章 保護命令（第 10 条—第 22 条）

第 5 章 雑則（第 23 条—第 28 条）

第 5 章の 2 補則（第 28 条の 2）

第 6 章 罰則（第 29 条—第 31 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前3号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前3号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条** 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第4条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第5条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第5条の2 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第5項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第3項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第5条の3 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第5条の4 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面に

については、方面本部長。第 15 条第 3 項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第 8 条の 3 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第 9 条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第 9 条の 2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第 4 章 保護命令

(接近禁止命令等)

第 10 条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。))を受けた者に限る。以下この条並びに第 12 条第 1 項第 3 号及び第 4 号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第 12 条第 1 項第 2 号から第 4 号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して 1 年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して 1 年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第 6 項第 1 号において同じ。))の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後 10 時から午前 6 時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に

置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項第1号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第11号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第1項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第2号から第11号までに掲げる行為（同項第5号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第2項第4号及び第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第10条の2 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第18条第1項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第12条第2項第2号及び第18条第1項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して2月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第22号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、6月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第11条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第12条 接近禁止命令及び第10条第2項から第4項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第10条第3項の規定による命令（以下この号並びに第17条第3項及び第4項において「3項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該3項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前2号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前2項の書面（以下「申立書」という。）に第1項第5号イからニまで又は前項第3号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第1項第1号から第4号まで又は前項第1号及び第2号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治41年法律第53号）第53条第1項又は第59条第3項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、接近禁止命令、第10条第2項から第4項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまで又は同条第2項第3号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第14条の2 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第14条の3 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第14条の4 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第4項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第3項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第1項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第1項の規定によりされた申立て等が第3項に規定するファイルに記録されたときは、第1項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第1項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。
(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまで又は同条第2項第3号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第 10 条第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して 3 月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して 2 週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第 6 項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 3 項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して 6 月を経過した日又は当該 3 項命令が効力を生じた日から起算して 3 月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該 3 項命令を発した裁判所に対し、第 10 条第 3 項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該 3 項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る 3 項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第 3 項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第 3 項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第 15 条第 3 項及び前条第 7 項の規定は、第 1 項から第 3 項までの場合について準用する。
(退去等命令の再度の申立て)

第 18 条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第 2 項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第 18 条第 1 項本文の事情」と、同項第 3 号中「事項に」とあるのは「事項及び第 18 条第 1 項本文の事情に」と、同条第 3 項中「事項に」とあるのは「事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第 19 条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第 20 条 削除

(民事訴訟法の準用)

第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)第 1 編から第 4 編までの規定(同法第 71 条第 2 項、第 91 条の 2、第 92 条第 9 項及び第 10 項、第 92 条の 2 第 2 項、第 94 条、第 100 条第 2 項、第 1 編第 5 章第 4 節第 3 款、第 111 条、第 1 編第 7 章、第 133 条の 2 第 5 項及び第 6 項、第 133 条の 3 第 2 項、第 151 条第 3 項、第 160 条第 2 項、第 185 条第 3 項、第 205 条第 2 項、第 215 条第 2 項、第 227 条第 2 項並びに第 232 条の 2 の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 112 条第 1 項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への
----------------	-----------------	---

		掲示を始めた
第 112 条第 1 項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第 113 条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第 111 条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第 133 条の 3 第 1 項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第 151 条第 2 項及び第 231 条の 2 第 2 項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第 160 条第 1 項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第 160 条第 3 項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第 160 条第 4 項	第 2 項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第 160 条の 2 第 1 項	前条第 2 項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第 160 条の 2 第 2 項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第 205 条第 3 項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第 215 条第	事項又は第 2 項の規定によりファイルに記録され	事項

4 項	た事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	
第 231 条の 3 第 2 項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子 情報処理組織を使用する	又は送付する
第 261 条第 4 項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第 5 章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第 4 条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第 4 条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの

二 市町村が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 5 章の 2 補則

(この法律の準用)

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	配偶者	第 28 条の 2 に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第 6 条第 1 項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第 10 条第 1 項から第 4 項まで、第 10 条の 2、第 11 条第 2 項第 2 号及び第 3 項第 2 号、第 12 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで並びに第 2 項第 1 号及び第 2 号並びに第 18 条第 1 項	配偶者	特定関係者
第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 並びに第 12 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第 28 条の 2 に規定する関係を解消した場合

第 6 章 罰則

第 29 条 保護命令（前条において読み替えて準用する第 10 条第 1 項から第 4 項まで及び第 10 条の 2 の規定によるものを含む。第 31 条において同じ。）に違反した者は、2 年以下の拘禁刑又は 200 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 第 3 条第 5 項又は第 5 条の 3 の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 31 条 第 12 条第 1 項若しくは第 2 項（第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 28 条の 2 において読み替えて準用する第 12 条第 1 項若しくは第 2 項（第 28 条の 2 において準用する第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。ただし、第 2 章、第 6 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 7 条、第 9 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 27 条及び第 28 条の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 平成 14 年 3 月 31 日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第 12 条第 1 項第 4 号並びに第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成19年7月11日法律第113号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年7月3日法律第72号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 (平成26年4月23日法律第28号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附 則 (令和元年6月26日法律第46号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第8条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被

被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和4年5月25日法律第52号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日

(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月17日法律第68号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第509条の規定 公布の日

附 則 (令和5年5月19日法律第30号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第7条の規定 公布の日

二 第21条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号。附則第3条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

(保護命令事件に係る経過措置)

第2条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第10条及び第10条の2の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第11条第2項及び第3項並びに第12条第1項及び第2項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第18条第1項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第3条 新法第14条の2から第14条の4までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第1条第2号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第21条の規定の適用については、同条中「第71条第2項、第91条の2、第92条第9項及び第10項、第92条の2第2項、第94条、第100条第2項、第1編第5章第4節第3款、第111条、第1編第7章、第133条の2第5項及び第6項、第133条の3第2項、第151条第3項、第160条第2項、第185条第3項、第205条第2項、第215条第2項、第227条第2項並びに第232条の2の規定を除く。」を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第87条の2の規定を除く。」を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第4条 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第30条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第7条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第8条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和5年6月14日法律第53号）抄

この法律は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第32章の規定及び第388条の規定 公布の日

二 第1条中民事執行法第22条第5号の改正規定、同法第25条の改正規定、同法第26条の改正規定、同法第29条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第91条第1項第3号の改正規定、同法第141条第1項第3号の改正規定、同法第181条第1項の改正規定、同条第4項の改正規定、同法第183条の改正規定、同法第189条の改正規定及び同法第193条第1項の改正規定、第12条、第33条、第34条、第36条及び第37条の規定、第42条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第39条第2項の改正規定、第45条の規定（民法第98条第2項及び第151条第4項の改正規定を除く。）、第47条中鉄道抵当法第41条の改正規定及び同法第43条第3項の改正規定、第48条及び第4章の規定、第88条中民事訴訟費用等に関する法律第2条の改正規定、第91条の規定、第185条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第12条第3項の改正規定、第198条の規定並びに第387条の規定 公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和7年12月10日法律第84号）

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年5月25日法律第52号

最終改正：令和4年6月17日法律第68号

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 基本方針及び都道府県基本計画等（第7条・第8条）

第3章 女性相談支援センターによる支援等（第9条—第15条）

第4章 雑則（第16条—第22条）

第5章 罰則（第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第5条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第6条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）

第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第2章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第7条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第8条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第3章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第9条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第11条第1項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第5号まで及び第12条第1項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
- 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第3項第2号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第3項第2号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第3項第2号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。
(女性相談支援センターの所長による報告等)

第10条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第23条第2項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。
(女性相談支援員)

- 第11条** 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第20条第1項（第4号から第6号までを除く。）並びに第22条第1項及び第2項第1号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。
- 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第20条第2項及び第22条第2項第2号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
 - 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

- 第12条** 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。
- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
 - 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

- 第13条** 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。
- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第14条 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和25年法律第204号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成7年法律第86号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第15条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第9条第7項又は第12条第2項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前2号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第4章 雑則

（教育及び啓発）

第16条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けられるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第17条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第18条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第19条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第20条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第1号から第3号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 女性相談支援センターが行う第9条第3項第2号の一時保護（同条第7項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第13条第1項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を

抱える女性への支援に要する費用

- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第 13 条第 2 項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第 21 条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の 4 分の 3 以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第 1 項第 6 号の委託及び同条第 3 項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第 22 条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第 20 条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が第 20 条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 3 号及び第 5 号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第 3 号に掲げるものに限る。）
 - 二 市町村が第 20 条第 2 項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第 20 条第 1 項の規定により支弁した費用のうち同項第 6 号に掲げるもの及び市町村が同条第 3 項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第 2 項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第 5 章 罰則

第 23 条 第 9 条第 8 項又は第 15 条第 5 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第 3 条、第 5 条及び第 38 条の規定 公布の日
- 二 附則第 34 条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）の公布の日のいずれか遅い日
- 三 略
- 四 附則第 36 条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第 2 条 政府は、この法律の公布後 3 年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第 3 条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第 4 項の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定により定められ、同条第 4 項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第 10 条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第11条 旧婦人補導院法第12条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第19条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月15日法律第66号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第7条、第8条及び第17条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第16条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第17条 附則第3条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月17日法律第68号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第509条の規定 公布の日

山口県男女共同参画推進条例

平成 12 年 7 月 11 日山口県条例第 34 号
最終改正：平成 17 年 7 月 12 日条例第 52 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 男女共同参画に関する基本的施策（第 7 条—第 19 条）

第 3 章 山口県男女共同参画審議会（第 20 条）

附則

すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思によって個性豊かで多様な生き方を選択することができる社会を実現することは、私たち山口県民の願いであり、これまで、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組が進められてきた。

しかしながら、いまだに、性別による固定的な役割分担意識をはじめ、男女の自由な活動の選択を妨げる要因が根強く残っている。

このような状況の中で、今後、少子・高齢化の進展等、社会の急速な変化に的確に対応しつつ、男女平等を基礎とし、男女が社会のあらゆる分野において共に参画し、共に責任を分かち合うことのできる県づくりを進めていくことは、重要な課題である。

ここに、私たちは、男女が、互いにその生き方を尊重し、共に喜びを分かち合うことのできる、豊かで活力に満ちた山口県を目指すことを決意し、男女共同参画の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる機会を確保することが極めて重要であることにかんがみ、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が県その他の団体における施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画は、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、推進されなければならない。

6 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画は、国際社会の動向を勘案して、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら努めるとともに、県が実施する男女共同参画に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第6条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するように努めなければならない。

2 県民は、男女共同参画を阻害するようなセクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせるような性的な言動をいう。）及び男女間の暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。）を根絶するように努めなければならない。

第2章 男女共同参画に関する基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市町男女共同参画計画の策定に関する助言等)

第8条 知事は、市町に対し、当該市町の区域における男女共同参画に関する施策についての基本的な計画の策定に関し、技術的な助言、情報の提供等を行い、又は当該技術的な助言、情報の提供等を行うため必要な資料の提出を求めることができる。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(調査研究)

第10条 県は、男女共同参画に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するものとする。

(県民の理解を深めるための措置)

第11条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるように適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第12条 事業者及び県民の間に広く男女共同参画に対する関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年10月とする。

3 県は、男女共同参画推進月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(男女共同参画に関する教育及び学習の振興)

第13条 県は、県民があらゆる機会を通じて男女共同参画に対する関心と理解を深めることができるようにするため、学校教育及び社会教育における男女共同参画に関する教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(民間活動に対する支援)

第 14 条 県は、事業者又は県民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(推進体制の整備)

第 15 条 県は、国、市町、事業者及び県民と連携しつつ、男女共同参画に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、男女共同参画に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(年次報告)

第 16 条 知事は、毎年、県議会に、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

(事業者の報告)

第 17 条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(苦情の申出の処理)

第 18 条 知事は、県が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事業者又は県民からの苦情の申出の適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、前項の申出のうち特に必要があると認められるものについては、審議会の意見を聴くものとする。

(相談の申出の処理)

第 19 条 知事は、関係行政機関と協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する事業者又は県民からの相談の申出の適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、前項の申出を処理する職員（以下「男女共同参画相談員」という。）を置くものとする。

3 男女共同参画相談員は、次に掲げる事務を行う。

一 事業者又は県民の相談に応ずること。

二 申出の処理のために必要な調査、指導及び助言をすること。

三 前2号に掲げるもののほか、関係行政機関への通知その他申出の処理のために必要な措置を講ずること。

4 知事は、第1項の申出のうち必要があると認めるものについては、審議会の意見を聴くことができる。

第 3 章 山口県男女共同参画審議会

第 20 条 男女共同参画に関する重要事項についての調査及び審議並びに男女共同参画に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての建議に関する事務を行わせるため、審議会を置く。

2 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満としないものとする。

4 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例（昭和 28 年山口県条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部山口県女性問題対策審議会の項を削る。

附 則（平成 17 年条例第 52 号）

この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

山口県男女共同参画審議会規則

平成 12 年 9 月 29 日山口県規則第 141 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、山口県男女共同参画推進条例（平成 12 年山口県条例第 34 号。以下「条例」という。）第 20 条第 5 項の規定に基づき、山口県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議(以下この条及び第 7 条第 3 項において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会の会議は、会長が招集する。

4 部会の議長は、部会に属する委員が互選する。

5 前条第 3 項及び第 4 項の規定は、部会の会議に準用する。

(専門委員会)

第 6 条 審議会は、条例第 19 条第 4 項の規定により知事から意見を聴かれた事項を調査審議するため、専門委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

2 委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 委員会に委員長を置き、委員会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 委員長は、委員会の事務を掌理する。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 委員会の会議は、会長の承認を受けて委員長が招集する。

7 第 4 条第 2 項から第 4 項までの規定は、委員会の会議に準用する。

8 審議会は、その定めるところにより、委員会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(参与)

第 7 条 審議会に参与若干人を置く。

2 参与は、県議会議員及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱する。

3 参与は、会議に出席し、発言することができる。

4 第 2 条の規定は、参与の任期について準用する。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、環境生活部男女共同参画課において処理する。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

第13期 山口県男女共同参画審議会 委員・参与名簿

任期：令和6年10月1日～令和8年9月30日

【委員】 (11人)	
上野 綾華	弁護士
岡野 明子	株式会社丸久 人事能力開発部マネージャー
川村 一真	山口大学経済学部 准教授
佐々木 直美	山口県立大学看護栄養学部 教授
千々松 葉子	公募
刀禰 信子	山口県人権擁護委員連合会 男女共同参画委員会委員長
中村 康彦	山口県立総合医療センター 統括副院長
久富 海	日本労働組合総連合会山口県連合会 副事務局長
古田 尊子	山口県連合婦人会 理事
宮本 道浩	山口県経営者協会 専務理事
山本 敏和	社会福祉法人山口県社会福祉協議会 事務局長
【参与】 (2人)	
景山 孝之	山口地方法務局人権擁護課長
小宮山 隆一	山口労働局雇用環境・均等室長

山口県男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画に関する諸施策を総合的、効果的に推進するため、山口県男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 男女共同参画に関する施策の総合的、効果的な推進に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策の推進について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長、参与及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、副知事をもって充てる。

4 参与は、公営企業管理者をもって充てる。

5 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

2 前項の会議の議長は、本部長をもって充てる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、環境生活部長をもって充てる。

4 副幹事長は、環境生活部次長をもって充てる。

5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

6 幹事会は、本部長の命をうけて推進本部の事務を処理する。

7 第4条第2項及び前条の規定は、副幹事長の職務及び幹事会の会議に準用する。

(プロジェクト・チーム)

第6条の2 女性の活躍促進に取り組むため、推進本部に、女性の活躍促進プロジェクト・チームを置く。

2 プロジェクト・チームの構成員は、幹事長が指名する。

3 プロジェクト・チームは、本部長の命を受けて、第2条各号に掲げる事項について調査・研究する。

(ワーキング・グループ)

第7条 幹事会に、必要に応じてワーキング・グループを置くことができる。

2 ワーキング・グループの構成員は当該職員が所属する課・室等の長と協議し、幹事長が指名する。

3 ワーキング・グループは、第2条各号に掲げる事項について調査・研究する。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、環境生活部男女共同参画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年10月1日から施行する。
- 2 山口県女性行政推進協議会設置要綱（昭和53年4月27日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

総務部長 総合企画部長 環境生活部長 健康福祉部長 産業労働部長 観光スポーツ文化部長 農林水産部長 土木建築部長 会計管理局长 副教育長 警察本部警務部長 警察本部生活安全部長

別表第2

総務部人事課長 総合企画部政策企画課長 環境生活部県民生活課長 健康福祉部厚政課長 産業労働部産業政策課長 観光スポーツ文化部観光政策課長 農林水産部農林水産政策課長 土木建築部監理課長 会計管理局会計課長 教育庁教育政策課長 警察本部警務課長
--

山口県男女共同参画推進連携会議設置要綱

(名称)

第1条 この会議は、山口県男女共同参画推進連携会議（以下「連携会議」という。）という。

(目的)

第2条 連携会議は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、職場・学校・地域・家庭などあらゆる分野における各種団体や行政との緊密な連携のもとに、男女共同参画社会の推進に努めることを目的とする。

(組織)

第3条 連携会議は、別表1に掲げる団体（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(所掌事項)

第4条 連携会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けての活動に関する事。
- (2) 男女共同参画社会の推進に係る施策等の普及啓発に関する事。
- (3) 男女共同参画社会の推進に係る情報交換及び情報提供に関する事。
- (4) その他連携会議の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(委員)

第5条 連携会議の委員は、構成団体から選出された者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第6条 連携会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、連携会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

(会議)

第7条 連携会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 委員は、会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(女性活躍部会)

第8条 連携会議に、女性活躍部会を置く。

- 2 女性活躍部会は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるよう努めることを目的とする。
- 3 女性活躍部会に属すべき委員は別表2に掲げる団体をもって組織する。
- 4 前条第3項の規定は、女性活躍部会の会議について準用する。
- 5 女性活躍部会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 女性活躍の推進に係る施策等への提言及び意見交換に関する事。
 - (2) 女性活躍の推進に係る情報交換及び情報提供に関する事。
 - (3) その他部会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(庶務)

第9条 連携会議の庶務は、環境生活部男女共同参画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

分 野	団 体 名
地域活動関係	山口県自治会連合会
	山口県少年団体活動振興協議会
	山口県女性団体連絡協議会
福祉関係	山口県社会福祉協議会
	山口県保育協会
保健医療関係	山口県病院協会
	山口県医師会
	山口県歯科医師会
	山口県薬剤師会
企業関係	山口県経営者協会
	山口経済同友会
	山口県商工会議所連合会
	山口県商工会連合会
	山口県中小企業団体中央会
労働関係	日本労働組合総連合山口県連合会
農林水産関係	山口県農業協同組合中央会
	山口県森林組合連合会
	山口県漁業協同組合
土木建築関係	山口県建設業協会
	山口県建築士会
教育関係	山口県私立幼稚園協会
	山口県私立中学高等学校協会
	山口県専修学校各種学校協会
	山口県私立大学協会
	山口県 P T A 連合会
	山口県公立高等学校 P T A 連合会
行政関係	山口県市長会
	山口県町村会

(令和 5 年 9 月 1 日現在 28 団体)

(オブザーバー)

山口労働局

別表2（第8条関係）

分野	団体名
企業関係	山口県経営者協会
	山口県商工会議所連合会
	山口県商工会連合会
	山口県中小企業団体中央会
	山口経済同友会
労働関係	日本労働組合総連合山口県連合会

(オブザーバー)

山口労働局

用語解説

用 語	解 説
あいサポート企業・団体	誰もが、多様な障害の特性、障害のある方が困っていること、障害のある方への必要な配慮などを理解して、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障害のある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）をつくっていくことを目的とした運動である「あいサポート運動」の普及等に、社員研修などを活用して積極的に取り組む企業・団体。
アウトリーチ	英語で「外へ(out)手を伸ばす(reach)」ということを意味し、積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。
アセスメント	支援対象者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助活動に先立って行われる一連の手続き。事前評価、初期評価ともいう。
一時保護	本人の同意を原則として、次の場合に一時的に保護を行うこと。 ①性的な被害等を防ぐため、緊急保護が必要な場合、②配偶者の暴力から保護することが必要な場合、③同居者等からの暴力から保護することが必要な場合、④ストーカー行為から保護することが必要な場合、⑤人身取引被害から保護することが必要な場合、⑥定まった住居を有さず、又は帰宅することで心身に有害な影響を与えるおそれがあり、保護が必要な場合、⑦心身の健康の確保及び関係機関による回復に向けた支援につなぐために保護が必要な場合、⑧その他、一時保護を行わなければ生命又は心身の安全が確保されないおそれがある場合。
一般事業主行動計画（女性活躍推進法）	企業が、女性の職業生活における活躍に向けて、採用から配置・育成、妊娠・出産・子育て期を通じた継続就業、登用促進などの取組を行うために策定する計画。常時雇用する労働者が101人以上の企業に策定が義務付けられ、その他の企業は努力義務となっている。
SNS	Social Networking Service の略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供できるサービス。
NPO	Non Profit Organization の略。「民間非営利組織」と訳される。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど、様々な分野における営利を目的としない住民の自発的意思による活動団体。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。
LGBT	多様な性をあらかず言葉のうち、Lesbian（レズビアン：女性として女性が好きな人）、Gay（ゲイ：男性として男性が好きな人）、Bisexual（バイセクシュアル：男女両性を好きになる人）、Transgender（トランスジェンダー：「身体の性」と「心の性」が一致しない人や違和感のある人）の4つの頭文字を組み合わせた言葉のこと。性的マイノリティを総称する言葉としても使用される。

お父さんの育児手帳	男性の育児参加に対する意識を高め、育児参加を促し、誰もが安心して生み育てられる環境づくりを推進していくことを目的として、平成26(2014)年度から、県内各市町において、母子健康手帳と併せて配布している手帳のこと。
家庭の日	家庭が果たす役割の重要性を認識し、家族のきずなを深める取組をするため、毎月第3日曜日を標準として、県民自らが定める日。「子育て文化創造条例」においては、事業者や民間団体も同様に「家庭の日」を定め、県民の取組の支援に努めるとしている。
家事から始まる男女共同参画手帳	家庭内から女性の活躍を支援するため、男性の家事・育児への参加促進を目的とした冊子。具体的な家事分担について夫婦で考えるきっかけとなるよう、家事&育児分担表などを掲載している。
家族経営協定	農業や漁業経営に参画する個人の地位及び役割を明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて、家族の話し合いにより取り決めるもの。
学校内子育てひろば	未来を担う若い世代が、家庭や子どもを持つことの楽しさや素晴らしさを身近に感じる機会を創出するため、中学校や高等学校の学校内に開設し、未就園児親子と中学生や高校生が交流する「子育てひろば」のこと。
キャリアカウンセリング	求職者や転職希望者等の円滑な再就職及び労働移動を支援するため、求職者等に対して自らの職業生活設計を踏まえたカウンセリング(相談に応じること)を行うこと。こうしたカウンセリングを行う専門家をキャリアカウンセラーという。(キャリア=経歴、職歴)
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生の間に生む子どもの数の平均を表す。
高等職業訓練促進給付金	看護師、介護福祉士等の就職に有利な資格を取得するため、1年以上養成機関において修業するひとり親家庭の母又は父に対し、修業期間中の生活の安定を図るために支給される給付金のこと。
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」等のように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。 男女間における可能性や選択の幅に差異が生じるおそれがあることから、これを改革するものであり、各家庭で決められた役割分担まで否定するものではない。
こども食堂	地域にある様々な場所を活用して、全ての子どもが安全で安心して気軽に立ち寄ることができる、食事の提供を通じた居場所のこと。
困難な問題を抱える女性	性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)のこと。
支援調整会議	困難な問題を抱える女性に早期に円滑かつ適切な支援を行うため、地方公共団体が、関係者を集めて組織する会議体のこと。

ジェンダーアイデンティティ	自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識のことで、その性質は、本人のその時々的主張を指すものではなく、自身の性別についてのある程度の一貫性を持った認識を指すもの。
ジェンダーギャップ指数	世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び健康分野のデータから算出され、性別による格差を明らかにできる指数のこと。
市町こども家庭センター	市町が設置する、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の機能を統合した、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機関のこと。
周産期医療	周産期とは、妊娠満22週から出生後満7日未満までの期間をいい、母子ともに生命に関わる事態が発生する可能性がある。周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて、産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療体制が必要であることから、特にこのように表現される。
情報モラル教育	情報社会において、インターネット等の情報の受信者・発信者、それぞれの立場としての自覚を持って、適正な利用を行うために必要となる考え方と実践する態度を育成する教育。
女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）	昭和54(1979)年に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56(1981)年に発効。我が国は昭和60(1985)年に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。
女性自立支援施設	困難な問題を抱える女性を入所させての保護、入所者の心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助、自立の促進のための生活支援、退所者の相談・援助、同伴児童に対する学習及び生活支援を行う施設。令和6(2024)年度に「婦人保護施設」から改称された。
女性相談支援員	困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う者。令和6(2024)年度に「婦人相談員」から改称された。
女性相談支援センター	困難な問題を抱える女性の立場に立った相談対応や相談を行う機関の紹介、支援対象者及び同伴家族の安全確保・一時保護、心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助等、自立の促進や保護を受ける施設の利用に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行う施設。令和6(2024)年度に「婦人相談所」から改称された。
自立支援教育訓練給付金	職業能力開発のため、国が対象とする講座（雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座）を受講したひとり親家庭の母又は父に対して支給される給付金のこと。
人身取引	搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくは脆弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受すること。

STEAM教育	Science (科学)、Technology (技術)、Engineering (工学・ものづくり)、Liberal Arts (芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等)、Mathematics (数学) 等の各教科での学習を実社会での課題解決に活かしていくための教科等横断的な教育のこと。
ステップハウス	一時保護の後、すぐに自立生活に移ることが難しい女性等を対象として、心のケアや自立に向けた準備をするための施設のこと。
ストーカー行為	特定の者に対する好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨感情を充足する目的で、その特定の者や家族に対して行うつきまとい、待ち伏せ等の行為を「つきまとい等」とし、この行為を同一者に対し、繰り返し行うこと。（「ストーカー規制法」の定義）
性自認	自分の性をどの様に認識しているのかをあらわすものであり、「心の性」と言われることもある。
性的指向	人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。
セクシュアル・ハラスメント	広義では、「他の人を不快にさせる性的な言動のこと」を指す。男女雇用機会均等法においては、「職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること」とされている。
誰もが活躍できるやまぐちの企業	長時間労働の縮減や仕事と生活の両立支援に積極的に取り組み、若者、女性、高齢者、障害者など多様な人材が活躍できる職場環境づくりに成果を上げている企業として、やまぐち働き方改革推進会議会長（知事）が認定した企業のこと。
短時間正社員	フルタイム正社員より一週間の所定労働時間が短い正社員をいう。フルタイム正社員より所定労働時間が短いことから、労働者が育児・介護、自己啓発などの必要性に応じて、正社員のまま仕事を継続する、または正社員として雇用機会を得ることができるため、多様就業型ワークシェアリングの代表的制度として、その普及や定着が期待されている。
地域子育て支援拠点	地域において、子育て親子の交流や相談・助言、情報提供等を行う子育て支援の拠点となる施設のこと。
地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制のこと。
DX	デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation) の略。情報通信技術の活用により人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
DV	domestic violenceの略。一般的に、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」をいい、身体的暴力のみならず、精神的、性的暴力なども含まれる。
デジタル人材	AIやIoT、5Gなどデジタルに係る専門知識を有する人材のこと。
テレワーク	情報通信技術を利用して、オフィス勤務の場合のように時間・場所など条件にとらわれずに、オフィス以外の場所で勤務する就業形態のこと。

配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、医学的又は心理学的な指導、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行う施設。山口県内では、「山口県男女共同参画相談センター」及び「宇部市男女共同参画センター・フォー・ユー」を「配偶者暴力相談支援センター」としている。
パートナーシップ宣誓制度	同性のカップルが自治体にパートナー関係を宣誓することで、婚姻に準じた関係を公的に証明（宣誓書受領証等の交付）する制度。
フリーター	15～34歳の在学していない者で、女性は未婚であり、有業者については勤務先での呼称がパート、アルバイトである者、現在無業である者については、家事も通学もしておらず「パート、アルバイト」を希望している者
プレコンセプションケア	男女ともに早い時期から性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、将来のライフプランを考えて健康管理を行うよう促すこと。
フレックスタイム制	1か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ決めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度のこと。
北京宣言及び行動綱領	平成7（1995）年の第4回世界女性会議で採択されたもの。行動綱領は下記の12の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントのための戦略目標と行動を記している。 ①女性と貧困 ②女性の教育と訓練 ③女性と健康④女性に対する暴力⑤女性と武力闘争 ⑥女性と経済 ⑦権力及び意思決定における女性 ⑧女性の地位向上のための制度的な仕組み ⑨女性の人権 ⑩女性とメディア ⑪女性と環境 ⑫女児
保護命令	配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより配偶者に対して発する命令のこと。被害者への接近禁止命令や電話等禁止命令、被害者の同居の子や親族等への接近禁止命令、被害者とともに生活の本拠としている住居からの退去命令がある。保護命令に違反すると、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。（男女共同参画社会基本法第2条第2号参照）
マタニティ・ハラスメント	働く女性が、妊娠・出産をきっかけに、職場で、精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産を理由とした解雇や雇止め、自主退職の強要で、不利益を被ったりするなどの不当な扱い。
マタニティマーク	妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの。

まちかどネウボラ	地域子育て支援拠点のうち、研修受講など一定の要件を満たしたものに對し、県が認定したもの。
面前DV	子どもの前でDVが行われること。子どもへの心理的虐待にあたる。
薬学的な健康サポート	身近な薬局・薬剤師が、学術的な知識、経験などを活かした相談対応、県民が自ら行う健康管理への助言、受診勧奨などの総合的な支援を行うこと。
山口県健康エキスパート薬剤師	2021（令和3）年2月に開始した県独自の登録制度で、地域において学術的な知識、経験などを活かして、医療・健康・保健等から総合的に県民の支援を行う薬剤師のこと。
やまぐち健幸アプリ	健康寿命の延伸に向け、県が開発したスマートフォン用ウォーキングアプリのこと。平成31(2019)年4月1日から正式配信を開始。日常の歩数や体重、血圧などの健康情報を記録して「見える化」するほか、仲間や職場での競争、ポイント獲得などのゲーム的な要素を付加し、健康づくりの「日常化」を促進する。
やまぐち健康経営企業認定制度	企業が健康経営の視点で行う、従業員の健康増進に向けた検診・健康診査の受診促進や運動・食事、たばこ対策等の取組を、県が評価して認定する制度のこと。
やまぐち子育て県民運動	社会全体で子どもや子育て家庭を支える環境づくりを進めるため、2003(平成15)年8月から山口県独自に取り組んでいる、県民総参加で子育て支援の輪を広げる運動のこと。
やまぐち子育て連盟	若い世代が希望を叶え、安心して結婚し、妊娠・出産、子育てができる切れ目ない支援を、やまぐち子育て県民運動として企業、地域、行政等が、協働して展開する団体。
山口しごとセンター	就職活動に役立つ相談・情報提供・職業紹介等の支援をワンストップで行う施設のこと。県が平成16(2004)年に新山口駅前に設置した「山口県若者就職支援センター」を改組し、平成30(2018)年8月開設。支援対象は、概ね40歳未満の若者及びUターン希望者に加え、改組後はシニア、女性も対象とする。
やまぐち女性活躍応援団	女性活躍の推進に積極的に取り組んでいく姿勢を県内経営者に広く発信し、県内事業所へ取組の波及・拡大につなげていくことを目指し、県、経済5団体、大学リーグやまぐち、県市長会・町村会の産学公関係団体の代表により結成した組織のこと。
やまぐち女性の活躍推進事業者宣言制度	女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現する気運の醸成を図るため、女性労働者に対する活躍の推進に関する取組を積極的に行うことを宣言する事業者や団体を登録し、広報や必要な情報の提供等を通してその活動を支援する制度。
やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度	男女共同参画社会の実現に向け、社会全体で男女共同参画を推進する気運の醸成を図るため、男女共同参画に向けた自主的な活動に積極的に取り組んでいる事業者や団体を認証し、広報や必要な情報の提供等を通してその活動を支援する制度。

やまぐち“とも×いく”応援企業登録制度	「育児休業取得率100%」及び「1箇月以上の育休取得」を推奨する次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、男女ともに希望どおり、育児休業を取得することが当たり前となり、働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を登録する制度のこと。令和6（2024）年2月創設。
やまぐち農林漁業ステキ女子	県域や地域、経営体内で、経営発展に向けた実践活動に取り組む若手女性農林漁業者のこと。
やまぐち版ネウボラ	妊娠期から子育て期まで手厚い支援を行うフィンランドの取組（ネウボラ）を参考に、子育て世代包括支援センターを中心とした切れ目のない地域の相談支援体制を全県で推進する山口県独自の取組のこと。
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見やその適切な保護を図るため、必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童に対する支援に関する協議を行う協議会のこと。
ライフイベント	結婚・出産、就職・転職、家事・育児などといった、人生で起こりうる様々な出来事のこと。
リスキリング	業務上必要とされるスキルの大幅な変化に適応するため、必要なスキルを獲得する・させること。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ （性と生殖に関する健康と権利）	リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6（1994）年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。
ロールモデル	将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考にする役割モデルのこと。
労働ほっとライン	県内全域からの電話による労働相談に一元的に対応するため、山口県労働政策課内に開設した電話窓口。労働問題の専門家である社会保険労務士が対応。（電話 083-933-3232）
労働力率	生産年齢人口（15歳以上）に占める労働力人口の割合。
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	誰もが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

第6次山口県男女共同参画基本計画

山口県環境生活部男女共同参画課

住 所 〒753-8501 山口市滝町1番1号

電 話 083-933-2630

ファックス 083-933-2639

Eメール a12800@pref.yamaguchi.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12800/index/>



夢わかちあい
個性きらめく明日へ
～ 男女共同参画社会 ～